

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 4 (2022) 年 6 月
鈴鹿医療科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	51
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. 段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育	86
基準 B. 国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育	91
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	112
エビデンス集（データ編）一覧	112
エビデンス集（資料編）一覧	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 鈴鹿医療科学大学の建学の精神・基本理念

(1) 学則で示されている建学の精神

鈴鹿医療科学大学（以下「本学」）は、平成3(1991)年4月に開学した保健・医療・福祉に関連したスペシャリストを育成する大学である。

鈴鹿医療科学大学学則の冒頭、第1条で、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する専門の学理と技術の教授・研究を行い、併せて科学、技術の進歩を、真に人類の福祉と健康の向上に役立たせうる有能な人材を育成することを目的とする。」と述べており、この目的は本学の建学の精神「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」と合致している。

(2) 建学の精神及び教育の理念を設定した背景

平成3(1991)年の設立時には、次のような時代背景があった。

「最近における医療科学の急速な進歩によって、医療は医師のみによって行われる時代は去り、これからは医師と医療技術者とが表裏一体となり、医療を支え発展させなければならない。医療科学は、いうまでもなく基礎・基礎医学、理工学、薬学、栄養学はもちろん社会学に至るまで、多数の学問分野との間に広がる広い学際的領域を包括した巨大な学問分野へと成長している。しかしながら、我が国における医療科学はその歴史が浅く、欧米諸国に比べて、その水準は高まりつつあるが、未だ満足すべき領域には達していない。現在、我が国の医療科学分野における専門教育は、主として3年で終わる技術者教育であり、実践的・職業的教育を重視した中堅的人材養成をその主たる目的としている。技術者養成の役割は果たしているが、卒業後の再教育や研修を行う機関がなく、専門教育の分野では取り残された領域とすることができる。それにもかかわらず、医療技術は、核磁気共鳴装置や超音波装置などをはじめとして先端技術の導入により急速な進歩を遂げ、且つ、将来にわたって進歩し続けなければならない分野であるため、専門技術者や研究者の養成は緊急の課題である。」

本学はこのような社会的要請に応えるため「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」という建学の精神のもとに創設し、「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」という教育の理念を掲げた。

2. 本学の使命・目的

(1) 使命・目的に基づく人材育成

本学の建学の精神と教育の理念に基づき、その使命・目的を具現化するため5つの教育目標を掲げている。その内容は以下に示すとおりである。

- ① 高度な知識と技能を修得する
- ② 幅広い教養を身につける
- ③ 思いやりの心を育む
- ④ 高い倫理観を持つ
- ⑤ チーム医療に貢献する

また、大学院学則第1条においても、「本大学院は鈴鹿医療科学大学建学の精神に則り、

医療科学技術の分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め医療科学技術の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。」と述べており、本学の建学の精神並びに教育の理念、前述の5つの教育目標に立脚した人材育成を行っている。

(2) 使命・目的と教育の質の向上

大学学則第1条の2に、「本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。」と述べ、教育基本法及び学校教育法を始めとし、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準などの関連諸法に準拠した大学運営を行っている。

また、建学の精神及び教育の理念に則り、平成22(2010)年度から3年に渡る検討と準備を経て、平成26(2014)年度4月に基礎教養科目を中心に教育課程を一新した。この改革により、将来、保健・医療・福祉分野で働く人にとって必要な知識と教養を見直し、初年次教育の充実を図るとともにチーム医療に必要な知識や技術を修得させるための「医療人底力教育」カリキュラム群を展開し、現代医療のニーズに即した質の高い教育、人材育成に努めており、本学の使命・目的が反映された教育プログラムを実践している。教育プログラムの運用面を司る「医療人底力教育センター運営委員会」において、プログラムの実践状況と見直しを行い、教務委員会へ随時報告している。また教務委員会より各学科「教育質保証委員会」へ情報提供と今後の課題を共有することで、基礎教育における進捗状況を全学で確認し使命・目的に則った教育の質の向上に努めている。また、各職種を養成するためのコア・カリキュラムあるいは養成プログラムに準拠した質の高い教育が行えるよう、国の指針や法改正に則ったカリキュラムの編成を行い、随時点検・評価を行いながら教育の質の向上に努めている。

(3) 本学の使命・目的と将来計画

本学の使命・目的として教育の理念である「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」を達成するために、長期目標である「鈴鹿医療科学大学基本方針2015」を軸に、「第1期中期計画(3年)」、「第2期中期計画(3年)」及び1年毎の「活動計画」を策定してきた。

「基本方針2015」には、7つの具体的な方針が以下のとおり定められた。

【鈴鹿医療科学大学基本方針2015】

- ① 満足度の高い教育の推進
- ② さらなる医療・福祉の総合大学化と魅力づくり
- ③ 戦略的広報の展開
- ④ 次世代を担う教職員の養成とモチベーションの向上
- ⑤ 外部資金の獲得と独創的な研究
- ⑥ 公益性と収益性の両立
- ⑦ 教育の実践の場としての医療・福祉施設の展開

この方針を受けて10の重点分野を定め、それぞれの中期計画及び活動計画の内容に連動している。

平成 27(2015)年の自己点検・評価の実施以降、6 年間の自己点検・評価活動による成果を踏まえ、長期目標である「基本方針 2021」を新たに定め、7 つの具体的な方針が以下のとおり定められた。

【鈴鹿医療科学大学基本方針 2021】

- ① 面倒見の良い、魅力ある大学
- ② 留学生の確保
- ③ 本学の特色を生かした研究を通じた社会貢献
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 医療・福祉の総合大学化の完成と改組
- ⑥ 新学部や附属病院の進展を検討
- ⑦ 大地震など災害への備え

この方針を受けて 11 の重点分野を定め、それぞれの中期計画及び活動計画の内容に連動している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年月	事項
平成 3(1991)年 4 月	日本放射線技師会を中心に、三重県、鈴鹿市、日本放射線機器工業会などの支援により、「鈴鹿医療科学技術大学」を開学(保健衛生学部:放射線技術科学科・医療栄養学科、医用工学部:医用電子工学科、医用情報工学科開設)
平成 8(1996)年 4 月	大学院「医療画像情報学研究科・医療画像情報学専攻(修士課程)」を開設
平成 9(1997)年 4 月	保健衛生学部放射線技術科学科の入学定員を 80 人から 100 人に増員
平成 10(1998)年 4 月	大学名称を「鈴鹿医療科学大学」に変更
平成 11(1999)年 4 月	大学院研究科の名称を「保健衛生学研究科」に変更し、「医療画像情報学専攻(博士後期課程)及び「医療栄養学専攻(修士課程)」を開設
平成 11(1999)年 7 月	東洋医学研究所を設立
平成 12(2000)年 4 月	保健衛生学部医療栄養学科が「管理栄養士養成施設」に指定
平成 14(2002)年 4 月	保健衛生学部「理学療法学科」を開設 医用工学部医用電子工学科を医用工学部「臨床工学科」に名称変更
平成 16(2004)年 4 月	保健衛生学部「医療福祉学科」を開設 「鍼灸学部鍼灸学科」を開設
平成 20(2008)年 4 月	白子キャンパスに「薬学部薬学科」を開設
平成 21(2009)年 4 月	大学院に東京サテライトキャンパスを設置
平成 22(2010)年 4 月	大学院研究科に「医療科学研究科・医療科学専攻」を設置し、 「保健衛生学研究科」は募集停止
平成 23(2011)年 4 月	保健衛生学部医療栄養学科の入学定員を 40 人から 80 人に増員し、「管理栄養コース(管理栄養士養成課程)」及び「臨床検査コース(臨床検査技師養成課程)」を設置
平成 25(2013)年 4 月	保健衛生学部「鍼灸学科」を開設し、「鍼灸学部鍼灸学科」は募集停止

鈴鹿医療科学大学

	保健衛生学部医療福祉学科に「医療福祉コース」及び「臨床心理コース」を設置
平成 26(2014)年 4月	白子キャンパスに「看護学部看護学科」及び「大学院薬学研究科・医療薬学専攻」を開設
平成 29(2017)年 4月	千代崎キャンパスに「鈴鹿医療科学大学附属こころの相談センター」及び「鈴鹿医療科学大学附属こころのクリニック」を開設
平成 30(2018)年 4月	保健衛生学部医療栄養学科管理栄養コースを保健衛生学部医療栄養学科「管理栄養学専攻」に、臨床検査コースを「臨床検査学専攻」に名称変更 保健衛生学部医療福祉学科医療福祉コースを保健衛生学部医療福祉学科「医療福祉学専攻」に、臨床心理コースを「臨床心理学専攻」に名称変更 保健衛生学部鍼灸学科を保健衛生学部「鍼灸サイエンス学科」に名称変更 保健衛生学部医療栄養学科臨床検査学専攻の入学定員を 40 人から 50 人に増員
平成 31(2019)年 4月	保健衛生学部「リハビリテーション学科」を開設し、理学療法学専攻（理学療法士養成課程）及び作業療法学専攻（作業療法士養成課程）を設置 保健衛生学部理学療法学科は募集停止 保健衛生学部鍼灸サイエンス学科に鍼灸・スポーツトレーナー学専攻及び鍼灸学専攻を設置
令和 2(2020)年 4月	看護学部看護学科の入学定員を 80 人から 100 人に増員
令和 3(2021)年 4月	「鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院」を開院 医用工学部に「医療健康データサイエンス学科」を開設 医用工学部医用情報工学科は募集停止
令和 4(2022)年 4月	白子キャンパスに「保健衛生学部救急救命学科」を開設

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 鈴鹿医療科学大学
- ・ **所在地** 三重県鈴鹿市岸岡町 1001 番地 1（千代崎キャンパス）
三重県鈴鹿市南玉垣町 3500 番地 3（白子キャンパス）
- ・ **学部構成**

保健衛生学部	放射線技術科学科	(入学定員 100 人)
	医療栄養学科	
	管理栄養学専攻	(入学定員 40 人)
	臨床検査学専攻	(入学定員 50 人)
	リハビリテーション学科	
	理学療法学専攻	(入学定員 40 人)
	作業療法学専攻	(入学定員 40 人)
	医療福祉学科	
	医療福祉学専攻	(入学定員 30 人)
	臨床心理学専攻	(入学定員 30 人)

鈴鹿医療科学大学

	鍼灸サイエンス学科	(入学定員 30 人)
	救急救命学科	(入学定員 40 人)
医用工学部	臨床工学科	(入学定員 40 人)
	医療健康データサイエンス学科	(入学定員 40 人)
薬学部	薬学科	(入学定員 100 人)
看護学部	看護学科	(入学定員 100 人)

・大学院研究科の構成

医療科学研究科

博士後期課程	医療科学専攻	(入学定員 5 人)
修士課程	医療科学専攻	(入学定員 30 人)

薬学研究科

博士課程（4 年制）	医療薬学専攻	(入学定員 2 人)
------------	--------	------------

・学生数、教員数、職員数

(学部)

学部	学科	学生数						計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
保健衛生 学部	放射線技術科学科	115	119	123	154			511
	医療栄養学科	102	101	93	102			398
	管理栄養学専攻	43	40	42	46			171
	臨床検査学専攻	59	61	51	56			227
	リハビリテーション学科	90	82	83	67			322
	理学療法学専攻	50	42	38	35			165
	作業療法学専攻	40	40	45	32			157
	理学療法学科	—	1	—	8			9
	医療福祉学科	59	52	60	54			225
	医療福祉学専攻	25	21	20	26			92
	臨床心理学専攻	34	31	40	28			133
	鍼灸サイエンス学科	37	33	36	34			140
	救急救命学科	47	—	—	—			47
医用工 学部	臨床工学科	45	48	38	59			190
	医療健康データサイエンス学科	37	42	—	—			79
	医用情報工学科	—	1	24	29			54
薬学部	薬学科	86	76	74	109	90	111	546
看護学部	看護学科	103	110	99	86			398
計		721	665	630	702	90	111	2,919

※理学療法学科は平成 31 年度学生募集停止

※救急救命学科は令和 4 年度開設

鈴鹿医療科学大学

※医療健康データサイエンス学科は令和3年度開設

※医用情報工学科は令和3年度学生募集停止

※看護学科は令和2年度に80人から100人に入学定員変更
(大学院)

研究科	専攻	課程	学生数				計
			1年	2年	3年	4年	
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	17	28			45
		博士後期課程	0	3	7		10
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	2	0	3	2	7
計			19	31	10	2	62

【教員数】

学部	学科	教員数							
		学長	教授	准教授	講師	助教	計	助手	員※2 非常勤教
学長・学長付		1	2	0	0	0	3	0	0
大学付			0	1	0	0	1	0	0
保健衛生 学部	放射線技術科学科		6	7	0	2	15	0	1
	医療栄養学科		12	8	0	2	22	6	0
	リハビリテーション学科※1		5	5	0	8	18	1	7
	医療福祉学科		7	7	0	3	17	1	16
	鍼灸サイエンス学科		5	5	1	3	14	1	0
	救急救命学科		4	1	0	2	7	0	2
医用工 学部	臨床工学科		5	5	0	4	14	0	15
	医療健康データサイエンス学科※1		7	2	3	1	13	0	5
薬学部	薬学科		23	11	0	12	46	4	2
看護学部	看護学科		12	10	0	14	36	5	10
計		1	88	62	4	51	206	18	58

※1 学生募集を停止している理学療法学科はリハビリテーション学科教員が兼務し、医用情報工学科は医療健康データサイエンス学科に含む。

※2 この他、2学科以上を担当する非常勤教員数は15人、全学科を担当する非常勤教員数は19人である。

【職員数】

専任	兼任	計
94	41	135

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学は、建学の精神に基づいて教育の理念を「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」とし、教育目標を「高度な知識と技能を修得する」、「幅広い教養を身につける」、「思いやりの心を育む」、「高い倫理観を持つ」、「チーム医療に貢献する」と設定している。

使命・目的については、大学学則第 1 条で「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する専門の学理と技術の教授・研究を行い、併せて科学、技術の進歩を、真に人類の福祉と健康の向上に役立たせうる有能な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、大学院学則第 1 条では、「本大学院は鈴鹿医療科学大学建学の精神に則り、医療科学技術の分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め医療科学技術の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。」と定めている。

教育目的については、大学学則第 2 条の 2、大学院学則第 5 条第 2 項に次のとおり定めている。

<学部及び学科の教育研究目的>

鈴鹿医療科学大学学則第 2 条の 2

(保健衛生学部)

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、保健衛生学部には、放射線技術科学科、医療栄養学科、リハビリテーション学科、医療福祉学科、鍼灸サイエンス学科、救急救命学科を設置し、放射線、磁気共鳴等を使う医療、健康と栄養、臨床検査、理学療法、作業療法、介護・福祉、臨床心理、鍼灸医療、救急救命等に関する諸科学及び医学について最新で高度な教育・研究を行うことによって、優れた専門知識と技術、医療人にふさわしい教養と人間性を身につけた人材を育成することを目的とする。

ア 放射線技術科学科

放射線技術科学科は、保健衛生学部教育研究目的に基づき、放射線技術に関する諸科学、医学及び高度医療機器・設備等に精通し、チーム医療に貢献するとともに、教育、行政、医療機器関係の企業等の諸分野において活躍できる診療放射線技師を養成することを目的とする。

イ 医療栄養学科

医療栄養学科は、保健衛生学部教育研究目的に基づき、医学検査の知識を基礎に、栄養及び健康科学に精通し、栄養管理、臨床検査学等の知識を身につけて病院等医療機関、食品業界、医療食を含む健康食品業界、医療機器業界、教育、行政等の分野において活躍できる管理栄養士及び臨床検査技師を養成することを目的とする。

ウ リハビリテーション学科

リハビリテーション学科は、保健衛生学部教育研究目的に基づき、リハビリテーション諸科学、医学等に精通し、社会人、職業人、国際人として生涯にわたって自己研鑽できる理学療法士及び作業療法士を養成することを目的とする。

エ 医療福祉学科

医療福祉学科は、保健衛生学部教育研究目的に基づき、福祉に関する諸科学及び医療科学等に精通し、社会福祉、精神福祉、医療福祉、臨床心理等の分野において活躍できる、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、認定心理士等を養成することを目的とする。

オ 鍼灸サイエンス学科

鍼灸サイエンス学科は、保健衛生学部教育研究目的に基づき、鍼灸医療に関する諸科学及び医学等に精通し、地域医療、病院等医療機関、スポーツ業界、美容業界、教育等の分野において活躍できる鍼灸師、鍼灸師の資格を持つスポーツトレーナーを養成することを目的とする。

カ 救急救命学科

救急救命学科は、保健衛生学部教育研究目的に基づき、病院前救急医学に関する諸科学及び救急・災害医学に精通し、博愛精神を基本に人の痛みや苦しみに目を向け、生涯にわたって継続的研鑽・学習に励み、専門的知識・技術の水準を維持する能力と態度を身につけ、救急指定病院（救命救急センター等）、救急搬送サービス、大規模災害等において活躍できる救急救命士を養成することを目的とする。

（医用工学部）

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、医用工学部に臨床工学科と医療健康データサイエンス学科を設置し、医学と工学分野の最先端科学技術を積極的に医療に活用できる学際的な教育・研究をとおして、高度な専門知識と技術及び医療人にふさわしい教養と人間性を身につけた人材を育成することを目的とする。

ア 臨床工学科

臨床工学科は、医用工学部の教育研究目的に基づき、臨床工学分野の諸科学、医学、生命維持装置などの医療機器・設備等に精通し、生涯にわたって最新の知識・技術の修得、人間性の向上等について、学び続ける能力と態度を身につけた、高度な職業人としての臨床工学技士を養成することを目的とする。

イ 医療健康データサイエンス学科（新学則 1、2 年生対象）

医療健康データサイエンス学科は、医用工学部の教育研究目的に基づき、医学・医療の特質ならびに情報科学・工学の知識と技術を修得し、保健・医療・福祉の分野におけるデータ分析環境の構築、AI などの最新の手法を駆使した分析、課題解決のためのプロジェクトの企画・マネジメントができる医療健康データサイエンティストを養成することを目的とする。

ウ 医用情報工学科（旧学則 3、4 年生対象）

医用情報工学科は、医用工学部の教育研究目的に基づき、医学・医療の内容と特質ならびに情報科学・工学の優れた知識と技術を修得し、保健・医療・福祉の分野での先駆的、創造的に活躍できる医療情報技術者・研究者を養成することを目的とする。

（薬学部）

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、薬学部薬学科を設置し、薬学諸科学について高度で最新の理論・技術、医学、医療科学等の教育・研究及び教養教育を行うことによって、優れた人間性と高い倫理観を持ち医療に貢献でき、幅広く質の高い教養と国際性を身につけるとともに、科学的根拠に基づく論理的思考、問題解決能力、新しい医療技術とライフサイエンスの発展に貢献できる薬剤師を育成することを目的とする。

ア 薬学科

薬学科は、薬学部の教育研究目的に基づき、優れた専門知識・技術、医療人としてふさわしい人間性を身につけ、先進の医薬・医療情報に精通し、医薬品の適正な使用と患者中心の医療の維持やセルフメディケーションの支援・指導等の健康教育、及び創薬等に貢献できる薬剤師を養成することを目的とする。

（看護学部）

本学建学の精神及び教育の理念に基づき、看護学部看護学科を設置し、確固たる医療人としての職業意識をもち、豊かな人間性と倫理観を培い、チーム医療の一員として地域・在宅医療に貢献できる専門的に高い資質をもった看護専門職者を育成することを目的とする。

ア 看護学科

看護学科は、看護学部の教育研究目的に基づき、ケアリングマインドを基本に、看護の対象である人間、健康、環境、看護実践を広く理解できる基礎的能力と問題解決能力を備

え、少子高齢化社会における地域医療を中心に、倫理観に基づいた看護実践ができる看護師、保健師を育成することを目的とする。

＜研究科・専攻の教育研究目的＞

鈴鹿医療科学大学大学院学則第 5 条第 2 項

(医療科学研究科医療科学専攻)

現代社会が求める患者のためのチーム医療を実践することができ、より高い専門性を持つと同時に医療全般にも通じた幅広い医療スペシャリストを養成することを目的とする。

(薬学研究科医療薬学専攻)

チーム医療を推進し、医療現場の諸問題を科学的に解決できる指導的専門薬剤師としての能力、先進的な医療薬学・臨床薬学の研究に取り組むことのできる科学的思考・研究心・研究能力を持った研究者及び教育者を養成することを目的とする。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

1-1-②簡潔な文章化

【事実の説明】

大学学則、大学院学則において、大学の使命・目的等について誰もが理解できる内容で書かれており、簡潔に明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

大学案内並びに大学ホームページにおいて、「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」という建学の精神のもと、平成 3(1991)年日本で最初に設立された「4 年制医療系大学」であり、当初は 2 学部 4 学科と小さな大学であったが、現在では 4 学部 10 学科 14 専攻分野を有する「医療・福祉の総合大学」へと発展し、医療・福祉の総合大学で各分野のスペシャリストを養成していると明示している。また、医療・福祉の総合大学だからできることとして、学部学科・専攻分野を超えた全学科共通の基礎教育「医療人底力教育」を実践しており、「前に踏み出す力」、「感じ取る力」、「考え抜く力」、「コミュニケーション力」を底力と定義し、学生自身が自らの技能を活かしながら主体的に学ぶ力を育成していると明示している。また、異なる職種を目指す学生同士がチームを組むことで、それぞれの特技や経験を活かしながら、1 人では実現することが難しい課題に取り組み、経験を積んでいくとして、個性ある教育・特色を具体的に明示している。

令和 3(2021)年 4 月に、本学大学附属施設として緩和ケアに特化した「鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院」を白子キャンパス内に開設した。完全独立型緩和ケア病院は全国で 7 か所目であり東海地区では初めての設置となり、大学附属病院としては全国初である。医療・福祉のスペシャリストを養成する本学には緩和ケアに関わる専門家が数多く在籍しているため、看護、薬学、栄養、理学療法、作業療法、福祉、心理、鍼灸などの専門家がチームを組んで緩和ケアに携わることができる。同時に学生の実習教育の場としても活用さ

れ、最前線でチーム医療を学ぶことで、教育力のレベルアップを図るとして、大学案内等に個性・特色を具体的に明示している。

【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

社会情勢の変化や関係法令の改正に伴い、本学の使命・目的及び教育目的の他に、学内組織や学部・学科の編成の見直し等を担う全学的な組織として、「大学運営協議会」、「大学協議会」、自己点検・評価委員会等があり、適宜、さまざまな社会情勢の変容に適切に対応すべく機動的な対応をしている。

長期目標である「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」を策定し、6 年間の自己点検・評価活動による成果を踏まえ、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」を新たに定め、7 つの基本方針にわたって目標、達成すべき内容が明示されており、鋭意取り組んでいるところである。

7 つの基本方針のうち「方針 6」では「新学部や附属病院の進展を検討」と掲げており、実際に令和 4(2022)年 4 月より「救急救命学科」を設置し、また令和 3(2021)年 4 月に開院した大学附属「桜の森病院」も着実に運営している。更に、「方針 5」では「医療・福祉の総合大学化の完成と改組」を掲げており、社会のニーズに適応した学部学科等の新設、再編について検討、推進している。

以上のように、本学を取り巻く社会的変化、地域社会のニーズの実現等への対応を速やかに実施することが、長い目で見て本学の持つ教育・研究の発展と向上に資するものと考えている。

【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

【資料 1-1-1】鈴鹿医療科学大学学則第 1 条、第 2 条の 2

【資料 1-1-2】鈴鹿医療科学大学大学院学則第 1 条、第 5 条 2 項

【資料 1-1-3】大学案内

【資料 1-1-4】大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞大学概要＞理事長挨拶）

【資料 1-1-5】鈴鹿医療科学大学組織図

【資料 1-1-6】鈴鹿医療科学大学基本方針 2015

【資料 1-1-7】鈴鹿医療科学大学基本方針 2021

【自己評価】

使命・目的について、学則に明示し簡潔な文章であって分かり易く説明している。また、個性・特色の明示も適切であり社会情勢の変化にも柔軟に対応出来ている。

以上により、基準 1-1 を満たしていると判断した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「基本方針 2015」の終了を受け、令和 3(2021)年度から新たに策定した「基本方針 2021」における 7 つの基本方針に基づき具体的な施策、活動内容を策定し、更なる向上を目指して、教育、研究、社会貢献という大学の使命を果たしていく。また、大学を取り巻く環境

変化が激しいことを踏まえ、当該計画についても引き続きローリング型とし、毎年見直しをしていくことを今後も継続し、社会情勢の変化に対しても、臨機応変に対応していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員・教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員・教職員の理解と支持

【事実の説明】

使命・目的及び教育目的については、「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」第3条で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有用な人材を育成することを目的とする。」と定める他、大学学則第1章、大学院学則第1章、「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」第1章で明記しており、役員・教職員への理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的の実現のため、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」を定め、更に「中期計画（6年）」及び「活動計画（1年）」において、学長を始め、副学長、学部長、学科長、各種委員会委員長、事務職員によって具体的な施策、活動内容を策定した。当該方針、計画については、理事会・評議員会において審議し決議され、「大学運営協議会」、「大学協議会」においても報告し、教職員の理解と支持を得ている。

【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

使命・目的及び教育目的である「建学の精神」、「教育の理念」、「教育目標」については、大学案内、大学院案内、大学ホームページ及び定期刊行物「SUMS News」に明記することにより学内外に周知している。特に学内では「学生要覧 2022」、「大学院学生要覧 2022」（各 9 ページ）に掲載して周知を図っている。また、教職員及び学生が常に確認できるように教室入り口等に掲示し、周知している。

更に、理事長、学長より入学式の式辞で説明するとともに、「SUMS News」の冒頭で明記し、学内教員、関係機関、保護者等に配布し周知している。

また、卒業時に行う学修成果に係る自己評価調査において、本学の 5 つの「教育目標」が達成できたかを自己評価してもらい、認知してもらっている。

【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】

【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

本学の教育の理念である「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」と、教育目標である「高度な知識と技能を修得する」、「幅広い教養を身につける」、「思いやりの心を育む」、「高い倫理観を持つ」、「チーム医療に貢献する」を踏まえ、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」を策定した。教育、研究及び社会貢献という大学の使命を果たすため、基本方針として「1. 満足度の高い教育の推進」、「2. さらなる医療・福祉の総合大学化と魅力作り」、「3. 戦略的広報の展開」、「4. 次世代を担う教職員の養成とモチベーションの向上」、「5. 外部資金の獲得と独創的な研究」、「6. 公益性と収益性の両立」、「7. 教育の実践の場としての医療・福祉施設の展開」の7項目を定め実行した。

引き続き「教育第一」を主眼に、現状を踏まえて見直しを行い、「1. 面倒見の良い、魅力ある大学」、「2. 留学生の確保」、「3. 本学の特色を生かした研究を通じての社会貢献」、「4. 教職員の資質向上」、「5. 医療・福祉の総合大学化の完成と改組」、「6. 新学部や附属病院の進展を検討」、「7. 大地震など災害への備え」の7点を基本方針として、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」を策定している。

「基本方針 2021」を達成するため、「中期計画（6年）」を策定し、「1. 大学拡充計画の推進」、「2. 大学広報の強化と入学者受け入れの改善」、「3. 教育内容の充実」、「4. 学生支援の強化」、「5. 教職員の育成と人材確保」、「6. 研究活動の活性化を通じた社会貢献」、「7. 国際交流の推進」、「8. 信頼性の高い事業継続可能な組織体制の改革」、「9. 財務基盤の充実」、「10. 4つのポリシーの実質化」、「11. 各学科教育の特色」の重点分野11項目を定めている。「中期計画（6年）」を実現するために事業計画及び1年ごとの具体的な「活動計画」を定めている。

【資料 1-2-19】【資料 1-2-20】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

本学の「建学の精神」に則った使命・目的及び教育目的を受け、優れた人材を育成するために大学の3つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定し反映している。求める人物像、目指す専門職種が違うため学科・専攻、研究科ごとにも設定し具体的な方針を示し、「学生要覧 2022」（14～44 ページ）及び「大学院学生要覧 2022」（13～16 ページ）に記載し、学生及び教職員に配布・周知している。

また、学科・専攻においては、平成 29(2017)年度に学修評価の方針であるアセスメント・ポリシーを定め、4つのポリシーとして運用しており、中期計画の重点分野でも「4つのポリシーの実質化」を掲げ、4つのポリシーの達成度をチェックし、向上させる仕組みを実行している。

【資料 1-2-21】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の学部学科構成は、使命・目的及び教育目的を具現化するため、本学の現況（本評価書 4～6 ページ）で示したとおり、4 学部 10 学科 2 研究科で構成されている。

各学科及び大学院研究科の各専攻の教員配置については、大学設置基準及び大学院設置基準で定められた人数が最低限の基準であると認識し、充実した教育研究活動が実施できるように教員を配置している。

教育研究組織について、使命・目的及び教育目的を達成するため、「附属図書館」、「附属桜の森病院」、「健康管理センター」、「IR 推進室」、「医療人底力教育センター」、「東洋医学研究所」、「社会連携研究センター」、「ICT 教育センター」、「学生相談室」、「ボランティアセンター」を設置し、教育研究機能をサポートする全学的体制が整っている。その他、各種委員会が複数設置されている。学部・研究科については、教授会・研究科委員会を經由して「大学協議会」で審議されている。各学科においても学科会議にて「大学協議会」及び教授会等における決定事項等が学科内教員に周知されている。各研究科においても各種委員会が設置されており、具体的な施策が議論されている。

以上のように、各組織が個々の役割を果たしつつ互いに連携されており、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は適切に機能している。

【資料 1-2-22】【資料 1-2-23】【資料 1-2-24】【資料 1-2-25】【資料 1-2-26】

【資料 1-2-1】学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為

【資料 1-2-2】鈴鹿医療科学大学学則第 1 章

【資料 1-2-3】鈴鹿医療科学大学大学院学則第 1 章

【資料 1-2-4】鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード

【資料 1-2-5】鈴鹿医療科学大学基本方針 2021

【資料 1-2-6】中期計画と第 1-1 期の活動計画

【資料 1-2-7】第 148 回理事会議事録・第 81 回評議員会議事録（令和 3 年 3 月 30 日）
（中期計画）

【資料 1-2-8】運営協議会議事録（令和 3 年 3 月 2 日）（基本方針 2021、中期計画）

【資料 1-2-9】2021 年第 1 回大学協議会議事録（基本方針 2021、中期計画）

【資料 1-2-10】大学案内

【資料 1-2-11】大学院案内

【資料 1-2-12】大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞大学概要＞建学の精神・教育の理念）

【資料 1-2-13】SUMS News No.118

【資料 1-2-14】学生要覧 2022

【資料 1-2-15】大学院学生要覧 2022

【資料 1-2-16】「建学の精神」、「教育の理念」、「教育目標」掲示写真

【資料 1-2-17】令和 4 年度入学式式次第

【資料 1-2-18】学修成果に係る自己評価調査及び調査結果

【資料 1-2-19】鈴鹿医療科学大学基本方針 2015

【資料 1-2-20】 令和 4(2022)年度事業計画

【資料 1-2-21】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4つのポリシー）

【資料 1-2-22】 鈴鹿医療科学大学教育研究組織図

【資料 1-2-23】 鈴鹿医療科学大学教授会規程

【資料 1-2-24】 鈴鹿医療科学大学大学院研究科委員会規程

【資料 1-2-25】 鈴鹿医療科学大学協議会規程

【資料 1-2-26】 鈴鹿医療科学大学学科会議規程

【自己評価】

使命・目的及び教育目的について、役員・教職員が策定に関与、参画し、理解と支持を得られており、学内外への周知においても適切に行っている。また、使命・目的を達成するための具体的な施策である「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」、「中期計画（6年）」及び「活動計画（1年）」へ適切に反映されている。更に3つのポリシーへも適切に反映されており、教育研究組織の構成との整合性が取れている。

以上により、基準 1-2 を満たしていると判断した。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学部学科構成は、使命・目的及び教育目的を具現化するため、開設当初の2学部4学科から現在は4学部10学科2研究科まで医療・福祉の専門領域において、教育・研究の幅を拡大してきた。今後は、本学の長期計画である「基本方針 2021」に目標を設定した「医療・福祉の総合大学化の完成と改組」に向け、新学部の検討と現在の学部・学科を高校生やその保護者にとって、より分かり易い構成を検討し、再編成する計画である。

【基準 1 の自己評価】

本学は学校教育法に従ってその使命・目的及び教育目的を明確に指し示し、それらのもと、各学科・専攻、各研究科はそれぞれ3つのポリシーを明確に策定し、学科・専攻においてはアセスメント・ポリシーを定め、4つのポリシーとして運用し、「学生要覧 2022」、「大学院学生要覧 2022」、大学ホームページ上にて内外に周知している。また、これらのポリシーについては、自己点検・評価をする組織としての自己点検・評価委員会があり、絶えずチェックし機能している。一方、社会変化、社会情勢を勘案する形で中・長期計画を策定し、随時これらを点検し、新たなビジョンの設定を図っている。

以上により、基準 1「使命・目的等」を満たしていると判断した。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定

本学の入学者受入れの方針は、平成 23 (2011) 年度より各学科・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページに掲載することによって明確にしている。

策定しているアドミッション・ポリシーは、「学生要覧 2022」(13～44 ページ)で示したとおり、全学共通の「鈴鹿医療科学大学が求める学生像」、「具体的な人物像」をもとに、大学全体のアドミッション・ポリシーを定め、学科ごとに目指す専門職を反映したアドミッション・ポリシーを明示している。また、大学院のアドミッション・ポリシーも大学の「建学の精神」、「教育の理念」、「教育目標」をもとに、研究科・課程ごとに策定している。

②アドミッション・ポリシーの周知

アドミッション・ポリシーは、「学生募集要項」、「大学院学生募集要項」及び大学ホームページに明示するとともに、オープンキャンパス（年間 5 回開催）、学外進学相談会（年間約 30 会場）、出張講義（年間延べ 70 校）、高校訪問（年間延べ 150 校）等の機会を利用し、受験生、高校教員、保護者など学外への周知を行っている。また、入学後の教育内容を踏まえ、高等学校等で履修することが望ましい科目を学科ごとに定め、「入試ガイド」、大学ホームページに明示し、周知を行っている。ここ 2～3 年は新型コロナウイルスの影響で対面での行事規模を縮小し、SNS(Social Networking Service(Site))を活用した情報配信と相互コミュニケーションに力をいれている。また、学内においては「学生要覧 2022」(13～44 ページ)、「大学院学生要覧 2022」(13～16 ページ)に掲載し在学生への周知・確認が行われている。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

<学部>

本学の入学者の選抜方法は「一般選抜」、「学校推薦型選抜」、「総合型選抜」、「社会人特別選抜」の 4 つに分類される。一般選抜、学校推薦型選抜は複数の入試区分（選抜時期・選抜方法）を設け、志願者の選択肢を広げることで、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れを行っている。

【一般選抜】

全学部・全学科において実施しており、本学自ら作成している問題による試験「一般選抜（A日程・B日程）」と大学入学共通テストの成績を利用する「共通テスト利用方式・前期、中期、後期」を実施している。これらの選抜方法は各学部、学科ごとに必要とされる科目の学力を筆記試験で評価・判定を行っている。

【学校推薦型選抜】

全学部・全学科において実施しており、本学自ら作成している問題による試験「基礎テスト方式」、「基礎テスト方式・面接プラス」、「面接方式」の3種類がある。基礎テスト方式は各学科が必要とする科目（2科目）の基礎学力試験の成績と出身高校からの提出書類（学校長の推薦書、調査書及び課外活動の内容等の資料）を判定に用いることにより、基礎的な学力と高校での活動を重視した選抜方法である。基礎テスト方式・面接プラスは、基礎学力及び高校での活動を踏まえ、面接試験により総合的に判定することを目的とする。また面接方式は、出願に際し、各学科別に評定平均値の基準を設けた上で面接試験、志望動機書、出身高校からの提出書類で評価・判定を行っている。いずれも、各学科のアドミSSION・ポリシーに則した判定基準を設定している。

【総合型選抜】

保健衛生学部医療福祉学科、同学部鍼灸サイエンス学科、同学部救急救命学科、医用工学部医療健康データサイエンス学科、薬学部薬学科の5学科で実施しており、これは本学の教育方針、教育目標に共感しアドミSSION・ポリシーに適合しているかどうか、また、本学で学ぶ能力・意欲・目的意識等を持っているかどうかを出願前の事前相談と面接試験（一部口頭試問含む）、テーマ作文試験（学科理解と論理的思考力を測る）、及び提出書類（志望動機書等）によって総合的に判定している。

【社会人特別選抜】

保健衛生学部医療福祉学科及び同学部鍼灸サイエンス学科で実施しており、出願条件として職務経験と年齢制限を設け、面接試験（口頭試問含む）と志望動機書、職務経歴書を参考に判定を行っている。

【編入学試験】

各学年に欠員が生じた際、3年次（一部2年次、4年次）への受入れを行っている。選抜方法は同領域を専門学校、短期大学等で修学しており、且つ本学のアドミSSION・ポリシーに理解のある者を対象に面接試験（口頭試問含む）と出身校の成績で評価・判定を行っている。

アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証については、学長を委員長とし、副学長（学生・社会貢献担当）及び全学部長・全学科長、入学課（アドミSSION・オフィサー）で構成される「入学試験委員会」にて入学者選抜概要及び入学者合否判定等を審議した後、各学部教授会及び入学選抜審査会議を経て決定している。特に、入学試験問題の作成は学長が直接管轄し、すべての出題委員への指示、指導を行っておりアドミSSION・ポリシーの徹底を図っている。なお、提出された問題原稿については、学長と入学課により内容（アドミSSION・ポリシーの理解、問題の難易、出題範囲逸脱の有無等）、形式等（誤字・誤植）のチェックを行っている。

＜大学院・研究科＞

大学院の入試区分としては、医療科学研究科は「一般入試」、「社会人特別選抜」、「東京サテライトコース」、薬学研究科は「一般入試」のみである。

いずれも出願前に希望する指導教員と「研究テーマ」、「研究指導の可否」、「社会人の場合は就業しながら授業の履修、研究指導が可能かどうか」等について事前打ち合わせを必須としており、受験生個人にあった指導体制が取れるよう受入れに注意を払っている。

①医療科学研究科 修士課程・博士後期課程

【一般入試】

選抜方法については、次のとおり評価・判定を行っている。修士課程は、筆記試験（各分野の専門科目）と面接試験及び学部成績で、博士後期課程は、筆記試験（各分野の専門科目、英語）と面接試験、及び修士課程成績で評価・判定を行っている。

【社会人特別選抜】

出願資格として、病院、企業等に1年以上在職中であることを条件としている。試験形態は一般入試と同様となる。

【東京サテライトコース】

出願資格として、診療放射線技師の資格を有し、病院、企業等に1年以上在職中であることを条件としている。試験形態は一般入試と同様であるが、修士課程は、筆記試験（診療放射線技師を対象とした専門科目、英語）と面接試験及び学部成績で、博士後期課程は、筆記試験（診療放射線技師を対象とした専門科目、英語）と面接試験、及び修士課程成績で評価・判定を行っている。

②薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程（4年制）

【一般入試】

出願資格として薬剤師の資格を有していることを条件としている。選抜方法は、筆記試験（各分野の専門科目及び英語）と面接試験、及び学部成績（4年制薬学部出身者は修士課程成績）で評価・判定を行っている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証については、各研究科より選抜された教員で構成される「研究科入試委員会」にて入学者合否判定等を審議した後、各研究科委員会及び入学選抜審査会議を経て決定している。また、入学者選抜概要や入学試験問題の作成及び入学試験の実施に関しては、研究科入試委員会の管理、運営のもとに、公正且つ厳正な体制のもと行われている。

【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

＜学部＞

過去5年間の学部学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移は「データ編【共通基礎データ様式2】」に示したとおりである。

その中で、令和4(2022)年度の全学部の志願者数と志願倍率は3,429人、5.04倍であり、各学部の状況は保健衛生学部2,129人、5.32倍、医用工学部297人、3.71倍、薬学部561人、5.61倍、看護学部442人、4.42倍であり一定の志願者数を確保している。

「データ編【共通基礎データ様式2】」に示すとおり、大学全体の定員に対しての入学超過率・充足率は過去5年間（平成30(2018)年度から令和4(2022)年度）を通じ1.03倍から1.10倍の範囲に収まっている。

令和4(2022)年5月1日現在における学部学科別在籍者数は「データ編【共通基礎データ様式2】」に示すとおりである。この表では収容定員充足率を表記しており、学部単位では0.91倍から1.12倍までの範囲となっている。

＜大学院・研究科＞

令和4(2022)年度の志願者数と志願倍率は、医療科学研究科修士課程30人、1.00倍、医療科学研究科博士後期課程1人、0.20倍、薬学研究科2人、1.00倍である。また、大学院全体の定員に対しての入学定員超過率・充足率は、過去5年間（平成30(2018)年度から令和4(2022)年度）を通じ0.51倍から1.08倍と定員を充足している年度と充足していない年度がある。（データ編【共通基礎データ様式2】）

【資料2-1-9】

【資料2-1-1】 学生要覧2022・大学院学生要覧2022

【資料2-1-2】 2022年度学生募集要項

【資料2-1-3】 2022年度大学院学生募集要項

【資料2-1-4】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4つのポリシー）

【資料2-1-5】 2022年度入試ガイド

【資料2-1-6】 大学ホームページ（ホーム＞入試情報＞入学までに身に付けてほしい教科・科目）

【資料2-1-7】 2022年度総合型選抜学生募集要項

【資料2-1-8】 2022年度編入・転入学学生選抜試験要項

【資料2-1-9】 データ編【共通基礎データ様式2】 過去5年間の入学者、定員充足率の内訳

【自己評価】

学生の受入れについて、各学部（各学科）、研究科のアドミッション・ポリシーを反映した入学者選抜の体制が整っており、適切に実施されている。また、適正な学生受入れ数については、一部の学部（学科）、研究科において定員未充足及び超過となった年度があるが、全学としては適切な受入れ学生数が維持されている。

以上により、基準2-1を満たしていると判断した。

（3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーを広報媒体や高大接続を通して広く周知し、大学卒業後のビジョンを明確にした広報展開をすることで、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保を目指す。学生受入れ数の維持については、早期により優秀な学生の確保を実現するため学校推薦型選抜の見直しを行う。特に定員未充足の学部（学科）の広報活動を強化し、選抜方式の選択肢を増やすことで入学者数維持に努める。

大学院の志願者数並びに入学者数を増加させる方策として、社会人を意識した広報活動

をこれまで以上に行う。具体的には、同窓会とも連携して医療・福祉現場等で活動する卒業生や医療技術者を対象として、広報活動を強化する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

本学においては、全学生に対する個別の学修支援の体制として、全学部において「担任制」を採用している。これを基本として、個別面談、保護者面談を実施している。また成績不振者や出席不良者、経済状況、家庭状況等を担当事務職員と情報共有し、課題解決を協働で行っている。また、教務委員会を中心にすべての教職員が学修支援にかかわっている。初年次教育では、教務委員会を下部組織として、「基礎教養教育部会」を置き、大学全体を跨ぐ基礎教養教育を実行するための予算を検討し、配当を行っている。

また本学の特長として、全学科の1年生が医療人として多職種連携の基礎を学ぶという主旨で「医療人底力教育センター」を置き、教員のほか法人事務局並びに大学事務局の各課から選出した事務職員を、チューターとして配置している。医療人底力教育を実践するにあたり、全学の教務委員会を下部組織である「医療人底力教育センター運営委員会」の定例会議を概ね月1回開催しており、教員に加え白子教務課の事務職員が運営に参画している。なお、「医療人底力教育センター運営委員会」で協議した内容は教務委員会へ報告し、全学の体制で情報共有している。また、「医療人底力教育センター運営委員会」の下部組織として実質的な授業を運営する「クラスリーダー会議」を組織し、必要に応じ直接的な授業運営に関わる問題点を抽出し、「医療人底力教育センター運営委員会」に報告している。センターは授業運営上の諸問題の解決・調整の役割を担い、教員と職員が協働で学修支援を行う体制が構築されている。

更に1年次から体系的な学びとして多職種連携教育を実践するにあたり、「多職種連携教育委員会」を置き、医療人の連携教育を担当する主要な教員のほかに白子教務課の事務職員が運営に参画している。また、三重大学との共同教育プログラムである多職種連携における「慢性疼痛教育」を実践するため、本学内組織として「慢性疼痛教育委員会」を置き、三重大学の教員と合同で教育プログラムを作り上げ、主要な教員のほかに両キャンパス教務課の事務職員が参画し、運営に当たっている。これらの委員会は定期的開催し、教員と職員とが情報を共有し、協働して問題を検討し解決する体制が構築されている。なお、「多職種連携教育委員会」、「慢性疼痛教育委員会」共に全学教務委員会の下部組織として位置付けられており、定例会議の議事はすべて教務委員会に報告され、全学体制で情報共有している。

上述の教育面での学修支援の他、学生の自治活動や厚生補導、多様な学生の悩みや健康

管理、国家試験対策、就職活動の支援に対応するため、「学生指導委員会」、「ボランティアセンター運営委員会」、「就職委員会」、「国家試験対策委員会」、「障がい学生支援委員会」、「健康管理センター」、「学生相談室」を設置しており、学長または担当副学長を委員長とし、委員会の構成員である教員と千代崎キャンパスの学生課、就職・キャリア支援課、白子キャンパスの白子学生・就職課の事務職員とが協働で多様な方面から学生をサポートする体制が構築されている。

【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】
【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

①障がい学生への配慮

心身の状態に起因して生じる障がいにより、修学及び学生生活等における困難の解消に対応するため、「障がい学生支援委員会」を設置し、支援を希望する学生に対し合理的配慮の提供に努めるとともに、学内のバリアフリー化等に取り組んでいる。

②オフィスアワー制度

本学では、科目担当教員が週に1コマ以上オフィスアワーに対応する曜日時間帯を設定している。各教員のオフィスアワーはシラバスに明記することで公表しており、希望者には事前の電話またはメールでの訪問時間設定も受け付けている。また、「SUMS-P0」(学内ポータルサイト)では、科目ごとにQ&A機能があり、学生は科目担当教員に質問し、科目担当教員はポータルサイト上でリアルタイムに回答することが可能となっている。

③ティーチング・アシスタント

例年、大学院生10人程度をティーチング・アシスタントに採用しており、学部の実験・実習、卒業研究等の補助に従事し、学部生の学修支援を行っている。

④中途退学、休学及び留年への対応

退学、休学及び留年については、成績不振、経済的理由、体調不良や進路変更等、さまざまな理由が挙げられるが、本学では担任制を設けており、学業不振の学生への学修支援体制として、担任教員が面談を行い、成績不振の原因を分析し、その学生に応じた指導を行っている(学生要覧2022.104ページ(7)学修指導について(8)退学勧告について)。指導内容等については、学生課、教務課等の事務局と連携し、教授会、研究科委員会、「大学協議会」で共有し、成績不振者への対応に努めている。

また、休・退学率、国家試験合格率、留年率、GPA(Grade Point Average)等のデータをもとに、教員と事務職員により組織された「IR(Institutional Research)推進室」と「教育改革委員会」とが連携し、学科単位の分析を進めている。

【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】
【資料 2-2-18】【資料 2-2-19】

【資料 2-2-1】 鈴鹿医療科学大学教務委員会規程

【資料 2-2-2】 2021年度基礎教養教育部会議事録

【資料 2-2-3】 鈴鹿医療科学大学医療人底力教育センター規程

- 【資料 2-2-4】 2021 年度医療人底力教育センター運営委員会議事録
- 【資料 2-2-5】 2021 年度医療人底力実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ担当教職員一覧
- 【資料 2-2-6】 教科書「医療人の底力実践」
- 【資料 2-2-7】 クラスリーダー会議議事録（2021 年度）
- 【資料 2-2-8】 2021 年度多職種連携教育委員会議事録
- 【資料 2-2-9】 2021 年度慢性疼痛教育委員会議事録
- 【資料 2-2-10】 慢性疼痛チーム医療者育成プログラム打合せ会議議事概要（令和 3 年度）
- 【資料 2-2-11】 2022 年度委員会・ワーキンググループ一覧
- 【資料 2-2-12】 鈴鹿医療科学大学障がい学生修学支援規程
- 【資料 2-2-13】 鈴鹿医療科学大学障がい学生支援委員会規程
- 【資料 2-2-14】 第 1 回障がい学生支援委員会事項書（令和 4 年 5 月 18 日）
- 【資料 2-2-15】 シラバス(オフィスアワー)例示
- 【資料 2-2-16】 鈴鹿医療科学大学大学院ティーチング・アシスタントに関する内規
- 【資料 2-2-17】 鈴鹿医療科学大学学則第 8 章
- 【資料 2-2-18】 学生要覧 2022（104 ページ（7）学修指導について（8）退学勧告について）
- 【資料 2-2-19】 2021 年度 IR 推進室会議議事録

【自己評価】

障がいのある学生への配慮、オフィスアワー制度の全学的実施、TA の活用、中途退学、休学及び留年への対応策等、学修支援の充実が図られている。

以上により、基準 2-2 を満たしていると判断した。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症拡大防止をきっかけに、オンライン教育導入など、デジタル機器を用いた環境の変化によって、教職員のスキルが高まったことは言うまでもない。この新しい大学教育の可能性を広げる手段の一つとして、DX(Digital Transformation)化を推進する学習方法及び学修支援のあり方について、「LMS(Learning Management System)研究部会」で検討し、研修会や事例発表会を開催し、教職員の更なるスキルアップを目指す。

また、DX 化が進む中、慣れない環境下での学生への見えない負担が重なっている。そこで、各学科・専攻の「教育質保証委員会」を中心に、教員と職員等が情報を共有し、支援を求めている学生に対し協働して問題を検討し、具体的な支援を更に遂行していく。

「教育の理念（知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成）」、「教育目標（思いやりの心を育む、高い倫理観を持つ、チーム医療に貢献する）」の達成を目指して、「医療人底力教育センター」、「多職種連携教育委員会」、「慢性疼痛教育委員会」などを介して、教員と職員が協働で到達できるよう更に高めていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

社会が求める人材を輩出することを目指し、社会人として、更に医療人として求められるコミュニケーション能力の向上を図り、きめ細やかな支援を行っている。

大学事務局千代崎キャンパスでは就職・キャリア支援課に4人のスタッフを配置し、進路相談、求人の管理、就職先データの管理等を行っている。また、白子キャンパスでは白子学生・就職課の2人がその任を担当している。就職担当教員との現況報告、就職ガイダンスの計画策定等の情報共有や意思疎通を適宜行っている。（データ編【表2-4】）

各学科の進路担当教員と千代崎キャンパスの就職・キャリア支援課、白子キャンパスの白子学生・就職課との緊密な連携により、各学生の進路相談に対応している。また、企業と医療機関・施設では就職活動の時期が異なるため、企業就職希望者の3年次（薬学科は5年次）と医療機関・施設等への就職希望者の3年次（薬学科は5年次）ではガイダンス内容を分けて実施している。

学生の就職活動支援及び相談の主な内容は、就職希望の全学生を対象とした基本的なマナー講座等の他、個人面談による徹底した聞き取り、履歴書・エントリーシート・論文文の添削指導、模擬面接を対面形式やオンライン形式にて行い、学生の希望に幅広く柔軟に対応している。

千代崎キャンパスの就職・キャリア支援課及び白子キャンパスの白子学生・就職課は以下に示す体制で運営している。

①学生個人の希望に合致する求人情報を検索できるよう「就職支援システム」（学内ポータルサイト）を構築し、千代崎キャンパスの就職・キャリア支援課、白子キャンパスの白子学生・就職課で受け付けた求人情報を、学生のパソコンやモバイルに配信している。

②学生自らが就職試験・面接試験の内容を「就職支援システム」（学内ポータルサイト）へ入力した「就職活動報告」を自由に閲覧できるようにしている。

③就職活動ガイドブックを作成し、全学生に配布している。

④各種講座、ガイダンス、セミナー等を以下のとおり実施している。

企業と病院等医療機関の採用選考開始時期の違いを考慮し、企業就職希望者と病院就職希望者に分けて「就職活動の心構え」、「自己分析」、「履歴書・エントリーシートの書き方」、「面接対策講座」等について、学外から講師を招聘してガイダンスを実施している。その他、学科別に各施設・病院の関係者や企業の人事担当者、卒業生を招き、最新の現場情報などを講演してもらうことで学生の就業意識を高めている。また、保護者が会員である「教育支援の会」の補助を得て適性検査、論作文作成講座の実施、外部講師によるマナー講座・メイク講座（女子のみ）を実施している。

⑤求人依頼及び求人情報の収集について、求人用パンフレットを作成し、求人申込書と共に、企業(1,219件)、病院・施設・団体(2,714件)（共に令和3(2021)年度実績）へ2月に発送している。

⑥令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大により求人件数は前年度比で減少したが、過去3年間の就職状況は高い就職率を維持している。

⑦インターンシップ制度については、本学は医療・福祉の専門職種を養成する学科・専攻

で構成されていることから、1 年次から医療人としての基礎能力の養成、自ら学ぶ姿勢の涵養、早期のキャリア意識の形成を目的とした全学科混成クラスによる「医療人底力教育」の実践、2 年生以上の「多職種連携教育」や「慢性疼痛に特化した多職種連携教育」へと繋がる体系的な学びとしてこれまで築き上げた教育内容を今後更に充実させ、時代に即した医療人材の養成、社会に貢献する医療・福祉従事者を目指す学生のキャリア教育、支援体制を構築している。

以上のことから、各学科・専攻における専門職の職種理解と多職種との連携、協働を理解した上で、病院をはじめとした医療機関・施設における臨床・現場実習が正課の実習として行われている。このような背景からそれぞれの職種の進路・キャリア教育が明確であるため、大学全体としてインターンシップ制度の代替としている。一般企業等のインターンシップについては就職資料室内に掲示を行う場所があり、各種企業の案内が貼りだされている。原則として申し込みについては学生が各自で行うこととしている。また学生用就職情報サイトの活用案内の掲示もあり、そこからインターンシップを申し込む場合もある。

なお、各学科・専攻における就職状況は「データ編【表 2-5】」に示すとおりである。

【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

【資料 2-3-1】データ編【表 2-4】就職相談室等の状況

【資料 2-3-2】鈴鹿医療科学大学就職支援システム

【資料 2-3-3】就職活動ガイドブック

【資料 2-3-4】求人用パンフレット及び求人申込書

【資料 2-3-5】データ編【表 2-5】就職の状況（過去 3 年間）

【自己評価】

キャリア支援については、社会人として、更に医療人としてのマナーやコミュニケーション能力を中心に学生指導を実施した結果、国家資格や医療関連資格に直結している職種に安定した就職率を維持している。また、インターンシップについても希望者に対して一般企業等でのインターンシップ先の紹介をして、適切な指導を行っている。

以上により、基準 2-3 を満たしていると判断した。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

医療・福祉関連職種への就職希望者が多いため、学生は国家試験合格を第一に考えており、国家試験合格に向けて各学科において支援を行っている。

また、各医療機関は早期から就職活動ができる優秀な学生を確保するために採用選考時期を年々早めている。このような現況に対応すべく、学生に採用選考時期のタイミングを逃さないよう低学年次から学力向上及び就職に対する意識を高めるよう促している。今後とも更に教育課程等を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の強化を図る。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

①学生生活全般における支援体制

大学キャンパスが千代崎キャンパス、白子キャンパスの2つに分かれているため、学生の生活支援に関して、千代崎キャンパスにおいては学生課が、白子キャンパスにおいては白子学生・就職課が業務を行っている。

主な業務は、学生の利用する福利厚生施設の充実、生活相談、健康管理、奨学金、寮、社会活動、学友会活動等に関する支援である。また、学生の厚生補導に関する重要な事項を協議、指導、助言及び支援活動を行う目的で「学生指導委員会」を設置している。

②厚生補導

【見回り】

「朝の挨拶運動」を定期的実施し、学内での挨拶を奨励している。ただし、コロナ禍においては新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、昼休みに食堂前とラウンジ前にて職員によりマスク着用やアルコールによる手指消毒促進の見回りを行っている。

【ワクチン接種】

令和3(2021)年度には、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の職域接種（於：桜の森病院、6月3日から8月6日まで）を実施し、病院等の実習に出向く学生約800人のワクチン接種を完了した。また、大学拠点接種（於：白子キャンパス6号館・4号館、8月31日から10月3日まで）を実施し、学生、教職員、関連業者併せて約2,300人のワクチン接種を完了した。

【キャンパス内禁煙】

「キャンパス内全面禁煙」を宣言し、平成20(2008)年4月1日からキャンパス内及び周辺はすべて禁煙となっており、啓蒙活動と校内外の見回りを行っている。

【車通学者への指導】

学生の車通学は登録制になっているため、無断駐車については車両を写真撮影し警告文を貼り付け、更に改善されない車両については学生を呼び出し、厳しく指導している。

③安全管理と自己管理

【配付物】

新入生に対しては入学時のオリエンテーションにおいてアルコール、麻薬・危険ドラッグ、盗難に対する自己管理について啓発冊子・リーフレットを配付している。各学年の年度初めに「SUMS-PO」（学内ポータルサイト）において、通学路での危険箇所、交通安全について説明を行っている。

【成年年齢引き下げに伴う消費者教育】

令和4(2022)年4月1日付、成年年齢を18歳に引き下げる旨、民法の一部が改正されたことに伴い本学では1年生を対象に「成年年齢引き下げに伴う消費者教育」を正課の授業に組み入れて教育を行っている。改正前年である令和3(2021)年度は後期開始時に「医療人底力実践（発展プログラム）」の特別講義として実施したが、入学後早い段階で教育を行

うべき内容である為、令和 4(2022)年度は前期科目である「医療人底力実践（体験プログラム）」の特別講義として位置付け、入学から間もない5月に弁護士を講師として招聘し、民法の条文の変更内容の解説、改正法において成年となりできることとできないこと、改正に伴い発生する問題点として、特に消費者被害拡大が懸念されることについて教育している。

また、18歳や19歳の学生が親の同意なく契約できることになる一方で、未成年者取消権（民法第5条）が使えなくなった為、悪徳商法などによる消費者被害に遭うことが懸念されることから、自分で契約を締結する場合の留意点やトラブルにあった際の対応についても教育を行っている。

【交通安全講習会】

自動車通学の学生に対して交通安全の意識向上を目的とした交通安全講習会を開催している。

【麻薬・危険ドラッグ防止】

「麻薬・危険ドラッグ防止委員会」より、1年次～4年次の学生に対して講演会をオンデマンドにて配信し、薬物乱用防止に努めている。

【保険】

学生の保険については、通学中や正課中、行事中の不慮の事故に備え、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」に入学時に全学生が加入している。実習時等に他人にケガを負わせる、あるいは実習器具の破損等に備え、「学研災付帯賠償責任保険」に実習前に加入している。看護学科については、日本看護学校協議会共済会の「総合保障制度 Will」に加入し、同じく病院等での実習時の賠償に備えている。また、課外活動（クラブ・サークル）中の事故に備え公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」にクラブ・サークル員全員が加入している。なお、希望者には入学時に「学生総合保障制度」への加入を案内している。

④健康管理の支援体制

健康管理については、千代崎キャンパスに診療所機能を備えた「健康管理センター」を設置し、センター長、医師、看護師、診療放射線技師が、病気やケガの対応にあたっている。また白子キャンパスには「白子保健室」を配置し、医師の資格を持った教員、看護師が対応している。

毎年、健康診断及びUPI（大学精神保健調査）検査結果で所見のあった学生に対し、再検査及び保健指導を行い、必要があれば医療機関への紹介を行っている。精神的な問題を抱えている学生に対しては、学生相談室と連携して面談を実施し、学生が心身ともに健やかに大学生活が送れるようサポートを行っている。また、新入生への抗体検査の実施や予防接種勧告、検便検査の実施、証明書の作成等、学内外の実習へも対応している。国家試験の合格者へは、国家資格免許申請用の健康診断を行っている。健康管理センターの利用者数は年々増加傾向にあり、頭痛・腹痛などの不定愁訴が最も多く、次いで打撲や擦り傷などの軽いケガ、健康相談の順となっている。

学生生活における心の問題に対応するために、「学生相談室（千代崎キャンパス）」、「白子学生相談室（白子キャンパス）」を設置し、それぞれ臨床心理士・公認心理師の資格をもつ専門家が対応している。日常の問題からデートDV・セクシュアルハラスメント及びアカ

デミックハラスメントなど幅広く対応できる専門カウンセラーによる支援体制を確立して相談業務を実施している。また学生相談室の存在を広くアナウンスするために、パンフレットを作成し全学生に配布している。

⑤奨学金・大学独自の経済支援

日本学生支援機構や大学に郵送された都道府県等の奨学金については、学生課と白子学生・就職課が窓口となり相談等の対応を行っている。入学時の学業成績が優秀な者を特待生として、授業料の半額を免除する本学独自の奨学制度を設けている。ただし、在学中に学業不振になった場合は、特待生の資格を喪失することもある。また、学生等の学びを継続するための緊急給付金の対応を行った。

⑥課外活動支援

本学の課外活動は、学友会組織である「クラブ・サークル運営委員会」の支援を得て、運動系文化系合わせて 34 団体が心身ともにリフレッシュや自己のスキルアップに繋がるよう活発に活動している。活動においては、本学の教職員がその顧問として相談や指導にあたっている。

「ボランティアセンター」が窓口となり、学内外問わず支援活動や募金活動を行っている。また、「新入生歓迎会」、「ゴミ拾い運動」、「碧鈴祭（大学祭）」、「見学交流会」、「謝恩会」を、担当教職員の指導の下に「学友会」が企画運営し、支援を行っている。なお、新型コロナウイルスの影響により「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が発令されている状況下では、活動の中止・規模の縮小・遠隔システムでの対応となっている。

⑦福利厚生施設の充実

学生用福利厚生施設として千代崎キャンパス「研究厚生棟」の 1 階に食堂（調理場付）320 席、「JART 記念館」1 階に食堂（調理場付）80 席、白子キャンパス 4 号館地下 1 階に食堂（調理場付）210 席、食堂・コミュニティハウス棟の 1 階に食堂（調理場付）300 席を用意している。

その他、学友会及び学友会加盟クラブが使用できる施設として「ユニットハウス」、「体育館」には部室、男女更衣室、シャワールーム、「JART 記念館」には和室、ミーティングルームを完備している。

⑧学生表彰

学生表彰者として、学部生、大学院生の成績・人物が優秀な者より、「理事長表彰者」、「学長表彰者」を選出し学位授与式にて表彰している。

学業以外の社会性を評価する手段の一つとして、色々な経験を積んで幅広い知識を得ることを期待し、「SUMS ポイント制度」を導入している。2 年に 1 度、1 月末日時点の集計結果をもとに、社会貢献活動に取り組んだ学生の上位 50 人程度を表彰し、卒業時には、更に上位 10 人程度を表彰している。

【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】

【資料 2-4-1】 2021 年度学生指導委員会議事録

- 【資料 2-4-2】 通学指導（あいさつ運動）当番表（コロナ前）
- 【資料 2-4-3】 見回り当番表（コロナ禍）
- 【資料 2-4-4】 鈴鹿医療科学大学構内交通規制に関する内規
- 【資料 2-4-5】 新入生へのメッセージ
- 【資料 2-4-6】 成年年齢引き下げに伴う消費者教育講義資料
- 【資料 2-4-7】 交通安全講習会
- 【資料 2-4-8】 鈴鹿医療科学大学麻薬・危険ドラッグ防止委員会規程
- 【資料 2-4-9】 学生教育研究災害傷害保険
- 【資料 2-4-10】 スポーツ安全保険
- 【資料 2-4-11】 健康診断・UPI
- 【資料 2-4-12】 健康管理センター利用状況資料
- 【資料 2-4-13】 学生相談室のご案内（パンフレット）
- 【資料 2-4-14】 学生相談室利用状況資料
- 【資料 2-4-15】 鈴鹿医療科学大学奨学制度規程
- 【資料 2-4-16】 奨学制度状況を示す資料
- 【資料 2-4-17】 新型コロナウイルス感染症の影響による鈴鹿医療科学大学独自の学生支援について（2021 年度）
- 【資料 2-4-18】 鈴鹿医療科学大学課外活動共用施設使用規程
- 【資料 2-4-19】 学生課外活動支援状況資料
- 【資料 2-4-20】 鈴鹿医療科学大学ボランティアセンター規程
- 【資料 2-4-21】 鈴鹿医療科学大学学友会規約
- 【資料 2-4-22】 鈴鹿医療科学大学謝恩会規約
- 【資料 2-4-23】 キャンパスマップ
- 【資料 2-4-24】 SUMS ポイント制度規程

【自己評価】

学生生活の充実を図るために、健康管理体制を整えることを基本にして、手厚い福利厚生に関するサービスの提供や本学独自の経済的支援を含むさまざまな取り組みを実施している。また、社会活動や課外活動の支援、学生のための各種施設の充実化に向けた支援の展開により、学生生活の安定に寄与できている。

以上により、基準 2-4 を満たしていると判断した。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

心身に問題を抱えた学生が増加傾向にあるため、保健室機能をより一層充実させるとともに、学生相談室、教職員との連携を深めながら早期発見・解決に向けて対策を講じる。なお、教科担当者、担任に相談しづらい事情がある学生については、健康管理センターや学生相談室への相談を促す支援を行う。

課外活動支援に関しては、大学行事及び学友会活動への学生の自主的・積極的な参加を促し、自主性をいかに芽生えさせ教育していくかということに重点をおいて指導していく。

新型コロナウイルスの影響により「碧鈴祭（大学祭）」や「クラブ・サークル紹介」をオ

ンライン配信により実施したが、今後は状況を勘案しながら対面での対応に取り組んでいく。

交通安全対策の一環として市道の利用者及び本学学生の通学時の安全確保を目的に、鈴鹿市や鈴鹿警察署・自治会等の関係機関に働きかけ、より安全な通学路の確保や、新たな自歩道（自転車通行が可能な歩道）の指定等について取り組んでいく。自動車通学の学生に対しては、引き続き安全教育充実のため交通安全講習を実施する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

本学は、三重県鈴鹿市内に千代崎キャンパス、白子キャンパスの2つのキャンパスで構成されており、両キャンパス間は約2kmと比較的近い距離に位置されている。

施設関係は両キャンパス合わせて19万5,204.48㎡の広大な敷地に建物23棟（延床面積8万1,627.42㎡）を配置している。

【千代崎キャンパス】

千代崎キャンパスには、保健衛生学部、医用工学部のほか、大学本部が置かれており、敷地面積が8万6,058.73㎡で、運動場1万9,414.47㎡、建物として、管理棟、研究厚生棟（大学院棟を含む）、実験実習棟（実験棟、動物舎を含む）、A講義棟、B講義棟、図書館、体育館、JART記念館、附属こころの相談センター、附属こころのクリニック、東洋医学研究所、教職員寮、学生寮の13棟（延床面積4万829.30㎡）がある。これらの建物に、講義室25室、演習（ゼミ）室47室、実験演習室109室、情報処理学習施設4室が配備されている。

また、建物の一部に鈴鹿ロボケアセンター株式会社を誘致して、地域の人々の福祉や健康に貢献しながら医療・介護機器等の研究開発に取り組んでいる。

【白子キャンパス】

白子キャンパスには、全学部1年生が基礎教養教育を学び、薬学部と看護学部のほか、令和3(2021)年に緩和ケア教育・研究のための施設として附属桜の森病院が開設された。敷地面積は10万9,145.75㎡、運動場としても利用可能な多目的広場4,390.83㎡、建物として1号館から7号館（7棟）、講堂、食堂、附属桜の森病院の10棟（延床面積4万798.12㎡）を擁する。これらの建物に、講義室33室、演習（ゼミ）室25室、実験演習室38室、情報処理学習施設1室が配備されている。また、令和4(2022)年に保健衛生学部救

急救命学科を白子キャンパスに開設するに伴い7号館を改修し、救急救命士養成の取り組みを始めた。

附属桜の森病院は全国初の大学附属の完全独立型緩和ケア病院として開設され、本学の看護、薬学、栄養、理学療法、作業療法、福祉、心理、鍼灸などの専門家がチームとなり緩和ケア教育・研究に携わり、学生の実習教育の場としての活用が進められている。

教育施設環境向上及び老朽化施設の整備（トイレ改修、電気、空調及びエレベーター設備老朽化更改）は、安全性・重要性・緊急性を考慮して計画的に実施を行っている。

新学科等の設置に伴う施設整備は、既存スペースを有効利用した改修工事を行っている。具体的には千代崎キャンパスでは「附属こころのクリニック」を新設し、既存施設を「附属こころの相談センター」に改修し、両施設とも学生の実習施設としても利用している。また、体育館に鍼灸サイエンス学科のスポーツトレーナー関連資格取得のためトレーニングルームの設置及び JART 記念館新館を改修し作業療法学専攻の実習施設を整備した。

白子キャンパスでは1号館6、7階に未使用施設を利用した新講義室を設置し、既存施設を救急救命学科専用棟である7号館とするための全面改修を行った。

主な施設整備は以下となる。

平成 27(2015)年度（千代崎）食堂・学生ホール整備

平成 28(2016)年度（千代崎）附属こころのクリニック新設、附属こころの相談センター改修

平成 29(2017)年度（千代崎）受変電設備改修

（白 子）講堂屋上防水改修、駐輪場新設

平成 30(2018)年度（千代崎）JART 記念館作業療法学専攻実習施設

体育館トレーニングルーム整備

（白 子）4号館看護学部大学院施設整備

令和 1(2019)年度（千代崎）東洋医学研究所 SUMS キッチン設置

（病 院）附属桜の森病院新築

令和 2(2020)年度（千代崎）大学院棟ロボケアセンター設置

（白 子）2号館保健室整備

令和 3(2021)年度（千代崎）A 講義棟講義室整備

（白 子）1号館新講義室整備、7号館救急救命学科専用施設設置

学修環境の安全性を確保するため、各種点検及び維持管理を行っており発見された不具合については緊急修繕または改修整備による不具合解消に向けた対応を行っている。また、エレベーター機器の点検や火災報知器・防災扉などの定期点検を行っている。

地域社会への貢献及び緩和ケア教育の達成のため新たに建設された「附属桜の森病院」は院内環境を最適に保つため空気環境測定及び水質検査等の点検を自主的に行っている。千代崎キャンパス（平成 3(1991)年度に開学）、附属桜の森病院（令和 3(2021)年に開院）の施設は、昭和 56(1981)年以降の建築基準法に基づく設計のため、新耐震基準に適合する施設（建物）となっている。白子キャンパスは新耐震基準以前の設計の建物があるが耐震診断の結果、新耐震基準と同等以上の性能を有する施設（建物）となっている。

【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

<実習施設>

千代崎キャンパスは、放射線技術科学科、医療栄養学科、医療福祉学科、リハビリテーション学科、鍼灸サイエンス学科、臨床工学科、医療健康データサイエンス学科、が設置されており、各学科のための実習施設及び機器・器具が整っている。

棟	使用学科・専攻	実習室名	面積
A 講義棟 1 階	リハビリテーション学科 作業療法学専攻	検査測定実習室	100.80 m ²
		生理学実習室	100.80 m ²
B 講義棟 1 階	全学科	コンピュータ実習室	203.12 m ²
実験・実習棟 1 階	医療栄養学科管理栄養学 専攻	食品加工実習室	77.87 m ²
		調理実習室	77.87 m ²
		実習食堂	125.41 m ²
		給食経営管理実習室	141.31 m ²
		栄養教育実習室	68.34 m ²
		臨床栄養実習室	95.34 m ²
		基礎医学実習室	177.22 m ²
実験・実習棟 2 階	放射線技術科学科	MRI 実習室	92.15 m ²
		X 線室	181.10 m ²
		CR 画像実習室	27.00 m ²
		放射線管理学実習室	63.88 m ²
		放射線計測実習室	92.11 m ²
		放射化学実習室	92.11 m ²
		診断画像実習室	92.11 m ²
		画像情報工学実習室	92.11 m ²
		写真化学実習室	92.11 m ²
実験・実習棟 3 階	全学科	コンピュータ実習室	122.80 m ²
	臨床工学科	臨床工学実習室	153.53 m ²
		血液浄化実習室	122.80 m ²
実験棟 1 階	鍼灸サイエンス学科	鍼灸実習室	58.80 m ²
	医療福祉学科医療福祉学 専攻	福祉実習室	59.78 m ²
実験棟 2 階	医療栄養学科臨床検査学 専攻	生物化学分析実習室	176.40 m ²
		形態検査実習室	176.40 m ²
		機器分析室	88.69 m ²
東洋医学研究所 3 階	鍼灸サイエンス学科	基礎医学実習室	241.95 m ²
		実技実習室	167.41 m ²
JART 記念館本館 2 階	医療栄養学科臨床検査学 専攻	生理検査実習室	106.11 m ²

鈴鹿医療科学大学

JART 記念館新館 1 階	リハビリテーション学科 作業療法学専攻	基礎作業学実習室	117.47 m ²
		小児リハビリテーション室	106.97 m ²
	鍼灸サイエンス学科	実技練習室	45.08 m ²
体育館 1 階	鍼灸サイエンス学科	トレーニングルーム	126.70 m ²
研究・厚生棟 1 階	全学科	コンピュータ室	174.62 m ²
大学院棟 3 階	医療健康データサイエンス学科	コンピュータ室	120.70 m ²
大学院棟 4 階	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	機能評価実習室	51.04 m ²
		機能訓練室	102.48 m ²
		装具加工室	123.90 m ²
大学院棟 5 階	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	日常動作訓練室	100.08 m ²
		治療室	185.22 m ²
附属こころの相談センター	医療福祉学科臨床心理学専攻	こころの相談センター	379.79 m ²

コンピュータ室については、全学科対象のものが 3 部屋と医療健康データサイエンス学科専用のものが 1 部屋設置されている。このほか、実験室は理化学実験室、病理実験室、栄養学実験室など合計 40（総面積 3089.42 m²）あり、各学科の特徴に合わせたものとなっている。また各学科が管理するゼミ室は 48 部屋あり、ゼミで使用する時間以外は最上級学年の自習室として使用し、学生の使用頻度は非常に高いものとなっている。

白子キャンパスには、薬学科、看護学科及び救急救命学科が設置されており、千代崎キャンパス同様、各学科の実習施設及び機器・器具整っている。

棟	使用学科	実習室名	面積
1 号館 1 階	全学科	情報演習室	138.44 m ²
1 号館 4 階	薬学科	模擬薬局	527.33 m ²
1 号館 6 階	薬学科	CBT 演習室	231.34 m ²
3 号館 1 階	全学科	解剖学実習室	141.32 m ²
4 号館 2 階	看護学科	基礎看護学実習室	440.21 m ²
		成人・精神看護学実習室	220.10 m ²
4 号館 3 階	看護学科	母性・小児看護学実習室	174.02 m ²
		老年・在宅・公衆衛生看護学実習室	174.02 m ²
5 号館 1 階	薬学科	生物系・衛生薬学実習室	372.78 m ²
		物理系・化学系薬学実習室	341.79 m ²
5 号館 2 階	薬学科	医療薬学実習室	335.92 m ²
7 号館 1 階	救急救命学科	基礎医学実習室	86.54 m ²
		救急救命実習室	146.27 m ²

令和 4 年（2022）年に開設の救急救命学科用に多目的に使用していたコミュニティハウスを新たに 7 号館に改修し、棟横には実習用救急車（1 台）が常時駐車されている。また救急救命実習室には救急車内部を再現した実習用カットモデルが 2 基設置されて、実践に

近い形での実習が行えるようになっている。千代崎キャンパス同様、実験室は看護実験室、衛生薬学実験室など合計 14（総面積 2003.36 m²）あり、特に薬学科では卒業研究などで活用されている。ゼミ室は 23 部屋あり、試験前などでは自習室として開放されている。

<図書館>

図書館は大学全体で約 3,870 m²（本館：千代崎キャンパス約 3,100 m²、分館：白子キャンパス約 770 m²）の面積に、大学全体では 168,674 冊（本館 154,273 冊、分館約 14,401 冊）の蔵書、1,149 種類の雑誌、その他視聴覚資料や電子ジャーナルを所蔵し、7 種類のデータベースが整備されている。パソコンも設置しており、コンピュータ室と同様に学生は自由に使用できる。

図書館は平日 9 時～21 時（コロナ対策時：9 時～19 時）まで、土曜日は 10 時～17 時（コロナ対策時：閉館）まで開館し、閲覧並びに自習の場として提供している。図書館では、学生の図書購入希望リクエストを随時受付けており、月に 1 回開催の「図書館運営委員会」にて選考のうえ、購入している。

<情報処理教室（コンピュータルーム）>

情報処理教室が 6 室（千代崎キャンパスは「研究厚生棟」70 台・「B 講義棟」70 台・「実験実習棟」60 台・「A 講義棟」4 台、白子キャンパスは 1 号館 76 台・3 号館 20 台）あり、コンピュータを利用した実習に使用されている。また、これらの教室は授業時間以外に開放し、学生が集うラウンジを中心に、無線 LAN を利用できる環境となっている。これらのシステムは仮想化技術を用いて全教室共通の仕様で操作できることによりユーザーの利便性並びに安全性を高めている。

【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

バリアフリー整備は、在籍中の障がいのある学生への聞き取りや「障がい学生支援委員会」等の要望により段差解消のためのスロープの設置やユニバーサルデザインの自動販売機への置き換えなどを行っている。

計画的な整備として、白子キャンパス「講堂」に多目的トイレ及びスロープの設置、事務所前扉の自動扉化、一部教室ドアのスライド化を実施した。また、新学科設置に伴い、千代崎キャンパス「JART 記念館新館」のエレベーターの新規設置を行った。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

文部科学省の定める大学設置基準第 24 条（授業を行う学生数）に基づき、授業を行うクラスサイズは両キャンパスの教務課で把握、評価し、適切に管理している。専門基礎・専門分野科目については、原則、各学科・専攻の定員数を 1 クラスとしており、1 年次の全学共通基礎分野科目については、1 年生全員が受講する場合もあるが、各授業に対するクラス人数の配当については、受講者数と各教室の収容人数に照らし、適切な配当をするなど配慮を行っている。

コロナ禍での対応については、遠隔授業システムを高度に利用し、教育の質を担保する

とともに、全学生が平等に聴講できるよう工夫している。なお、コロナ禍での対面授業においては適切な人数で受講できるよう、教室内机上パーティションを設置し、感染拡大防止に取り組んでいる。

【資料 2-5-8】

【資料 2-5-1】データ編【共通基礎データ様式 1】施設・設備等

【資料 2-5-2】2021 年度施設定期点検一覧表

【資料 2-5-3】施設整備改修工事一覧表

【資料 2-5-4】施設耐震資料

【資料 2-5-5】教育研究用機器備品管理台帳

【資料 2-5-6】図書館利用状況

【資料 2-5-7】図書館希望リクエスト資料

【資料 2-5-8】2021 年度教室配当表

【自己評価】

学内整備の計画に沿った校地、校舎のバリアフリー化を含めた改修を随時行い、学修環境の改善に努めている。また、附属図書館や各種の実習施設、附属施設の整備、運営、管理により教育目的の達成に向けての取り組みを鋭意行っている。クラスサイズについては、適正数を維持できている。

以上により、基準 2-5 を満たしていると判断した。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設の安全性確保として最新法令を遵守したバリアフリー対策、特定天井耐震、エレベーター安全対策等を計画的に進めて行く。また、学習環境向上のため講義室の環境（内装・照明・空調）の整備についても計画的に進めて行く。特に ICT（情報通信技術）環境については、昨今のハイブリッド授業に対応した情報量の増加に伴うネットワークの強化、講義室のマルチメディア教卓及び学内無線 LAN 環境の見直しなどを行って来たが、今後も引き続き社会の変化に応じた最新設備の導入を検討する。

学内の学生、教職員等の利用者が、安全で快適な施設環境のもと大学生活を送れるよう取り組んでいく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

授業評価アンケート（年2回）、学生意識調査（年1回）を通じて意見をくみ上げ、結果を分析した上で改善する仕組みを整備している。

授業評価アンケートでは、各学科1人以上選出された「FD(Faculty Development)推進委員会」の教員と情報を共有して、学修支援の実態把握と改善に努めている。

学生意識調査では、「IR 推進室」にて情報を共有して、学修支援の実態把握と改善に努めている。

平成30（2018）年度から、学生参画型の「教育改革委員会・FD推進委員会合同会議」を開催しており、学長をはじめ教育改善に関わる教職員で構成される委員会に、「教育改善委員」として任命された学生が参画し、「3つのポリシー等の教育目標から見て教育が適切に行われているか」等の複数の議題について議論し、意見を聴取している。また、聴取した意見を参考に、カリキュラムの内容や学修方法、学修支援について検討し、改善している。

学生の生の声を聞き取り現状把握するとともに、サポート体制を強化するため、学長による学生との意見交換会を行っている。なお、参加学生は学友会所属学生と一般学生で複数学科の学生が参加するグループを構成して行っている。

【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

授業評価アンケート（年2回）、学生意識調査（年1回）、学生総会アンケート（年1回）を通じて意見をくみ上げ、結果を分析した上で改善する仕組みを整備している。

健康相談においては、「健康管理センター」が設置されており、また学生生活に関する心の諸問題は学生相談室にて、充実した学生生活を送ることができるように支援することを目的とし心理カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が対応している。

学生健康診断を受診したすべての学生にUPI調査を実施し保健指導や学生相談室と連携して面談を行っている。

日本学生支援機構の奨学金及び本学独自の奨学制度に関する相談窓口を各キャンパス（千代崎キャンパス：学生課、白子キャンパス：白子学生・就職課）にて設け受給を支援している。

【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

授業評価アンケート（年2回）、学生意識調査（年1回）、学生総会アンケート（年1回）を通じて意見をくみ上げ、結果を分析した上で改善する仕組みを整備している。

学生総会アンケートでは、各学科から1人以上選出されている「学生指導委員会」の教員と情報を共有して、学生生活の実態把握と改善に務めるとともに、要望の内容に応じて各担当部署で検討し、対策を講じている。

クラブ活動においては、「クラブ・サークル委員会」の定例会を実施して学生の要望を聞くとともに、学生課の担当者・学友会学生が学生生活環境についての意見交換を行い、改善を実施している。

保護者からの意見については、「教育支援の会」の案内時に意見を求めるとともに、総会及び保護者懇談会を開催し保護者との相互の連帯感を強めるため意見交換を行っている。

更に各学科・専攻において担任教員が学生面談を随時行い、学生からの意見を確認している。授業評価アンケートの自由記述から学生の要望をくみ取り、学長・副学長、事務局において確認し、解決できるものは優先的に対応を行っている。

【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】

【資料 2-6-1】授業評価アンケート

【資料 2-6-2】学生意識調査

【資料 2-6-3】2021 年度教育改革委員会・FD 推進委員会合同会議議事録

【資料 2-6-4】学生との意見交換会

【資料 2-6-5】学生総会アンケート

【資料 2-6-6】健康管理センター利用状況資料

【資料 2-6-7】UPI 調査

【資料 2-6-8】クラブ・サークル一覧

【資料 2-6-9】2021 年度教育支援の会「オンライン保護者懇談会」の開催案内

【自己評価】

学生の意見・要望への対応について、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の実態把握と改善を行っている。

以上により、基準 2-6 を満たしていると判断した。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生満足度を経年で比較・評価できる指数を用いて、満足度の向上を目指す中で、学生からくみ上げた意見・要望を実際の学生支援に反映させていく。

【基準 2 の自己評価】

複数の入試区分を設け志願者の選択肢を広げることで、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れを行っている。

学生生活安定のための支援、障がいのある学生への配慮、オフィスアワー制度の全学的実施、TA の活用、休学及び留年への対応策、マナーやコミュニケーション能力を中心としたキャリア指導等の充実が図られている。

学生支援に対する学生の意見や心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見、学修環境に関する学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、適切に対応している。校地・校舎等の施設整備は適切に整備され、安全性を確保し、バリアフリー対策も推進している。

以上により、基準 2「学生」を満たしていると判断した。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

本学の建学の精神は「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」と定めており、日進月歩の科学技術を、真に人類の健康と福祉の向上に役立たせるために、保健・医療・福祉等の分野における共同が極めて大切であると考えている。この精神のもと、5つの教育目標を策定し、この教育目標に基づき全学のディプロマ・ポリシーが策定されている。「建学の精神」、「教育目標」及びアセスメント・ポリシーを踏まえた「4つのポリシー」について「学生要覧 2022」（14～44 ページ）及び「大学院学生要覧 2022」（13～16 ページ）に記載し、学生及び教職員に配布・周知している。また、大学ホームページでも公表している。

<学部>

大学学則第2条の2に定めた教育研究目的に即したディプロマ・ポリシーをそれぞれの課程において策定し、「学生要覧 2022」（14～44 ページ）に記載し、学生及び教職員に配布・周知している。学期はじめのオリエンテーションで全学生に周知しているほか、大学ホームページに明示し、学内外へ公開し、理解と支持が得られるよう努めている。

<大学院>

大学院学則第4条に定めた教育研究目的に即したディプロマ・ポリシーをそれぞれの課程において策定し、「大学院学生要覧 2022」（13～16 ページ）に記載し、学生及び教職員に配布・周知している。学期はじめのオリエンテーションで全学生に周知しているほか、大学ホームページに明示し、学内外へ公開し、理解と支持が得られるよう努めている。

【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【事実の説明】

<学部>

本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は、「学生要覧 2022」（91～92、105～106 ページ）に記載されており、新入生にはオリエンテーションで冊子を配布し、周知している。

単位認定基準については、大学学則第20条に規定されている。授業科目の単位計算方法

は、1 単位の履修時間を教室内外あわせて 45 時間とし、原則として、講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲の授業時間数をもって 1 単位としている。実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲の授業時間数をもって 1 単位としている。これらの授業を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与えている。

また、成績評価基準について、「学生要覧 2022」(5. 試験・成績について 99～104 ページ)に定めており、学生に周知している。別途、前期及び後期に「定期試験について」の冊子を学生及び教員へ配布し、また、シラバスに記載することで周知している。

更に、編入学、転入学等の場合を除き、教育上有益と認めるときは、他大学等で修得した単位については 60 単位を超えない範囲内で単位の認定を行っている(学生要覧 2022. 92 ページ)、(鈴鹿医療科学大学学則第 25 条、第 26 条)。

<大学院>

大学院の修了要件は、所定の単位を取得し、修士論文または博士論文の審査及び最終試験に合格することが条件となる。論文の審査はディプロマ・ポリシーに基づいて作成された論文審査基準(大学院学生要覧 2022. 67～101 ページ)を適用している。

大学院修士課程、博士後期課程、4 年制博士課程における単位認定や修了認定、学位論文審査及び学位の授与については、大学院学則第 10 章、「大学院学位規程」並びに「学位の論文審査および最終試験に関する内規」で定められており、「大学院学生要覧 2022」(43～101 ページ)に掲載し周知している。論文審査基準は大学ホームページにて公開、周知している。

また、大学院入学時の新入生ガイダンスにて、3 つのポリシー、単位認定基準、修了要件等を周知している。

【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】
【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明】

<学部>

①単位認定基準

授業科目の単位計算方法は、大学設置基準に則り、1 単位 45 時間の学修時間を基本として、大学学則第 20 条で定めている。また、大学学則第 21 条で 1 年間の授業日数は、35 週を原則としている。

単位取得については、学部・大学院ともにシラバスに記載された成績評価基準をもとに成績判定が行われ、60 点以上を合格とし、大学学則第 24 条及び<別表Ⅱ>成績の基準(学生要覧 2022. 154 ページ)で定めている。

本学では、GPA(Grade Point Average)制度(学生要覧 2022. 103 ページ)を導入しており、一定基準を満たさない学生に対し、担任教員から今後の履修方法や学修方法について指導を行うよう定めており(学生要覧 2022. 104 ページ)、一定基準以上の学生に対しては、履修上限の緩和等(学生要覧 2022. 93 ページ)を行っている。また、GPA 値を条件に、履修可能な科目を設定している。

②進級基準

本学では、「鈴鹿医療科学大学進級要件内規」（学生要覧 2022. 178～183 ページ）を策定し、各学科・専攻において進級要件を定めている。1 年次のカリキュラムについては、全学共通科目を編成していることから、各学科・専攻の 2 年次への進級要件はほぼ同要件となっており、転学部等の単位読み替えを可能としている（学生要覧 2022. 202 ページ）。また、「進級要件内規」第 2 条で、GPA 値が 3.0 以上の場合には進級を認めることがあることと定めている。

③卒業認定基準

卒業認定については、所定の年限以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者を対象に、教授会、「大学協議会」の議を経て、学長が卒業を認定している。（大学学則第 35 条）

④評価及び点検

単位認定、卒業認定、修了認定については、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、シラバスにおいて成績評価基準を明確にし、それを学生及び大学院生に周知できている。また、各学科で「教育質保証委員会」を定期的に開催して、休退学、留年等に対する支援、学修全般に関する事柄の見直し等を実施し、「教育改革委員会」で点検している。

<大学院>

大学院修士課程、博士後期課程、博士課程（4 年制）の学位論文審査及び修了判定は、「学位審査委員会」による学位審査報告書と単位認定資料をもとに研究科委員会、「大学協議会」の議を経て、修了と学位授与が認定される。（大学院学則第 10 章）

【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】

【資料 3-1-1】大学ホームページ（ホーム>大学案内>大学概要>建学の精神・教育の理念>教育目標）

【資料 3-1-2】学生要覧 2022

【資料 3-1-3】大学院学生要覧 2022

【資料 3-1-4】大学ホームページ（ホーム>大学案内>教育関係>4 つのポリシー）

【資料 3-1-5】鈴鹿医療科学大学学則第 2 条の 2

【資料 3-1-6】鈴鹿医療科学大学大学院学則第 4 条

【資料 3-1-7】鈴鹿医療科学大学学則第 20 条

【資料 3-1-8】2022 年度春・前・夏期定期試験について

【資料 3-1-9】シラバス（成績評価基準）例示（評価方法参照）

【資料 3-1-10】鈴鹿医療科学大学学則第 25 条、第 26 条

【資料 3-1-11】鈴鹿医療科学大学大学院学則第 10 章

【資料 3-1-12】鈴鹿医療科学大学大学院学位規程

【資料 3-1-13】学位の論文審査および最終試験に関する内規

【資料 3-1-14】大学ホームページ（ホーム>学部・大学院>大学院>医療科学研究科 医療科学専攻>医療科学研究科 論文審査基準）

大学ホームページ（ホーム>学部・大学院>大学院>薬学研究科 医療薬学専攻>修了要件・学位授与までの過程>鈴鹿医療科学大学大学院薬学研

究科学位（博士）の論文審査および最終試験に関する内規）

【資料 3-1-15】 大学院新入生ガイダンス資料

【資料 3-1-16】 鈴鹿医療科学大学学則第 20 条、第 21 条、第 24 条

【資料 3-1-17】 シラバス（GPA 値活用条件）例示（注意事項参照）

【資料 3-1-18】 鈴鹿医療科学大学学則第 35 条

【資料 3-1-19】 2021 年度臨時第 2 回大学協議会議事録（卒業判定、研究科修了判定）

【資料 3-1-20】 教育質保証委員会内規

【資料 3-1-21】 2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書について）

【自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、シラバスにおいて成績評価基準を明確にし、それを学生及び大学院生に周知できている。また、各学科で「教育質保証委員会」を定期的に開催して、休退学、留年等に対する支援、学修全般に関する事柄の見直し等を実施し、「教育改革委員会」で点検している。

以上により、基準 3-1 を満たしていると判断した。

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価、進級要件、卒業・修了認定については現在も学則に基づき厳格に運用され、成績評価方法についてもシラバスに明記することで学生に周知を行っているが、ルーブリック等の活用を促進して、厳格で公平な評価を行い、留年者を極力減少させるよう、きめ細かい指導を引き続き行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

本学のディプロマ・ポリシーで掲げている人材を育成するため、また、全学生が円滑に社会から期待される水準に到達できるよう、何ができるようになったか（アウトカム）に照準を合わせた一貫した教育課程編成や実施方針を定めた全学のカリキュラム・ポリシーを策定している。また、各学科・専攻で方針が異なるため、それぞれにカリキュラム・ポ

リシーを策定し、適切に運用されている。カリキュラム・ポリシーについては、「学生要覧 2022」（19～44 ページ）、「大学院学生要覧 2022」（13～16 ページ）に記載し、学生及び教職員に配布・周知している。また、学期はじめのオリエンテーションで学生全員に周知している。このほか、大学ホームページに明示し、学内外へ公開し、理解と支持が得られるよう努めている。

【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

<学部>

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと各授業科目との対応を明示するためにカリキュラムマップを作成している。学生は、カリキュラムマップにより、卒業までに身につけるべき各能力を涵養できるようになっている。また、シラバスには、当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性が記載されているため、どの科目がどのディプロマ・ポリシーに該当するかを確認することができるようにしている。

<大学院>

医療科学研究科の修士課程、博士後期課程、薬学研究科博士課程（4 年制）では、ディプロマ・ポリシーを実現する高度な学識と専門性、研究能力を備えた学生を育成するため、それぞれに対応するカリキュラム・ポリシーを策定しており、カリキュラム・ポリシーに基づく科目構成による教育課程を設定している。（大学院学生要覧 2022. 13～16、53～58 ページ）

【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

<学部>

カリキュラム・ポリシーを体系的に表現するために、ディプロマ・ポリシーと各授業科目との対応を明示したカリキュラムマップを作成している。また、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み（ナンバリング）を構築している。カリキュラムマップは、新入生オリエンテーションで配布し、ナンバリングも含め説明している。在学生には、成績確定後、評価別の色（①秀：緑 ②優：水色 ③良：黄 ④可：ピンク ⑤不可：色なし）を科目に塗り強い部分や弱い部分を自覚し、ディプロマ・ポリシーに向けた修得状況を確認するように促し、その結果を担任教員との面談の中で学修習慣の改善に利用している。また、大学ホームページでも公開し、周知している。

ナンバリングについては、カリキュラムマップ及びシラバスに記載しており、学生は自身の学修段階や教育課程全体の編成が把握できるようになっている。シラバスは、科目担当者が毎年 12 月下旬から 2 月中旬頃に作成し、3 月中旬頃までに各学科の「教育質保証委員会」が作成後のシラバスについて学科の専門教育方針を満たすものになっているか等チェックする体制を整えている。なお、学内ポータルサイト（SUMS-PO）内の学生カルテでは、

学生が修得した GPA 及びディプロマ・ポリシーの到達目標に定める学生の知識・能力の修得状況等が確認できるシステムを構築している。

また、単位の実質化のために学科毎に履修登録単位数について上限を設けている。ただし、再履修科目、資格取得に係る選択科目及びリメディアル科目については、上限の範囲外としている。なお、通算 GPA が 3.0 以上ある学生は、上限を超えて履修することを許可している。(学生要覧 2022. 93 ページ)

<大学院>

教育課程は、修士課程・博士後期課程・博士課程（4 年制）いずれもカリキュラム・ポリシーを踏まえて編成している。

医療科学研究科では専門職間の相互理解を深め連携を強化するため、すべての分野に共通の必修科目及び選択科目と共に、各専門分野に特化した専門的知識の修得ができるように分野別選択科目を編成し、学生が共通分野と専門分野の科目をバランスよく履修するように工夫している。なお、分野科目については、他分野の学生も選択できるようになっている。各自の論文研究に関わる英文を中心とした原著論文や総説を選んでその内容を発表することや、学位論文研究の進展状況を研究の進展段階に合わせて紹介し、教員・学生がディスカッションする共通科目「医療科学輪講」は、修士課程・博士後期課程を通して全学生の必修科目となっており、研究力を涵養する工夫のひとつとなっている。

薬学研究科では、幅広い専門的な最新の知見に触れて医療薬学の各分野における現在の問題点と研究を必要とする事柄を理解することを通し、視野の広い医療人の育成を図るため「医療薬学総合講義」を必修科目としている。また、「病態解析・薬効制御学分野」、「薬物治療設計・管理学分野」、「医薬品解析・開発学分野」、「社会環境薬学分野」の 4 分野を設定し、各々の「特論」、「演習」を横断的に選択することで、「病の原因を解明し、効率的に薬剤を作用させる方法を探る」、「薬の特性を踏まえて効率的な使用法を探り、治療を設計する」、「柔軟な視点をもとにした既存医薬品の機能発掘及び新規医薬品開発を行う」、「がん予防、精神衛生など超高齢化社会に対応する衛生薬学・疫学研究を模索する」ことを学べるよう工夫している。各演習では研究分野での英語文献について理解を深め研究能力の向上に努めている。更に医療薬学実習では、臨床現場において指導的役割を担う高度専門的な臨床薬剤師の育成を目的として、「実践的医療薬学演習」、「フィジカルアセスメント学内実習」、「フィジカルアセスメント臨床実習」を展開している。これらの科目と「課題研究(博士論文研究)」を組み合わせ、体系的な教育課程を編成し、先進的医療薬学・臨床薬学教育を行っている。

【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

<学部>

学部における教育課程は、医療人底力教育科目群、基礎教養科目群、専門基礎科目群、専門科目群の 4 群に大きく分けて編成されている。前 2 者は全学共通で主に 1 年生、また後 2 者は学科ごとに、その教育目標に沿って基礎から応用に、1 年から 4 年(薬学部では 6 年)にわたり学年を追って段階的に知識の積み上げができるよう体系的編成になっている。

履修が過密であったり、偏ったりすることなくバランスの取れた履修になるよう配慮している。また、各学年における進級要件（学生要覧 2022. 178～183 ページ）が定められ、ほとんどの学科で、基礎分野の必修科目の修得は3年次への進級要件とし、余裕を持って履修できるよう工夫している。

① 基礎分野（医療人底力教育領域）

本学は2つのキャンパスで構成しており、白子キャンパスに薬学部と看護学部及び保健衛生学部救急救命学科を設置し、千代崎キャンパスにその他の学部学科を設置している。

平成26(2014)年度からすべての学科の1年生を白子キャンパスに集め、医療人底力教育及び基礎教養教育を全学共通で行うこととした。この教育は初年次（すなわち入学直後の1年生の前期及び後期）の教育課程として、基礎教養科目と共に設定し多くの時間が充てられている。また、医療人底力教育の導入に伴い、従来の基礎教養教育も底力教育との重複を避けつつ、医療人養成を強く意識した科目の内容を取り入れている。医療人底力教育領域のうち「医療人の基礎知識」の科目群として、1年前期は「いのちの倫理学」と「医学の基礎入門」、「医療・福祉の変遷と制度」を必修科目で開講している。また「医療人の技能と資質」科目群として、1年前期は「医療人底力実践Ⅰ（学科プログラム）」と「医療人底力実践Ⅱ（体験プログラム）」、1年後期は「医療人底力実践Ⅲ（データサイエンス）」と「医療人底力実践Ⅳ（発展プログラム）」を全学科全学生の必修科目として設定している。これらの科目では医療人として共通に求められる倫理観・思いやり、生涯を通して医療人として成長していくための基礎的な知識や学ぶ姿勢、大学生としてのスタディスキル、キャリア教育、それにチーム医療の担い手として期待される人材の育成教育など従来の学科別専門教育中心（専門至上主義）の教育体制では十分でなかった部分を充実させている。

多職種連携教育の科目群として、「事例で学ぶ多職種連携」、「実践で学ぶ多職種連携」、「慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎）」、「慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践）」を選択科目とし、向学心のある学生を集め、三重大学医学部の学生の参加も得てクラスを編成し、チーム医療の高度で実践的な教育について4年間を通して行っている。（表1）

医療人底力教育領域の「医療人の教養と常識」の科目群は、「医学医療最近の進歩」、「食と健康」、「医療における安全と安心」、「東洋医学と統合医療」、「現代医療と看護・介護」、「薬の役割・薬のできるまで」、「情報時代と医療」、「医療とコミュニケーション」の8科目を1単位（15時間）の選択科目として開講し、学生に幅広い教養と常識を身につけさせることを狙いとしている。

鈴鹿医療科学大学の教育システム			
医療人底力教育	医療人底力実践	1年次	必修科目初年次教育（全学科横断カリキュラム）
	多職種連携教育	1年次	選択科目（座学）慢性疼痛で学ぶチーム医療 ※三重大学との合同科目
		2年次	必修科目（座学）多職種連携の基礎 選択科目（WS）慢性疼痛で学ぶチーム医療 ※三重大学との合同科目
		3年次	選択科目（WS）事例で学ぶ多職種連携
		4年次	選択科目（学外実習）実践で学ぶ多職種連携

（表1）

②基礎分野（人間と生活領域及び科学的思考の基盤領域）

人間と生活の領域については、「人間と文化と社会」の科目群として1単位（15時間）の選択科目をおいた。これは各科目内容の理解度は低くなるがなるべく幅広く学んでほしいという指導方針による。なお、科学的思考の基盤の領域において、「自然科学の基礎」の科目群は学科によって課している科目数と単位数を任意とした。たとえば放射線技術科学科では「数学Ⅰ」、「物理学Ⅰ」など9単位の必修科目をおき、「数学Ⅱ」、「物理学Ⅱ」など2単位以上の選択科目を修得することが卒業要件となっている。一方、医療福祉学科など「自然科学の基礎」科目群の必修科目は「情報リテラシー」のみで「数学Ⅰ」等の科目を課さない学科もあり、そのような学科については「自然科学への誘（いざない）」科目群のうち1単位の選択科目を修得することとしている。この科目群は専門教育の基礎として必ずしも必要としない学科・専攻の学生を対象としている。網羅的基礎的な授業ではなく、教養としての自然科学を分かり易く興味を持てるような授業を目指したものである。

③専門基礎分野

専門基礎分野においては、専門科目を学ぶ上での基礎になる科目を開講している。ここでは学科によって異なるが、「解剖学」や「生理学」など、あるいは「物理学」や「数学」、「化学」などを、基礎科目を学んだ上で更に知識を深め、専門科目分野での学びの基礎を補完している。

④専門分野

専門分野に関わる実習科目は学科により1年生から、また多くは2年生以上の学年で授業科目との整合性を保ちつつ授業科目での学修効果を高めるために、各学科の指導方針に基づき一定の期間と内容で実施している。更に、すべての学科では臨床実習や病院実習を実施しており、必修科目として実施している学科が多い。また、鍼灸サイエンス学科と救急救命学科以外は最終学年での卒業研究や卒業課題が必修科目として設定されており、学年を通して学んできたことを一段深めた形で理解し、身に付ける課程として、各学科の工夫の下で効果的に行っている。

（学生要覧 2022. 51～88 ページ・カリキュラム表（大学学則別表Ⅰ））

<大学院>

医療科学研究科では、種々の医療専門職のための教養教育として、修士課程では分野共通科目「医療科学特論」、「臨床医療科学特講」、「外書講読」、「医学統計特論」、「医療安全管理学特講」、「医療倫理学特講」、「病態学特論」を開講している。「医療科学特論」、「臨床医療科学特講」では、医療従事者が身に付けておくべき基礎知識、チーム医療等について講義を行っている。博士後期課程においては、「臨床医療科学特講」、「医学統計特論」、「医療安全管理学特講」、「医療倫理学特講」を開講している。

薬学研究科では、4つの専門分野を擁するが、社会に貢献できる指導的薬剤師、薬学研究者としての能力、資質、姿勢、素養を身に付けることを目的とした、共通の必修科目「医療薬学総合講義」を開講している。

（大学院学生要覧 2022. 53～58 ページ・カリキュラム表（大学院学則別表Ⅰ））

【資料 3-2-11】 【資料 3-2-12】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

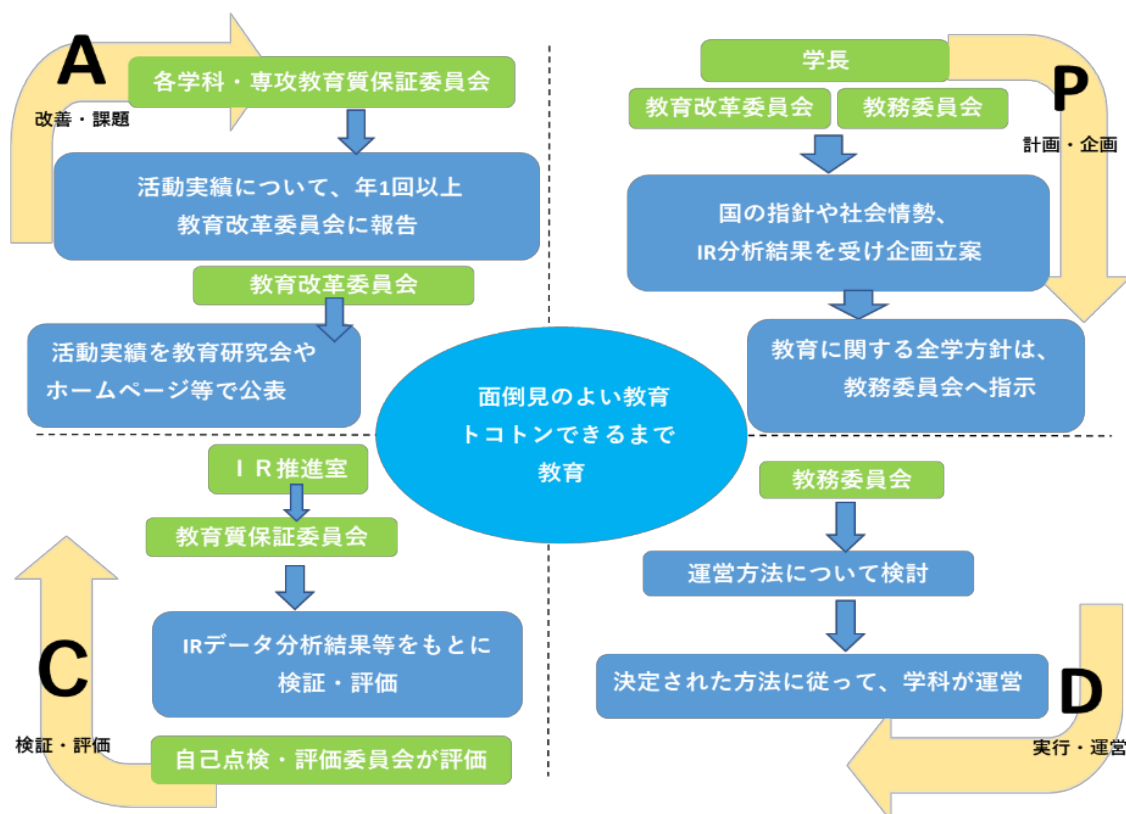
<学部>

令和元(2019)年度に「トコトンできるまで教育」をスタートさせた。「トコトンできるまで教育」は、学生を留年させないことを目標とした教育であるが、成績不良者をただ合格させるというのではなく、試験に不合格の学生を対象に徹底した特別指導を行って合格レベルまで学力を引き上げて再試験に臨ませる教育である(表2)。また、通常の授業についても小テストを取り入れ、その都度理解度を把握することや、eラーニングシステム(全学対象のものと薬学部独自のものとがある。)を導入し、通学の移動時間を利用した学修や自宅での復習等に利用することが可能となっており、学修の習慣化に努めている。

メディア授業とICT(情報通信技術)についても活用しており、オンライン会議システムを令和2(2020)年度に導入し、大人数の講義についても、チャットでの質疑応答や投票機能を利用した小テスト等の実施により、理解度の把握が可能となりきめの細かい教育を提供している。

各学科教育質保証委員会は、この活動実績について、教育改革委員会に報告し、教育改革委員会は報告された内容について点検している。

これらの工夫・開発はいずれもカリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発に当たるものである。



(表2) トコトンできるまで教育 PDCA サイクル

①医療人の技能と資質及び多職種連携教育の科目群での教授方法の工夫・開発

医療人底力教育領域では、学生が主体的に学ぶ授業PBL(Problem Based Learning または Project Based learning)や学生が教え合う授業、体験型授業を多く取り入れる工夫

をしている。具体的には、全学部で1年生を対象とした医療人の技能と資質の科目群については、チーム医療を担う医療人に求められる基礎的な技能・知識・資質を育成する合同基礎講義とグループ学習を実施している。グループ学習では1年生全員が学部の垣根を越えて約50人ずつの14クラスを編成、1クラスが更に8チームに分かれて共同学習している。全学科混成のクラス編成で、介護体験や救命講習、福祉施設訪問等の体験学習、ディスカッション、プレゼンテーション、ディベート等を行い、チーム医療に不可欠な基礎的スキルやコミュニケーション能力を身に付けられるよう工夫・開発している。その他、多職種連携教育の科目群では、1年次から4年次まで各種科目を開講し、アクティブ・ラーニングを実施している。

②医療人の基礎知識・医療人の教養と常識・健康科学の科目群での教授方法の工夫・開発

基礎分野のうち、医療人の基礎知識及び医療人の教養と常識の科目群については、多くの科目を履修することで、幅広い常識や教養を身に付けて一生涯の興味と関心の目と芽を持たせるという指導方針に基づき、1単位(15時間)科目として、多くの科目が選択できるように設定している。また、人間と文化と社会の科目群については、医療人養成大学であることを強く意識し医療とのかかわりを一部でも講義の中に盛り込む内容としている。その他、自然科学の基礎及び自然科学への誘い科目群の科目、語学教育では、言葉とコミュニケーション科目群を置き、医療の現場で困らない実用英語を選択できるようにした。広い教養と、常識を持つ医療人の育成ということを強く意識した科目設定と教授方法の工夫をしている。なお、部分的にクォーター制を導入し、クォーター制とセメスター制の並立体制の教育を行っている。

③専門基礎分野、専門分野での教授方法の工夫・開発

本学はすべての学科において国家試験受験資格を含む各種資格の取得が、卒業と共に学生の大きな目標となっており、方法や内容は学科により異なるが、それを意識し対応した教育が必要となっている。国家資格試験の出題範囲とレベルについては各教員が十分に認識し授業の中で反映させる工夫をしている。

<大学院>

①大学院教育科目での教授方法の工夫・開発

大学院医療科学研究科では、大部分が社会人入学者であり、授業は週2日(木曜・金曜)と週末の土曜日と日曜日を開講日としている。特に土曜授業は集中講義として、社会人学生の便宜を図っている。東京サテライトキャンパスでは、毎月1回週末の土曜・日曜を開講日として、夏休みなどを設定せず、通年開講することで単位取得ができるように配慮している。社会人入学生は経験や実績もある学生が多く、先端医療現場での高度な医療の現状を学びたいというニーズに応えるべく、先進的な医療機関の現役医療従事者などを非常勤講師として招聘し、先端医療の講義を取り入れることで学生の要望に答えている。

また、修士学位論文の研究テーマはそれぞれ医療機関に勤務する学生が日々直面し解決を迫られる現場の課題をできる限り取り上げ、それに応える研究を推奨している。博士後期課程に進む学生にはそれらを発展させ、より普遍的な課題の研究を勧めている。

大学院薬学研究科(4年制博士課程)では、社会人大学院生が、仕事を続けながら大学院教育を継続できるよう、大学院生の個々の状況に応じて、平日の夕方～夜間、土曜日や休日での講義開講、あるいは長期休暇期間中にも集中講義や研究指導を行っている。白子

キャンパスの図書館分館、情報演習室、院生研究室、及び実験室は、平日 9 時から 21 時まで、土曜日は 9 時から 17 時まで利用可能であり、通常の業務時間外の研究、教育活動に対応している（大学院学生要覧 2022. 38 ページ）。修業年限は原則 4 年とするが、学生の事情によっては最長 5 年を上限とした、長期履修制度の申請も可能としている。また、課題研究を大学外で行われる研究活動・フィールドワークなどに設定する場合は、指導教員が定期的に進捗状況を確認、指導することにより支障なく博士論文をまとめることができるよう対応している。「病態解析・薬効制御学」、「薬物治療設計・管理学」、「医薬品解析・開発学」及び「社会環境薬学」の各分野における高度な研究能力の育成を主眼に、研究姿勢や倫理観とともに、研究に必要な知識・技術及び論文作成の能力の育成を目指している。更に、博士論文が社会により大きく貢献できることを目標に、可能な限り高いレベルの学術論文作成を目指し、院生の研究水準の確保に努めている。

【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

【資料 3-2-1】 学生要覧 2022

【資料 3-2-2】 大学院学生要覧 2022

【資料 3-2-3】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）

【資料 3-2-4】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞カリキュラム・シラバス＞カリキュラムマップ）

【資料 3-2-5】 シラバス（ディプロマ・ポリシーとの関連性）例示

【資料 3-2-6】 シラバス（ナンバリング）例示

【資料 3-2-7】 教育質保証委員会内規

【資料 3-2-8】 シラバスチェックシート

【資料 3-2-9】 大学ポータルサイト（SUMS-P0）学生カルテ

【資料 3-2-10】 大学院の体系的教育課程

【資料 3-2-11】 教科書「医療人の底力実践」

【資料 3-2-12】 基礎分野カリキュラム表

【資料 3-2-13】 FD ハンドブック 2022（トコトンできるまで教育 2 ページ）

【資料 3-2-14】 2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書について）

【自己評価】

教育課程及び教授方法について、学部及び大学院ではカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保証している。また、大学院は多くの入学生が社会人入学であることから、教育内容や開講時期、平日夜間や休日の講義開講や教室施設の開放など特別な工夫を施し、より高度な内容と社会人学生に配慮した開講方法が取れている。

以上により、基準 3-2 を満たしていると判断した。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療技術の進歩や社会情勢の課題に応じて改革していく必要があり、本学の理念である

「面倒見の良い、魅力ある大学」を目指し、学修者本位の教育を実現するために、全教職員が粘り強く改善努力を続けていく。更に、各学科で「教育質保証委員会」を定期的開催して教育質保証委員会内規の第4条（活動内容）を常時見直し、「教育改革委員会」で点検している。また、薬学研究科では、医療施設、病院・薬局の医療現場、更に他の大学・企業研究施設との共同研究も含めた展開も視野に入れて連携を深めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

本学では、学修成果の点検・評価を行うために、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「アセスメント・ポリシー」を策定し、大学全体に共通する学修評価の方針について定め、運用しており、「学生要覧 2022」（16～17 ページ）及び大学ホームページに明記し学生に周知している。本ポリシーに基づく評価・測定を、学生の入学時から卒業時にかけて、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベルの3段階に分けて行い、教育の改善につなげている。

①学位授与方針に適した評価

本学では、知識や思考力の評価方法として試験やレポートを課し、技能や態度については、プレゼンテーション、実技、実習などを観察し、適切な評価尺度（ルーブリック等）を用いる評価を行っている。

②GPA 制度

本学は、平成 23(2011)年度から GPA 制度を導入しており、学修成果を測定する指標として活用している。IR(Institutional Research)推進室との連携により、毎年 GPA 値の分析を行い、学科・専攻ごとの GPA 分布図を作成し、学内で共有している。これにより、学生は自身の立ち位置を確認することができる。また、保護者もポータルサイト（学事支援システム SUMS-PO）上で閲覧することができる。なお、教員は試験の成績、GPA、学生意識調査等を活用して、個々の学生に対して面談を実施し、きめの細かい修学指導を行っている。

③IR 推進室との連携

学修成果の点検・評価結果の多面的解析と、その解析結果を学生の教学活動及びカリキュラムの改善に活かすためのフィードバックを担う組織として、学長直属の組織として IR 推進室を設置している。各教育課程レベル（学部・学科）、科目レベルの教学データを集計して統計処理を行うとともに、毎年実施している学生意識調査、卒業時に行う学修成果に係る自己評価調査についての種々のデータを、大学として集積し、IR 推進室で分析している。分析結果は各学科・専攻及び教務委員会等に適宜報告されており、各組織で活用され、

エビデンスに基づいた教育の改善を図っている。

④資格取得状況及び就職状況

国家資格等取得状況及び就職状況について、国家試験対策委員会及び就職委員会において、その結果を分析し、次年度の改善策を検討している。

各学科・専攻においては、それぞれに定めたディプロマ・ポリシーに即した学修評価の点検を、それぞれに構成された学科・専攻内の「教育質保証委員会」において行っている。また、教育内容や科目設定が、学科の教育方針に沿い、国家試験をはじめ資格試験に対応しているか、科目担当者、時間数、開講時期と順序などが適切か、GPA をもとにして科目間の成績評価基準の平準化が適切になされているか等を確認し、必要な修正を行っている。さらに、翌年度の目標・計画及び活動実績を「教育改革委員会」で報告し、「教育改革委員会」は、良い取り組みは評価し、年に1度開催される「教育研究会」で発表し、学長からの表彰を行うことを「教育質保証委員会内規」に規定している。是正が必要な内容については見直しの依頼を行っており、該当する学科・専攻の「教育質保証委員会」へフィードバックしている。なお、各学科・専攻においての点検・評価活動の結果、原級留置となった学生が存在する学科・専攻においては、【資料 3-3-14】に示すとおり次年度の改善目標・計画書を、「教育改革委員会」報告している。

【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】
【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】
【資料 3-3-13】【資料 3-3-14】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

本学では、「FD(Faculty Development)推進委員会」の活動の一つとして、学生による「授業評価アンケート」を専任教員、非常勤講師等、すべての教員に対して実施している。授業評価アンケート結果をもとに、担当教員は授業内容や教授法を精査し、授業評価結果等に活用・改善案などを作成し実施するとともに、冊子体として図書館に所蔵し学生が閲覧できるようにしている。また改善案については、シラバスに記載し大学ホームページで広く一般に公開している。

平成 26(2014)年度から、授業担当教員には「リフレクションシート」の活用を促しており、授業の理解度や意見等を収集し、授業の遅れを速やかに認識し、学生の授業への満足度向上と教員のより良い授業実践に向けた即時的改善を進めている。

【資料 3-3-15】【資料 3-3-16】【資料 3-3-17】【資料 3-3-18】【資料 3-3-19】

【資料 3-3-1】 学生要覧 2022

【資料 3-3-2】 大学院学生要覧 2022

【資料 3-3-3】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）

【資料 3-3-4】 ルーブリック例示

【資料 3-3-5】 学科・専攻ごとの GPA 分布図

【資料 3-3-6】 学生意識調査及び調査結果

- 【資料 3-3-7】学修成果に係る自己評価調査及び調査結果
- 【資料 3-3-8】鈴鹿医療科学大学 IR 推進室規程
- 【資料 3-3-9】2021 年度 IR 推進室会議議事録
- 【資料 3-3-10】2021 年度教務委員会議事録（第 1 回、第 3 回）
- 【資料 3-3-11】過去 3 年間の国家試験及び認定試験の受験結果
- 【資料 3-3-12】令和 4 年 3 月卒業予定者進路集計表
- 【資料 3-3-13】2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書について）
- 【資料 3-3-14】2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書
- 【資料 3-3-15】鈴鹿医療科学大学 FD 推進委員会規程
- 【資料 3-3-16】2021 年度 FD 推進委員会議事録
- 【資料 3-3-17】大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞情報公開＞授業評価アンケート結果）
- 【資料 3-3-18】シラバス（授業評価結果等の活用・改善案等）例示
- 【資料 3-3-19】リフレクションシート

【自己評価】

学修成果の点検・評価について、ディプロマ・ポリシーを中心とした 3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、適切に運用している。また、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについて、適切に運用している。

以上により、基準 3-3 を満たしていると判断した。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生による「授業評価アンケート」結果の公表について、現在、「自由記述」については非公表であるが、高評価内容を共有することにより、より効果的な授業や教育指導の参考として活用できるよう、「授業評価自由記述欄評価 WG (Working Group)」を「FD 推進委員会」内に設置し、更なる学習指導等の改善及び学生の満足度の向上を目指していく。

【基準 3 の自己評価】

「建学の精神」、「教育の理念」、「教育目標」を定め、それを実現するための方策として 3 つのポリシーを策定し周知している。3 つのポリシーを踏まえ、成績評価、進級要件、卒業修了認定について、厳格に運用されている。学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーに適したアセスメント・ポリシーを策定し、学修評価の方針について明確に定めており、大学の 4 つのポリシーとして運用している。学修成果についても、学生による「授業評価アンケート」による授業方法の工夫・開発に継続的に取り組み、成果を上げている。また、大学ホームページやシラバス等で可視化することで、学生にも理解を促している。

以上により、基準 3「教育課程」を満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

【事実の説明】

学長がリーダーシップを発揮し、教学マネジメント体制を強化するために、「学校法人鈴鹿医療科学大学理事会業務委任規程」第4条及び「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」第3章において学長、教授会の権限・役割を明確に定めている。

平成25(2013)年度に副学長（教務・教育改革担当）を配置し、続いて、平成26(2014)年度には副学長（大学院・研究担当）と副学長（学生・社会貢献担当）を、令和元(2019)年度には副学長（国際戦略担当）を配置した上で、学長が4人の副学長の責任担当業務を指定している。学長は「学長・副学長ミーティング」を定期的に開催し、各担当分野から現状の報告と課題についての方向性を協議し、副学長との意思統一を図っている。また、大学学則第53条により、学長の諮問機関である「大学協議会」を主催している。構成員は各副学長、各研究科長、各学部長、各学科長、図書館長、ICT教育センター長、健康管理センター長、桜の森病院長、医療人底力教育センター長、大学事務局長、その他学長が必要と認めた者である。議事内容として、教授会、研究科委員会、教務委員会、「FD(Faculty Development)推進委員会」、「医療人底力教育センター運営委員会」、その他各種委員会の活動内容と審議項目について毎回報告している。更に「大学協議会」での審議事項として、学則の改正をはじめとする教学関係の各種規程の改正、学生の休学・退学、卒業判定、進級判定等教学全般に係る重要事項について決議している。近年は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について「防災・危機管理対策委員会」内の「感染症危機管理チーム」が対策内容を提案し、学長判断の後、学生・教職員に具体的な対策について、指導を徹底している。

また、学長が委員長となる自己点検・評価委員会を継続的に実施している。「自己点検・評価委員会規程」が定められており、大学と法人の両組織が連携する体制が整備されている。更に、自己点検・評価委員会の下部組織として「活動計画検討・実行委員会」を設置し、理事長策定の「鈴鹿医療科学大学基本方針2021」を受けて、重点分野を分類し、各分野の「中期計画(6年)」と「活動計画(1年)」を策定し、目標達成に向けて活動している。活動したものを自己点検・評価し、学長に報告するとともに、外部評価も受けている。また、学長を室長とした「IR(Institutional Research)推進室」を設置している。専任の教員1人と事務職員2人を配置し、兼務教員も4人配置している。学内の教育・研究に関す

るデータを集約し、テーマごとに分析・検討を重ねており、全学の課題解決に役立てている。

【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】
【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】
【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

教授会は、学校教育法、同施行規則及び大学学則第 52 条により設置されており、各学部長が議長となり、すべての専任の教授が構成員となっている。研究科委員会は、各研究科の研究科長を議長とし、学校教育法、同施行規則及び大学院学則第 9 条より設置されている。双方ともに、学長が意思決定を行うにあたり、教授会及び研究科委員会に意見を聴くことを必要とする重要事項をあらかじめ学長が定めている。原則として、月 1 回開催され、学生の入学・卒業・学位授与や休学・退学をはじめ、カリキュラムの変更、関係規程の変更、関係教員の採用と昇任に関する資格審査等、教育・研究に関わる重要事項について、報告及び審議を行い、学長に報告をしている。学生の懲戒処分については、「鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程」第 5 条に基づき、「学長は、学部長から提出された処分案を参考に懲戒処分を決定する。」とされている。

4 人の副学長にはそれぞれ担当分野を定めており、各副学長の下に重要な委員会を配置し、委員会運営について責任委譲をしている。活動内容については、「大学協議会」にて学長に報告をしている。

【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】【資料 4-1-20】【資料 4-1-21】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

「学校法人鈴鹿医療科学大学事務組織規程」第 2 条に基づき、法人事務局と大学事務局及び理事長直属の監査室を置いている。法人事務局は「企画広報課、人事・厚生課、経理課、管財課」から構成され、大学事務局は「庶務課、教務課、大学院課、入学課、学生課、就職・キャリア支援課、研究振興課、図書館事務課、白子事務局、白子教務課、白子学生・就職課」を置いている。担当課の役割については、「事務局各課の使命」を定め、分担を明確化している。すべての会議には構成員または事務局として事務職員が出席しており、日常業務においても教職協働の業務を行っており、学生の学修、学生生活の環境整備、研究の支援、学生の厚生補導等の役割を果たしている。事務局では「事務局会議」を月 1 回実施している。出席者は全部署の部課長と法人事務局長と大学事務局長である。ここでは、理事長主催の理事会、「大学運営協議会」や学長主催の「大学協議会」、教授会をはじめ、全学の動きを情報共有するとともに、大学の改善を目的に各課からの提案意見等について話し合う場としている。

職員の採用については「学校法人鈴鹿医療科学大学就業規則」第 29 条に基づき実施しており、適正な職員数を確保している。また、「学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準」による人事考課が実施されており、公正な評価により職員の「昇任」、「昇格」、「昇

給」が行われている。

【資料 4-1-22】【資料 4-1-23】【資料 4-1-24】【資料 4-1-25】【資料 4-1-26】

- 【資料 4-1-1】 鈴鹿医療科学大学教学マネジメント体制図
- 【資料 4-1-2】 学校法人鈴鹿医療科学大学理事会業務委任規程
- 【資料 4-1-3】 鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード
- 【資料 4-1-4】 第 147 回理事会議事録（令和 2 年 12 月 11 日）（副学長任命）
- 【資料 4-1-5】 令和 3 年度学長・副学長ミーティング議事録
- 【資料 4-1-6】 鈴鹿医療科学大学学則第 53 条
- 【資料 4-1-7】 鈴鹿医療科学大学協議会規程
- 【資料 4-1-8】 鈴鹿医療科学大学新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策マニュアル
- 【資料 4-1-9】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 4-1-10】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会内規
- 【資料 4-1-11】 鈴鹿医療科学大学基本方針 2021
- 【資料 4-1-12】 中期計画と第 1-1 期の活動計画
- 【資料 4-1-13】 第 2-3 期の活動計画の達成状況
- 【資料 4-1-14】 令和 3 年度外部評価委員会意見書・回答書
- 【資料 4-1-15】 鈴鹿医療科学大学 IR 推進室規程
- 【資料 4-1-16】 鈴鹿医療科学大学学則第 52 条
- 【資料 4-1-17】 鈴鹿医療科学大学教授会規程
- 【資料 4-1-18】 鈴鹿医療科学大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 4-1-19】 鈴鹿医療科学大学大学院学則第 9 条
- 【資料 4-1-20】 鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程
- 【資料 4-1-21】 2021 年大学協議会議事録（各種委員会報告）
- 【資料 4-1-22】 学校法人鈴鹿医療科学大学事務組織規程
- 【資料 4-1-23】 事務局各課の使命
- 【資料 4-1-24】 令和 3 年度事務局会議開催実績
- 【資料 4-1-25】 学校法人鈴鹿医療科学大学就業規則
- 【資料 4-1-26】 学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準

【自己評価】

教学マネジメントの機能性について、学長のリーダーシップが十分に発揮できる体制の整備ができており、副学長の責任分担を定め、機能している。更に、教授会の位置付けと役割が明確であり機能している。よって、実質的な権限の適切な分散と責任が明確になっている。また、教職協働を主眼に事務職員の適正な配置と役割が明確になっている。

以上により、基準 4-1 を満たしていると判断した。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、学長のリーダーシップのもと、教職協働により全学的意思統一を図り、教学マネジメントの機能性が十分に発揮できる体制を維持する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準の定めるところにより、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。（データ編【共通基礎データ様式1】教員組織）

教員の採用・昇任については、「鈴鹿医療科学大学教員選考規程」において定められており、それぞれ「教員採用の手順に関する取決め」、「教員昇任の手順に関する取決め」により運用が行われている。

教員の採用は公募で行われ、公募に必要な資格基準等の内容は教授会で審議されている。教授会は、候補者の研究業績書等を資格審査基準により審議し、資格審査結果を学長に報告する。学長は教授会での資格審査結果を参考に、候補者の推薦の有無を理事長と協議する。更に理事長の諮問機関である「大学運営協議会」での審議を経たのちに、理事会に諮られ採用が決定となる。

また、教員の昇任は、各職位に5年以上在職した者、教育・研究において特記すべき成果をあげた者を対象とし、更に資格審査基準により詳細に検討し、総合評価がある一定以上の者を候補者として予備選出する。予備選出された者について、当該学部長と学科長で協議し、対象候補者を選出する。教授会は、対象候補者の教育研究業績書等を審議し、学長に報告する。学長は教授会での審議結果を参考に、対象候補者の確定について理事長と協議する。更に理事長の諮問機関である「大学運営協議会」での審議を経たのちに、理事会に諮られ昇任が決定となる。大学院兼任教員の採用は、教育能力、研究業績が高い者のうち、研究科に必要な学部教員を、大学院兼任教員が「大学院人事委員会」に推薦を行い、「大学院医療科学研究科兼任教員選考基準」、「大学院薬学研究科兼任教員選考基準」に基づき審議の後、研究科委員会、「大学運営協議会」の順に審議・承認を経て、採用される。

大学院兼任教員の選考基準は主に、博士の学位、教育上の能力、研究上の業績を有する事である。

【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-11】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

〈学部〉

FD に関する企画・立案等は「FD 推進委員会」が担当している。FD 活動は本学の中期計

画に基づいて実施している。「FD 推進委員会」は、年間 10 回程度開催され、FD に関する企画・立案等に努めている。「FD 推進委員会」では毎年 1 回「FD 講演会」（全学教職員参加）を実施するとともに、教員の授業改善や教育の工夫等の情報共有を行うため、冊子体の「FD ハンドブック」を毎年作成し全教員に配布している。更に、各学期末（前期・後期）に学生による「授業評価アンケート」を実施している。「FD 推進委員会」の下部組織である「LMS(Learning Management System)研究部会」において年数回の研究会を実施している。また、「FD 推進委員会」、「教育改革委員会」、「学生教育改善委員」で毎年 1 回合同会議を実施している。更に「FD 推進委員会」、「教育改革委員会」、教務委員会の共催で、毎年 1 回「教育研究会」を実施しており、授業評価高得点賞受賞者の教育取り組みを発表し、学長が表彰している。なお、教育の取り組み内容については、紀要に掲載している。

すべての FD 活動は各学科 FD 及び大学院 FD の共通開催である。これらに加え看護学科では「FD 講演会」が実施されており、教員の教育能力の改善と向上に努めている。

①新任教員及びその他の教員に対する教育方法、学生指導の研修

新任教員には、事務説明会時に「FD ハンドブック」を配布し、授業運営の工夫や学生指導方法等の説明を行っている。また、毎年 1 回、全学教職員参加の「FD 講演会」を開催し、授業方法等の改善や、学生指導方法に関する研修を実施し、毎年 1 回教育改善に関して「教育研究会」を実施している。

②学生による授業評価と結果の公表

平成 21(2009)年度より教学システム（ポータルサイト）のアンケート機能を用い、全学共通の調査様式を用いて授業評価アンケートを実施している。

アンケート結果は、授業科目ごとに集計され、科目担当教員にフィードバックすると同時に、今後の授業改善内容を次年度のシラバスに記載している。また、授業評価が高い教員に対し、学生授業評価高得点賞が学長より授与される。

③教育・授業方法改善の研修

本学では、平成 27(2015)年度より年 1 回開催の「教育研究会」において、教員間での情報共有や授業改善のため、当該年度の学生授業評価高得点賞の授賞講演が実施されている。また、教育改善提案の学長賞受賞者による講演を実施している。

④他大学の教育方法の伝達

「FD 推進委員会」の委員による大学コンソーシアム京都主催の FD フォーラムや大学教育改革フォーラムなどへの積極的な参加により他大学の教育方法について情報収集し、報告書を大学ホームページ上に掲載している。

⑤教育改善のための機器利用及びプレゼンテーション技法の講習

「FD 推進委員会」の下部組織である、「LMS 研究部会」では、DX(Digital Transformation)推進に関連したクリッカーや DVD 教材の活用、遠隔授業に関連した教育支援システムを活用した授業展開、三密を避ける対面・同期オンライン・非同期オンラインが自由に選択できる授業（ハイフレックス授業）を実施する機器利用など、必要に応じた機器利用の講習会を実施し、円滑な授業運営を支援した。また、学生に理解しやすい配布物やプレゼンテーションスライドの作成や板書、教育支援システムによる動画配信、演習の作成、実施などの研究会を実施している。

<大学院>

大学院の「FD 推進委員会」にて主催する「大学院セミナー」を開催し、教員の知見を広げる機会を設けている。

【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】【資料 4-2-16】【資料 4-2-17】
【資料 4-2-18】【資料 4-2-19】【資料 4-2-20】【資料 4-2-21】【資料 4-2-22】【資料 4-2-23】
【資料 4-2-24】【資料 4-2-25】【資料 4-2-26】

【資料 4-2-1】データ編【共通基礎データ様式 1】教員組織
【資料 4-2-2】鈴鹿医療科学大学教員選考規程
【資料 4-2-3】教員採用の手順に関する取決め
【資料 4-2-4】教員昇任の手順に関する取決め
【資料 4-2-5】2021 年度教授会議事録（昇任・採用）
【資料 4-2-6】学校法人鈴鹿医療科学大学運営協議会規程
【資料 4-2-7】大学運営協議会議事録（令和 3 年 12 月 7 日）（昇任・採用）
【資料 4-2-8】第 151 回理事会議事録（令和 3 年 12 月 10 日）（昇任・採用）
【資料 4-2-9】大学院医療科学研究科兼任教員選考基準
【資料 4-2-10】大学院薬学研究科兼任教員選考基準
【資料 4-2-11】2021 年度医療科学研究科委員会議事録（兼任教員資格審査）
【資料 4-2-12】鈴鹿医療科学大学 FD 推進委員会規程
【資料 4-2-13】第 1-2 期の活動計画（重点分野 3）
【資料 4-2-14】2021 年度 FD 推進委員会議事録
【資料 4-2-15】2021 年度 FD・SD 講演会
【資料 4-2-16】FD ハンドブック 2022
【資料 4-2-17】大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞情報公開＞授業評価アンケート結果）
【資料 4-2-18】鈴鹿医療科学大学教学マネジメント体制図
【資料 4-2-19】2021 年度 LMS 研究部会議事録
【資料 4-2-20】2021 年度 LMS 研究会
【資料 4-2-21】2021 年度教育改革委員会・FD 推進委員会合同会議議事録
【資料 4-2-22】2021 年度教育研究会
【資料 4-2-23】鈴鹿医療科学大学紀要（第 28 号（2021）授業評価高得点賞受賞者の教育取り組み）
【資料 4-2-24】2021 年度看護学科 FD 講演会
【資料 4-2-25】大学コンソーシアム京都主催 第 27 回 FD フォーラム報告書
【資料 4-2-26】大学院セミナー一覧

【自己評価】

教員の採用・昇任については、規程及び取り決めにより定められており、教員の適切な確保と配置がなされている。また、大学院兼任教員の採用については、教育・研究に実績のある教員を積極的に採用しており、適切な配置及び確保ができています。

FD については、「FD 推進委員会」による授業改善活動や「教育研究会」及び「LMS 研究

部会」による研究会の開催など、教育内容や方法等の改善、工夫に取り組む体制が機能し、大学院の「FD 推進委員会」にて主催する「大学院セミナー」は 100 回以上の開催実績があり、教員の知見を広げる一翼を担っている。

以上により、基準 4-2 を満たしていると判断した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を達成するために、引き続き、規程等に基づき教員の適切な確保・配置に努める。ただし、一部の学科では構成される教員の年齢層が高くなっている傾向があるため、年齢構成の適正化を図っていく。

教育内容等の改善については、更なる学生の授業への満足度及び教育の質保証の向上のため、「FD 推進委員会」が中心となり、PDCA サイクルを回し課題の改善を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

SD(Staff Development)研修については、「活動計画・検討実行委員会」により「重点分野 5：教職員の育成と人材確保」の年次計画として SD 活動内容を策定しており、教職員の資質向上に必要な研修の計画的な実施や派遣を行っている。

また、三重県内の高等教育機関で構成される「私学連携協議会みえ」と「高等教育コンソーシアムみえ」においては、各機関との連携により、合同での研修会の開催や各機関で開催される研修会の情報共有が行われており、研修会に職員を積極的に参加させている。

平成 26(2014)年度から始まった全学共通の初年次教育の「医療人底力教育」には、事務職員がチューターとして「救急救命 (BLS)」、「メールの使い方」、「介護 (介助) 技術」、「認知症サポーター養成」、「マナー」、「コミュニケーション (1)」、「コミュニケーション (2)」、「災害対応」及び「KYT」の 9 つのプログラムからなる体験プログラムの指導に参加している。事務職員は、学生への指導に教員とともに関わることにより、その経験が職務に生かされている。また、任期は原則 2 年とし、一部の職員に業務が偏らない体制としている。

平成 31(2019)年度から、「学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準」による評価を実施している。職員が職務に関する過去 1 年間の取り組み内容・成果及び今後 1 年間の重点取組目標について記載した調査票を作成し、調査票に基づき所属長との面談が行われ、内容に改善が必要な場合に職員にフィードバックされることとなっている。なお、評価結果は特別手当として処遇に反映されており、職員の能力向上やモチベーションにも繋がっている。

【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】 【資料 4-3-3】 【資料 4-3-4】 【資料 4-3-5】 【資料 4-3-6】

【資料 4-3-1】 第 1-2 期の活動計画（重点分野 5）

【資料 4-3-2】 令和 3 年度 SD 研修会一覧

【資料 4-3-3】 運営協議会議事録（令和 4 年 2 月 1 日）（医療人底力担当職員の配置）

【資料 4-3-4】 2021 年度医療人底力実践Ⅱ 体験プログラム

【資料 4-3-5】 学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準

【資料 4-3-6】 学校法人鈴鹿医療科学大学教職員給与規程

【自己評価】

職員の研修について、学内研修会や学外研修会への参加はもとより、「医療人底力教育」で学生への指導に関わることにより、職員の資質や能力の向上が図られている。

また、資質や能力の向上は評価により処遇に反映され、職員のモチベーションにもなっている。

以上により、基準 4-3 を満たしていると判断した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」にも示されているとおり、来るべき少子化時代に対応でき、「面倒見の良い大学」を目指すには、教職員の意識改革や資質向上が不可欠である。よって、教員と職員が教職協働により大学運営を進めていくため必要となる研修を、SD 活動を通して推進していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

本学は平成 24(2012)年に、三重県が策定した「みえメディカルバレー構想」の取り組み課題の一つ「みえライフイノベーションプロジェクト（MieLIP）総合特区」事業の鈴鹿地域の事業体「MieLIP 鈴鹿」の拠点機関に指定され、同年に大学内に担当組織として「社会連携研究センター」が設置された。「社会連携研究センター」には「医療福祉機器開発センター」、「医薬品開発センター」、「予防医学開発センター」がある。

「社会連携研究センター」は、「鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター規程」第 2 条に規定する目的である「本学における産学官連携活動を推進するとともに、本学の知的資源の開発及び積極的な活用方法等について研究することにより、社会に開かれた大学として

積極的に情報を発信し、地域社会からの信頼の醸成、教育研究活動の発展・充実に資すること」を達成するため運営されている。実質的には同規程に基づき「社会連携研究センター運営委員会」が設置され、各学科から選出された委員が集い、目的達成のための事業計画の策定や学科間の各種連絡、調整等を行っている。

「医療福祉機器開発センター」は、千代崎キャンパス（令和3(2021)年3月に白子キャンパスから移転）のサイバーダイナミクス株式会社の関連企業である鈴鹿ロボケアセンター株式会社施設における福祉ロボットである装着型サイボーグ HAL®を用いたリハビリテーションや理学療法の手技開発・介護支援ロボットの普及、利用促進を目指している。平成27(2015)年に鈴鹿市、鈴鹿ロボケアセンター株式会社と「鈴鹿市福祉ロボット推進事業に関する協定」を締結してからは、福祉ロボットの運用ができる学生の育成を目指し、リハビリテーション学科では授業に取り入れ、鍼灸サイエンス学科や看護学科では講習会を開催している。

「医薬品開発センター」は、主に薬学部薬学科・保健衛生学部医療栄養学科・東洋医学研究所などにおける医薬品・化粧品・機能性食品などの開発を目指している。この関連で毎年「鈴鹿病態薬学研究会」を開催している。

「予防医学開発センター」は、薬学部薬学科・保健衛生学部医療栄養学科・鍼灸サイエンス学科・東洋医学研究所などを活用し、食育・食の地産地消・薬膳などを研究し、生活習慣病などの予防促進を目指している。

「三重県農業研究所と共同研究に係る協定（平成26(2014)年）」及び「鈴鹿工業高等専門学校との学術研究交流に関する協定（平成30(2018)年）」を締結し、産学官連携による学術研究の振興とその成果の地域社会への活用を図り、地域の発展に貢献できるよう努めている。この連携推進事業の一つとして、「SUMS-NITS 医工連携研究会」を年2回開催している（SUMS: Suzuka University of Medical Science の略称名、NITS: National Institute Technology of Suzuka の略称名）。なお、これら協定の締結により、三重県農業研究所や鈴鹿工業高等専門学校との共同研究や科研費補助金申請研究が進められている。

教員の持つ学術的知識と研究成果を広く社会に発信し、産学官連携を強化するため、平成26(2014)年から「全学シーズ集」の冊子を作成し、以後毎年刊行し、各種イベントにて配付してきた。令和3(2021)年度には冊子体のニーズを見直し、WEBサイトでの情報公開が現下のニーズに合致していることから、既存のWEBサイト「シーズ集」を見直し、また教員の履歴、教育・研究業績におけるWEB表記のあり方も改善するため、教員自らリアルタイムに必要な情報を入力、変更できるシステムに改訂中である。

大学院医療科学研究科及び薬学研究科においては、院生研究費では購入できないような高額な機器等については、各研究科の「予算委員会」を経て大学院各研究科委員会において、学部との共通機器としての汎用性や目的の妥当性を勘案し、各研究科に配当された共通経費を用いて購入の可否を決定している。なお、薬学部においては、「中央機器管理委員会」において共通機器を管理し、保管場所を明確にして、適切な使用に努めている。

今後の研究環境整備のための基礎資料を得るため、教員（学生実験補助または事務を専業務とする助手は除く）及び学生（薬学科5～6年、薬学科以外の学科4年、大学院全学年）に対し、「研究環境に関する満足度調査」を実施した（実施期間：教員・大学院生は令和3(2021)年10月29日～12月10日、学部生は令和3(2021)年10月29日～令和4(2022)

年1月10日)。満足度の回答内容は、「満足」、「やや満足」、「やや不満足」、「不満足」、「どちらかとも言えない」の5項目とし、いずれかを一つを選択するものとした。

教員については、対象者の92%から回答があり、その約半数は1年間に研究に費やす配分率は10%以下であった。本学は医療福祉系の国家資格取得を主な目的とする大学であることから、どうしても教育中心の業務構成にならざるを得ないが、今回の調査で改めて本学の特徴が浮き彫りになった。研究費については約60%、研究環境（施設の広さや設備機器等）については約半数の教員が肯定的意見（「満足」と「やや満足」）であった。研究費の使用に関わる申請、執行手続については、約半数の教員から否定的意見（「やや不満足」、「不満足」）があった。研究に必要な物品等の申請から納品までの時間が掛かるとの意見が多く、今後状況を確認し改善していく予定である。

学部生については、対象者の53%から回答があり、卒業研究の内容については74%、研究設備や実験室等の施設については約64%が肯定的意見（「満足」、「やや満足」）であった。

大学院生については、対象者の76%から回答があり、研究指導体制については約70%、院生研究費については約半数の大学院生が肯定的意見（「満足」、「やや満足」）であった。研究設備や実験室等の施設については肯定的意見と否定的意見がそれぞれ30%であり、今後状況を確認し改善していく予定である。

【資料4-4-1】【資料4-4-2】【資料4-4-3】【資料4-4-4】【資料4-4-5】【資料4-4-6】

【資料4-4-7】【資料4-4-8】【資料4-4-9】【資料4-4-10】【資料4-4-11】【資料4-4-12】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

本学に「臨床研究倫理審査委員会」、「ヒトゲノム研究倫理審査委員会」、「遺伝子組換え実験安全管理委員会」、「微生物取扱安全管理委員会」、「動物実験倫理委員会」、「動物実験施設運営委員会」を設置し、研究倫理の確立と厳正な運用を実施している。

「臨床研究倫理審査委員会」は、「鈴鹿医療科学大学臨床研究倫理審査委員会規程」に基づき設置され、本学研究者からの申請による倫理審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する人を対象とする医学系研究が、個人の尊厳、人権の尊重、個人情報保護、利益相反の有無、その他倫理的観点から適正に行われるか否かを、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号）、「鈴鹿医療科学大学臨床研究取扱手順書」に基づいて審査し、学長に報告している。

「ヒトゲノム研究倫理審査委員会」は、「鈴鹿医療科学大学ヒトゲノム研究倫理審査委員会規程」に基づき設置され、本学研究者からの申請による倫理審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施するヒトゲノム・遺伝子解析計画が、ヒトゲノムと人権に関する世界宣言、ヒト遺伝情報に関する国際宣言を尊重し、適正に実施されるか否かを、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号）、「鈴鹿医療科学大学ヒトゲノム研究取扱手順書」に基づいて審査し、学長に報告している。

「遺伝子組換え実験安全管理委員会」は、「鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程」に基づき設置され、本学研究者からの申請による審査を義務付け、本学の研

研究者や学生が実施する遺伝子組換え実験が、安全且つ適正に実施されるか否かを、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）、「遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づいて審査し、学長に報告している。

「微生物取扱安全管理委員会」は、「鈴鹿医療科学大学微生物取扱安全管理委員会規程」に基づき設置され、本学研究者からの申請による審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する微生物実験が、安全且つ適正に実施されるか否かを、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、「微生物取扱安全管理規程」に基づいて審査している。

「動物実験倫理委員会」は、「鈴鹿医療科学大学動物実験倫理委員会規程」に基づき設置され、本学研究者からの申請による審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する動物実験が安全且つ適正に実施されるか否かを、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）等の関係政省令、「鈴鹿医療科学大学動物実験指針」に基づいて審査している。

また、「鈴鹿医療科学大学動物実験指針」第 13 項に基づき、教育訓練を実施し関係政省令、「動物実験指針」に沿った動物実験の実施を徹底している。

更に、毎年度 3 月には「動物実験施設運営委員会」主催のもと、実験動物感謝式を開催し、教育研究のために供された動物への感謝と冥福を祈る機会を設けている。

教職員が研究費を適正に使用するために、「鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程」を定めると共に不正使用の事前防止の取り組みとして、「不正防止計画」を定めている。適正な研究費使用を管理するために、管理職者における役割、責任の所在・範囲と権限を記した「公的研究費の運営・管理（不正使用）に関わる者の責任と範囲と権限」を定めている。

適正な研究活動並びに研究費使用を促進するために、公的研究費の申請、使用及び管理に係る教職員に対し、コンプライアンス教育の受講を義務付け、研究費の執行について「誓約書」の提出を義務付けている。

【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】
【資料 4-4-19】【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】【資料 4-4-22】【資料 4-4-23】【資料 4-4-24】
【資料 4-4-25】【資料 4-4-26】【資料 4-4-27】【資料 4-4-28】【資料 4-4-29】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

教員の研究費は、研究助成を目的として、各学科の教員構成に比例して、学科単位で支給している。各学科は学科長・専攻長の裁量により全教員（原則、助教以上）に配分している。

本学には西洋医学と東洋医学を融合した医療と福祉に取り組む教員・研究者が多数おり、これらの研究者の力を結集した統合医療・医療福祉等の研究は本学の特色ある研究の一つである。そこで、令和 3(2021)年度から本学の統合医療・医療福祉関連研究を含む基礎・臨床研究の発展に寄与し、実社会で求められている課題の解決に資することを目的として、「SUMS 学科横断的共同研究費助成」を実施している。具体的には、3 学科以上の教員・研究者から構成された研究チームが応募した、実社会の課題解決につながる統合医療・医療

福祉等に関する共同研究課題について、「社会連携研究センター運営委員会」及び「研究実施委員会」による審査結果に基づき、「大学運営協議会」の議を経て決定される。昨年度の採択件数は以下の3件とし、研究費の一部（1件あたり100万円以内）を助成した。

研究代表者 (所属学科)	研究分担者の所属学科	研究課題名	助成金 (単位：千円)
・川ノ口 潤 准教授(鍼灸サイエンス学科 兼 東洋医学研究所)	・鍼灸サイエンス学科兼東洋 医学研究所 ・医療栄養学科 ・放射線技術科学科 ・大学院医療科学研究科	高齢化社会に向けた加齢 による身体能力と精神の 減弱に対する鍼灸治療と タウリン摂取による抑制 効果の検討	1,000 千円
・藤原 芳朗 教授(医療福祉 学科)	・学長 ・医療福祉学科 ・リハビリテーション学科 ・看護学科 ・医療栄養学科	「介護保険からの卒業 (自立)者への地域支援 事業評価」- 桑名市介護 予防室と連携して -	500 千円
・山下 幸司 准教授(医療健 康データサイ エンス学科)	・リハビリテーション学科 ・鍼灸サイエンス学科 ・鍼灸サイエンス学科	WHO国際統計分類に基づ く情報と痛みの関連デー タ収集・表示基盤の構築	500 千円

文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業について、平成29(2017)～令和3(2021)年度における本学の採択件数と獲得金額は次のとおりである。

年 度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
順位 (私立大学)	121/565	101/570	103/576	123/583	136/591
※採択件数	33	42	42	47	45
金額(千円)	58,890	73,840	74,230	69,160	60,970

※継続中も含む

平成30(2018)年度に採択された挑戦的研究(開拓)では、採択機関に有力国立大学・理化学研究所等が並ぶ中、数少ない私学として採択された。この研究には学長を中心に学科の垣根を超えた教員で構成された研究チームが関わり、この課題研究が採択されたことにより、獲得金額の順位は前年の121位から101位まで上昇した。

先述の課題研究が終了した後は、本学教員の殆どは基盤研究Cの課題が採択され、獲得金額は減少している。毎年約80～90件の応募数があるが、更なる研究力の向上に向けて、科研費をはじめとする外部資金の獲得に向けた努力が必要である。

【資料4-4-30】 【資料4-4-31】 【資料4-4-32】

【資料4-4-1】 みえライフイノベーション特区地域活性化方針

- 【資料 4-4-2】 鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター規程
- 【資料 4-4-3】 鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター運営委員会内規
- 【資料 4-4-4】 大学ホームページ（ホーム＞研究・社会連携＞組織・体制＞社会連携研究センターについて）
- 【資料 4-4-5】 鈴鹿市福祉ロボット推進事業に関する協定書
- 【資料 4-4-6】 第 17 回鈴鹿病態薬学研究会
- 【資料 4-4-7】 三重県農業研究所との共同研究に係る協定書
- 【資料 4-4-8】 鈴鹿工業高等専門学校との学術研究交流協定書
- 【資料 4-4-9】 大学ホームページ（ホーム＞研究・社会連携＞研究者を探す）
- 【資料 4-4-10】 2021 年度第 1 回医療科学研究科教員全体会議議事録
- 【資料 4-4-11】 医療科学研究科・薬学研究科共通機器管理リスト
- 【資料 4-4-12】 研究環境に関する満足度調査結果
- 【資料 4-4-13】 鈴鹿医療科学大学教学マネジメント体制図
- 【資料 4-4-14】 鈴鹿医療科学大学臨床研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-15】 鈴鹿医療科学大学臨床研究取扱手順書
- 【資料 4-4-16】 鈴鹿医療科学大学ヒトゲノム研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-17】 鈴鹿医療科学大学ヒトゲノム研究取扱手順書
- 【資料 4-4-18】 鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程
- 【資料 4-4-19】 鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 【資料 4-4-20】 鈴鹿医療科学大学微生物取扱安全管理委員会規程
- 【資料 4-4-21】 鈴鹿医療科学大学微生物取扱安全管理規程
- 【資料 4-4-22】 鈴鹿医療科学大学動物実験倫理委員会規程
- 【資料 4-4-23】 鈴鹿医療科学大学動物実験指針
- 【資料 4-4-24】 令和 3 年度第 1 回動物実験施設運営委員会議事録
- 【資料 4-4-25】 令和 3 年度実験動物感謝式実施記録
- 【資料 4-4-26】 鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程
- 【資料 4-4-27】 令和 3 年度公的研究費不正防止計画
- 【資料 4-4-28】 令和 3 年度不正防止実施計画
- 【資料 4-4-29】 令和 3 年度公的研究費の運営・管理・使用にあたっての誓約書
- 【資料 4-4-30】 令和 4 年度教員研究費比例配分資料
- 【資料 4-4-31】 学校法人鈴鹿医療科学大学 SUMS 学科横断的共同研究助成・選考要領
- 【資料 4-4-32】 学校法人鈴鹿医療科学大学 2022 年度 SUMS 共同研究費助成課題・公募要領

【自己評価】

研究環境の整備と適切な運営・管理については、「社会連携研究センター」の設置により学内外における研究の推進、研究関連諸規程を整備し実験の適正な計画・実施の徹底に努めている。研究倫理の確立と厳正な運用については、研究活動に関わる不正行為、研究費の不正使用を防止するための厳格な運用を行っている。研究活動への資源の配分については、全教員が研究活動推進を支援するため、「SUMS 学科横断的共同研究費助成制度」を設け、配分の機会を提供している。

以上のことから、基準 4-4 を満たしていると判断した。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

「本学の特色を生かした研究を通じての社会貢献」を信条として、本学の研究ブランドの確立を目指す。そのためには「SUMS 学科横断的共同研究費助成制度」を立ち上げたが、状況に応じて内容を見直し、より実効性の高い制度として改善していく。

外部資金の確保のため、若手研究者を中心に科学研究費補助金をはじめとする各種補助金への積極的な応募、獲得に繋がるよう体制を整備していく。

更に、「産学連携（知的財産、リスクマネジメント）に関する体制」を整備していく。

〔基準 4 の自己評価〕

理事長主催の「大学運営協議会」、学長主催の「大学協議会」、教授会を通して情報の共有をするとともに、「大学協議会」、教授会によって、大学の改善を目的に各学科からの提案や意見を協議する場とし、学長のリーダーシップの発揮、副学長の役割の明確化など、学長の補佐体制の確立がなされ、教学マネジメントはよく機能している。

教員の採用・昇任については、規程及び取り決めにより定められており、教員の適切な確保と配置がなされている。また、大学院兼任教員の採用については、適切な配置及び確保ができています。

FD については、「FD 推進委員会」による授業改善活動や研究会の開催など、教育内容や方法等の改善、工夫に取り組む体制が機能している。

一方、職員の意識改革や資質の向上に向けて、学内外の研修会に積極的に出席・参加し、報告書として残し情報の共有化を図っている。また、SD 活動、本学独自の「医療人底力教育」にもすべての職員が参加し、資質の向上、能力の研鑽に向けて取り組みに参加している。

「社会連携研究センター」の設置により研究活動の推進を図るとともに、研究諸規程を整備し実験の適正な計画・実施の徹底に努め、研究倫理の確立のために研究活動に関わる不正行為、研究費の不正使用を防止に向けた厳格な運用を行っている。更に、所属学科の枠を超えた研究活動を支援するために、「SUMS 学科横断的共同研究費助成制度」を設け研究の機会を提供している。

以上により、基準 4「教員・職員」を満たしていると判断した。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有用な人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。また、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を最高意思決定機関とし、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、高等教育機関としての社会的責務を果たすために、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の主旨に従って本学の運営に必要な「学校法人鈴鹿医療科学大学事務組織規程」、「学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程」等の諸規程を整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

情報公開について、私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条に定めがある、寄附行為、財産目録等については事務所に備えており閲覧に供している。また、私立学校法第 63 条の 2 や学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定めがある、寄附行為、財産目録等及び教育研究活動等の状況については、大学ホームページに遅滞なく公表し、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たしている。

更に、令和 3(2021)年 3 月に適切なガバナンスを確保していくために「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」を策定し、組織内部において適切な執行と監督の仕組みを構築するとともに、大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、本学が社会に貢献するために教育と研究の質の向上を図り成長、発展し続けることができるよう努めている。

また、使命・目的及び教育目的の実現のため、本学の教育の理念である「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」と、教育目標である「高度な知識と技能を修得する」、「幅広い教養を身につける」、「思いやりの心を育む」、「高い倫理観を持つ」、「チーム医療に貢献する」を踏まえ、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」を策定した。教育、研究及び社会貢献という大学の使命を果たすため、基本方針として 7 項目を定め実行した。引き続き、「教育第一」を主眼に、現状を踏まえて見直しを行い「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」を定めた。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学では、5-1-①に記載した経営方針に基づき、適切なガバナンスを確保していくために「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」を策定しており、(1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）(2))の中で、中期的な計画の策定（中期計画6年）と実現に必要な取り組み（活動計画1年）について定め、継続的に取り組んでいる。

最高意思決定機関として「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」に規定されている理事会を定例として年4回（5月、9月、12月、3月）及び必要に応じて臨時開催し、また、諮問機関としての評議員会も定例として年3回（5月、9月、3月）及び必要に応じて臨時開催している。理事会では、予算・決算及び事業計画・事業報告、事業に関する中期的な計画等、経営の根幹となる重要事項について審議がなされている。

更に、学長の諮問機関としての「大学協議会」と理事長の諮問機関としての「大学運営協議会」をそれぞれ毎月1回開催し、教学部門と管理部門の更なる連携強化を図っている。

また、「鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程」第4条で組織する委員により、教学部門と管理部門が連携して中期計画及び活動計画の策定に関し審議している。

【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

環境保全への配慮として、本学は平成26(2014)年に「エネルギー使用合理化等に関する法律」の特定事業者（年間エネルギー使用量が原油換算値で1,500 kℓ/年以上の事業者）の指定を受け、毎年経済産業局へ省エネルギー定期報告等を実施している。

また、同法律により「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー企画推進者」を選任するとともに「経費削減推進委員会」を立ち上げ、エネルギー削減への取り組みを実施しており、年1回省エネに関する講演会の実施等、教職員及び学生への省エネルギー意識啓発のための活動を行っている。施設整備面では高効率照明（LED）・高効率空調設備への更改を逐次進め、結果として平成26(2014)年度と令和2(2020)年度を比較して、表1のとおり原油換算値で約329 kℓ/年（約20%）のエネルギー使用量を削減した。

上記取り組みにより、本学は3年連続（2019年度～2021年度）Sクラス（優良事業者）として資源エネルギー庁のホームページに公表されている。

表1 年度別原油換算表

年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度
原油換算 (単位：kℓ/年)	1,637.7	1,576.1	1,559.9	1,541.2
年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	
原油換算 (単位：kℓ/年)	1,468.5	1,450.7	1,308.1	

人権への配慮としては、公益通報者保護法に基づき「学校法人鈴鹿医療科学大学公益通報者保護規程」が制定されている。通報窓口、相談窓口は学内と学外に設け、学内の窓口については、経営幹部からの独立性を有する監査室とし、学外の窓口については、本学の顧問弁護士ではない法律事務所の弁護士に委託し、大学における不正行為等の早期発見と通報者の利便性と保護が図られている。個人情報保護については、「学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護の保護に関する規程」を制定するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために「学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護方針」を定めている。ハラスメントについては、「学校法人鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関する規程」及び「鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関するガイドライン」を定め、ハラスメントの防止強化に努めるとともに、教職員に対してハラスメント防止研修を毎年開催し、ハラスメント防止の啓発を図っている。

なお、人権に関する規程等は大学ホームページに公開しており、いつでも閲覧可能となっている。

安全への配慮としては、「防災・危機管理対策委員会」にて、6部門の各プロジェクトチーム内において、さまざまな危機事象への対応等について地域の特性や本学の実情に応じた対策を講じている。

また、消防計画の年度計画により、年1回教職員及び学生を含めた避難訓練を実施している。ただし、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるため、教職員及び学生での全体訓練は実施しなかったが、少数の教職員参加による消火活動等の部分訓練を実施し、緊急時対応の向上を図った。

【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】
【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】
【資料 5-1-22】

- 【資料 5-1-1】 学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為
- 【資料 5-1-2】 大学ホームページ（ホーム＞情報公開）
- 【資料 5-1-3】 鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-4】 鈴鹿医療科学大学基本方針 2015
- 【資料 5-1-5】 鈴鹿医療科学大学基本方針 2021
- 【資料 5-1-6】 中期計画と第 1-1 期の活動計画
- 【資料 5-1-7】 鈴鹿医療科学大学協議会規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人鈴鹿医療科学大学運営協議会規程
- 【資料 5-1-9】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 5-1-10】 経費削減推進委員会議事録（令和 3 年度）
- 【資料 5-1-11】 工場・事業場における省エネ法定定期報告
（2021 年度提出分（2020 年度実績））
- 【資料 5-1-12】 学校法人鈴鹿医療科学大学公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-13】 学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-14】 学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護方針
- 【資料 5-1-15】 学校法人鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関する規程

- 【資料 5-1-16】 鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関するガイドライン
- 【資料 5-1-17】 令和 3 年度 SD 研修会一覧
- 【資料 5-1-18】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞人権・安全への取り組み）
- 【資料 5-1-19】 2022 年度防災・危機管理対策委員会組織図
- 【資料 5-1-20】 防災・危機管理対策委員会議事録（令和 3 年度）
- 【資料 5-1-21】 消防計画作成（変更）届出書
- 【資料 5-1-22】 消防訓練計画書

【自己評価】

「経営の規律と誠実性の維持」について、「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」で大学の設置運営に関する法令の遵守を表明している。また、「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」で適切なガバナンスの確保を表明しており、建学の精神や教育の理念、教育目標を達成するための組織体制の改善努力を継続して行っていることから、経営の規律と誠実性は維持されている。

また、使命及び目的の実現に向けて意思決定ができるよう適切な組織体制を整備し、中期計画、事業計画に基づいた継続的な努力が行われている。

環境保全、人権、安全への配慮についても、関係法令に基づく諸規程の整備や各委員会での活動が適切に行われており、教職員や学生への配慮がなされている。

以上により、基準 5-1 を満たしていると判断した。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は「鈴鹿医療科学大学基本方針 2015」に基づき、「第 1 期中期計画（3 年）」、「第 2 期中期計画（3 年）」及び「活動計画（1 年）」を策定し、当該計画の達成状況等を毎年検証し、次年度における改善策を含め自己点検・評価委員会に報告し、大学ホームページ上に公表し経営の規律と誠実性を保ち、円滑な管理・運営を行ってきた。

令和 3(2021)年度からは、「基本方針 2015」の終了を受け、新たに策定した「基本方針 2021」における 7 つの基本方針に基づき、「中期計画（6 年）」及び「活動計画（1 年）」において具体的な施策、活動内容を策定した上で実行中であるが、今後は経営の規律と誠実性の一層の向上に努めていく。また、大学を取り巻く環境変化が激しいことを踏まえ、当該中期計画についても引き続きローリング型とし毎年見直しをしていくことを今後も継続していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会は、定例として年4回（5月、9月、12月、3月）及び必要時に臨時で開催しており、「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」第22条に定める法人の予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの、学則等重要な規程の制定、改廃、理事、評議員、教員等の人事等の審議と決定を行っている。

本法人の理事会は理事定数10人以上11人以内で、理事長は理事総数の過半数の議決により選任されている。令和4年5月1日現在、理事数は9人で構成されており、定数より1人不足しているが、これは理事1名の死亡に伴うやむを得ない事情による欠員である。現在、後任の理事を人選中であり、近日中に定数を満たす予定である。

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、令和3(2021)年度は4回開催した。尚、出席状況はいずれも100%であった（書面出席含む）。原則、対面での開催となるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、寄附行為第16条第11項に基づき県外在住の理事については書面による出席を依頼し、あらかじめ資料を送付し各議題毎に賛否及び意見を聴取した。

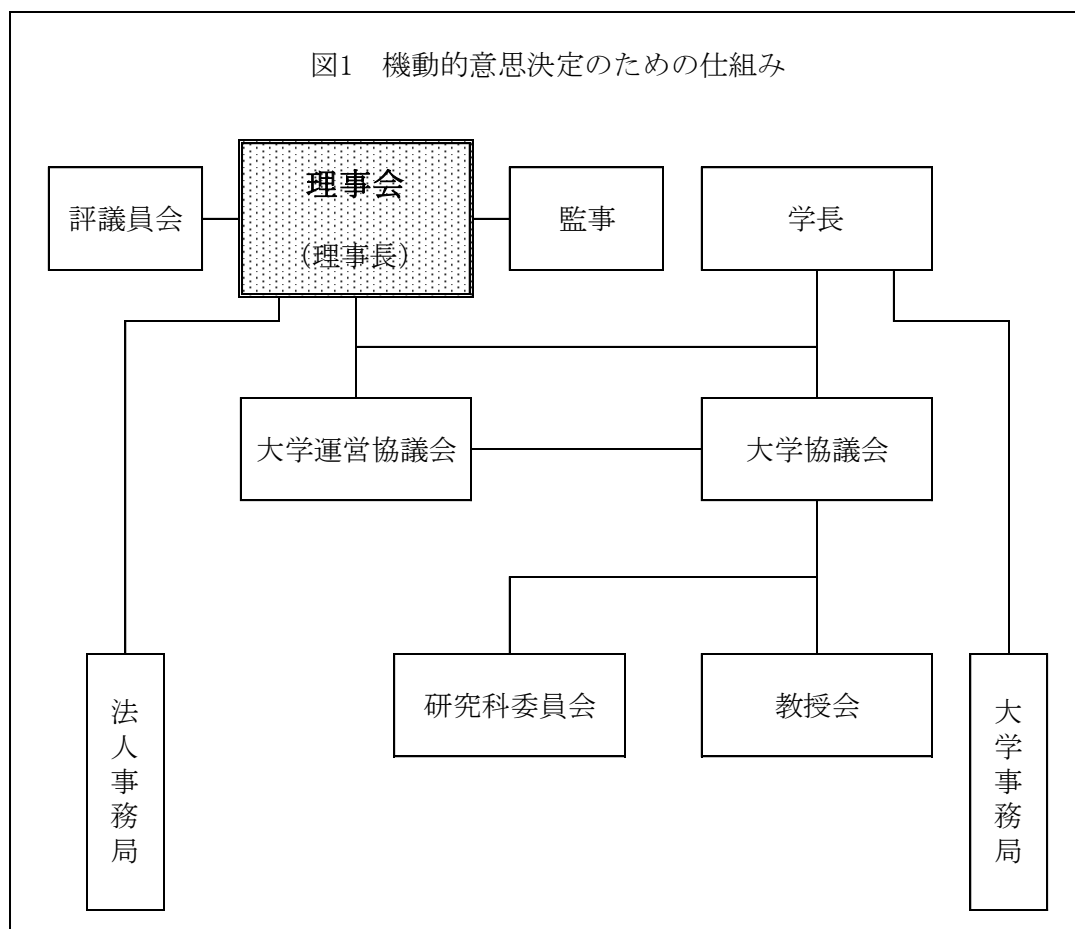
理事の選任に関しては、「寄附行為」の定めに基づき適正に行われ、その構成については学内外のバランスを考え、本学に関連の深い医療・福祉の職能団体の役員や企業の役員、弁護士等、社会経験が豊かで本法人の運営に資する幅広い分野の有識者で構成し、適正に運営され機能している。

事業計画については、「大学運営協議会」及び評議員会で意見を聴き、毎年3月の理事会にて決議され、翌年5月の理事会でその執行状況が報告されている。

また、「寄附行為」第16条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めているが、日常業務の決定等については常時理事会を開催することは困難であることから、「寄附行為」第17条に基づき、「学校法人鈴鹿医療科学大学理事会業務委任規程」を制定している。本規程で、理事長への委任事項、学長への委任事項等を定めることにより委任の根拠と範囲が明確になっており、また、透明性も確保しており、下記図1と共に機動的意思決定のための仕組みを構築している。

令和2(2020)年度の私立学校法改正により学校法人の役員の責任が明確化された事を受けての対応としては、役員の負担軽減のため、責任限定契約の締結及び私大協役員賠償責任保険制度に加入している。

【資料 5-2-1】 【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】 【資料 5-2-4】 【資料 5-2-5】 【資料 5-2-6】
【資料 5-2-7】 【資料 5-2-8】 【資料 5-2-9】 【資料 5-2-10】 【資料 5-2-11】



【資料 5-2-1】 学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為

【資料 5-2-2】 第 152 回理事会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）・第 85 回評議員会議事録（令和 4 年 5 月 30 日）

【資料 5-2-3】 令和 3 年度理事会出席状況

【資料 5-2-4】 議決書ひな型

【資料 5-2-5】 学校法人鈴鹿医療科学大学役員名簿

【資料 5-2-6】 令和 4(2022)年度事業計画

【資料 5-2-7】 大学運営協議会議事録（令和 4 年 3 月 1 日）

【資料 5-2-8】 第 84 回評議員会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）

【資料 5-2-9】 第 152 回・153 回理事会議事録（令和 4 年 3 月 30 日・令和 4 年 5 月 30 日）

【資料 5-2-10】 学校法人鈴鹿医療科学大学理事会業務委任規程

【資料 5-2-11】 令和 3(2021)年度事業報告書
（責任限定契約・役員賠償責任保険契約の状況）

【自己評価】

「理事会の機能」について、理事・監事の構成及び役割は、幅広い分野の有識者により学校法人の大学運営に対する確かな意見や情報収集ができる構成となっており、「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」に基づく理事会運営は適正に機能している。

以上により、基準 5-2 を満たしていると判断した。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令や「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」に基づき、本学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制とその機能性を整え、適切な管理運営を進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」（4-2 教職員等に対して）の中で、

(1) 教職協働

実効性のある中長期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的且つ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・教育の理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。

と定めて、管理部門と教学部門の連携を図り意思決定の円滑化を図っている。具体的には、管理部門に関する事項は理事長をトップとした法人幹部と大学役職者で構成された「大学運営協議会」で審議している。教学部門については教授会を経由して学長をトップとした大学役職者で構成された「大学協議会」で審議し、更に最高意思決定機関である理事会に諮るとともに、その審議状況は「大学運営協議会」、「大学協議会」にフィードバックしており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。

各学科においては、学科会議にて「大学協議会」及び教授会等における決定事項等が周知されるとともに各教員から意見を聴取しており、聴取された意見は教授会、「大学協議会」、「大学運営協議会」で報告、議論がされている。

なお、管理部門の理事長・法人事務局長と教学部門の学長・大学事務局長の 4 人で月 2 回程度「理事長ミーティング」を実施しており、更なる両部門の連携強化を図っている。

事務職員については、原則月 1 回、法人事務局長、大学事務局長、白子事務部長、各課長等を構成員とする「事務局会議」を開催し、理事会、評議員会、「大学運営協議会」、「大学協議会」等の決定事項を報告している。また、各種委員会には事務局員も構成員として

配置されているので、各課長よりそれぞれの委員会決定事項及び各課の業務執行状況を報告・確認し、管理部門と教学部門並びに千代崎・白子両キャンパスとの情報を共有することでコミュニケーションを図っている。

事務職員からの意見についても、「事務局会議」や「理事長ミーティング」で報告、議論がされている。

また、「建学の精神」等の実現を目指すため、「教育改革委員会」による、教育改善提案の募集が行われている。平成 25(2013)年度から始まった本制度は、現在までに 7 回公募が行われ、21 課題が実施または一部が実施され、実際の教育の改善に役立てられている。

以上のように、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。

【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】
【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

最高意思決定機関である理事会の令和 4（2022）年現在の理事は 9 人であり、その構成は、理事長、学長、副学長 1 人、学外 6 人となっている。理事会に付議した議案のうち、教学の審議事項等については大学事務局長が説明し、法人の運営状況等については法人事務局長が説明し、必要に応じて理事会構成員である理事長、学長、副学長が補足している。また、その内容について理事、監事から意見を聴取し、質疑等により各管理運営機関のチェックが行われており適切に機能している。

評議員については、「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」第 24 条の定めに従い、理事会、評議員会において適切に選任し、令和 4（2022）年現在、24 人で構成されている。内訳は、各学部長中心に 1 号評議員 6 人、本学学生が目指す職業の第一線で活躍する各学科の卒業生を代表する 2 号評議員 4 人、各学科がそれぞれに目指す国家資格を有する専門職職能団体である一般社団法人三重県診療放射線技師会、公益社団法人三重県栄養士会、一般社団法人三重県理学療法士会、一般社団法人共益型三重県臨床工学技士会、一般社団法人三重県鍼灸師会、一般社団法人三重県社会福祉士会、公益社団法人三重県看護協会、一般社団法人三重県臨床検査技師会、一般社団法人三重県薬剤師会の代表者など 3 号評議員 14 人となっている。

令和 4(2022)年 5 月 1 日現在、1 号評議員が定数（7 人以上 9 人以内）より 1 人不足しているが、これは評議員 1 名の死亡に伴うやむを得ない事情による欠員である。現在、後任の評議員を人選中であり、近日中に定数を満たす予定である。

評議員会は、本学の運営について率直な意見を求められる体制となっており、定例として年 3 回(5 月、9 月、3 月)及び必要に応じて臨時開催している。令和 3(2021)年度は 3 回開催し、出席状況はいずれも 100%であった（書面出席含む）。「寄附行為」第 22 条、第 23 条に掲げる重要事項等について、理事会に対して意見を述べ、報告を受けることで相互のチェック機能を果たしている。

監事の選任については、「寄附行為」第 7 条により、「この法人の理事、職員、評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する」こととなっており、監事 2 人

について、適切に選任が行われている。

また、監事の職務についても「寄附行為」第15条で規定されており、これに基づいて適切に職務を遂行している。監事は、理事会、評議員会に出席し、令和3(2021)年度に4回開催された理事会の出席率は2名とも100%であった。評議員会は3回開催し、いずれか1名が出席した。監事はこの法人の業務が適切に行われているか意見を述べ、監査するほか、財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、毎年文部科学省が行う「学校法人監事研修会」にも出席し、適切な監査業務が遂行できるよう努めている。

また、「学校法人鈴鹿医療科学大学内部監査規程」に基づき、監査室では、公的研究費に関する業務の管理運営、執行等の適法性及び効率性並びに制度、規程等の妥当性に関する内部監査（業務監査）と予算執行、会計処理、財務管理等の適法性及び効率性に関する内部監査（財務監査）を実施している。

理事長主催の「大学運営協議会」には教学の管理職である学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長と法人事務局長、大学事務局長が参加し、定例として月1回開催している。この会議において法人と大学の情報共有はもとより、質疑応答、意見交換もなされ相互のチェックが行われている。

事務局においては、両局長、各課長で構成される事務局会議（原則月1回）を開催し、法人・大学事務局各課から報告、協議等が行われ情報を共有するとともに相互チェックを行っている。

【資料 5-3-9】 【資料 5-3-10】 【資料 5-3-11】 【資料 5-3-12】 【資料 5-3-13】 【資料 5-3-14】
【資料 5-3-15】 【資料 5-3-16】 【資料 5-3-17】 【資料 5-3-18】 【資料 5-3-19】

- 【資料 5-3-1】 鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-3-2】 学校法人鈴鹿医療科学大学運営協議会規程
- 【資料 5-3-3】 鈴鹿医療科学大学協議会規程
- 【資料 5-3-4】 鈴鹿医療科学大学学科会議規程
- 【資料 5-3-5】 理事長ミーティング日程表（令和3年度下半期）
- 【資料 5-3-6】 令和3年度事務局会議開催実績
- 【資料 5-3-7】 第7回2021年度教育改善提案公募要領
- 【資料 5-3-8】 2021年度教育改革委員会議事録
- 【資料 5-3-9】 学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為
- 【資料 5-3-10】 学校法人鈴鹿医療科学大学評議員名簿
- 【資料 5-3-11】 第152回理事会議事録（令和4年3月30日）・第85回評議員会議事録（令和4年5月30日）
- 【資料 5-3-12】 令和3年度評議員会出席状況
- 【資料 5-3-13】 学校法人鈴鹿医療科学大学役員名簿（監事）
- 【資料 5-3-14】 令和3年度理事会出席状況・令和3年度評議員会出席状況
- 【資料 5-3-15】 令和3年度理事会議事録（第149回～152回）
令和3年度評議員会議事録（第82回～84回）
- 【資料 5-3-16】 令和3(2021)年度学校法人実態調査（監事の職務執行状況）

【資料 5-3-17】 監査報告書

【資料 5-3-18】 令和 3 年度学校法人監事研修会

【資料 5-3-19】 学校法人鈴鹿医療科学大学内部監査規程

【自己評価】

「管理運営の円滑化と相互チェック」について、「大学運営協議会」、「大学協議会」という諮問機関だけでなく、「事務局会議」という事務レベルにおいても管理部門と教学部門の連携を保つための会議が設けられている。また、適時に組織の見直しが行われ、コミュニケーション不足により意思決定が停滞することがないように注力している。

理事長は「大学運営協議会」の実施を中心に、指示系統も整備され、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

法人、教学の各運営管理機関の相互チェックの機能性は、理事会、評議員会、「大学運営協議会」、「大学協議会」、「事務局会議」、監事、監査室等がそれぞれ役割、機能を果たしている。

以上により、基準 5-3 を満たしていると判断した。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の各機関・部門とのコミュニケーションによる意思決定は良好である。更に、「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」の第 2 章安定性・継続性（学校運営の基本）、第 3 章教学ガバナンス（権限・役割の明確化）で理事会、理事、監事、評議員会、評議員、学長、教授会の権限と役割を明確に定めており、引き続き管理部門と教学部門の各管理運営機関が連携強化を図り、意思決定の円滑な仕組みや相互チェックの機能を強化し強固なガバナンス体制の構築を目指していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本学は、医療・福祉のスペシャリストを育成する大学であるため、実習や研究で使用するための高額な医療機器が必要とされている。また、建物に関しても、最も古いものだと 30 年以上経過しているため、老朽化した施設の改修や修繕の必要性が高まっている。

施設の改修・修繕や設備の購入には多額の資金が必要になるため、計画的な事業の実施が求められる。そのために本学では、各学科から提出された設備等の購入希望計画（学科特別予算中期計画書）や、施設の改修・修繕計画（施設中長期整備計画）を盛り込んだ「中期財務計画」を、「中期計画（6 年）」と同じ期間（令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度

まで)で作成している。

中期財務計画は、施設設備に関する計画以外にも、令和4(2022)年4月開設の保健衛生学部救急救命学科の設置に関すること(中期計画重点分野1:大学拡充計画の推進)や、教育研究に関する補助金等の外部資金の獲得に関すること(中期計画重点分野9:財務基盤の充実)なども盛り込み、中期事業計画が実行された場合の財務状況のあるべき姿がわかるように作成されている。

【資料5-4-1】【資料5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

本学は学生生徒等納付金比率が80%台前半と全国平均(75%)に比べて高く(表1 学生生徒等納付金比率の推移)、財政基盤の安定のためには、学生生徒等納付金収入の確保・増加が必要である。

本学では、新学科(専攻)の設置や定員数の増加、授業料の値上げなどを実施しながらも、大学全体での入学定員充足率は100%をやや超える程度で推移しており、学生生徒等納付金収入を増加させることが出来ている。

学生生徒等納付金以外の収入では、文部科学省「私立学校施設整備費補助金」等の補助金に積極的に応募し、高額な実習用機器の購入時の経費的な負担の軽減ができるように努めている。

支出に関しては、事務職員で構成する「経費削減推進委員会」を中心に、省エネルギーをもとにした経費削減案の検討を行っており、学内の電源スイッチ・水回り・エレベーターなどに使用量を削減するシールを貼付や広報紙(「サムスエコ通信」)の発行、教職員に向けた研修会の開催などを行いながら、省エネ(経費削減)を啓蒙している。

収支状況については、新学科(専攻)や附属病院の設置など、大学の規模を拡大しながらも、収入超過の状況が継続しており(表2 収支状況と入学定員充足率の推移)、バランスの取れた経営ができています。

【資料5-4-3】【資料5-4-4】【資料5-4-5】

表1 学生生徒等納付金比率の推移

(単位:千円)

	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
学生生徒等納付金収入	4,020,295	4,028,300	4,133,199	4,313,049
経常収入	4,810,035	4,890,118	5,114,559	5,338,641
学生生徒等納付金収入比率	83.5%	82.3%	80.8%	80.7%
(全国平均)※	74.7%	74.8%	75.1%	

※出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政 大学・短期大学編」
全国平均:医歯系法人を除く

表2 収支状況と入学定員充足率の推移

(単位：千円)

	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
経常収支差額	210,394	196,305	236,101	282,275
基本金組入前収支差額	202,736	130,659	184,719	351,622
入学定員充足率※	107%	108%	109%	105%

※入学定員充足率は、大学院を含んだ大学全体のもの

【資料 5-4-1】 中期財務計画

【資料 5-4-2】 中期計画と第 1-1 期の活動計画（重点分野 1・9）

【資料 5-4-3】 外部資金への申請状況

【資料 5-4-4】 計算書類（平成 29 年度～令和 3 年度）

【資料 5-4-5】 経費削減推進委員会議事録（令和 3 年度）

【自己評価】

「財政基盤と収支」について、教員や担当職員の意見を取り入れることで、現場の意見を反映した計画の立案ができている。中期計画は、単一年度の事業計画や予算書に分解され、評議員会及び理事会に諮られ、適切な財務運営を実施している。

収入の大きな割合を占める学生生徒等納付金収入の増加だけでなく、補助金等の外部資金の獲得についても事業計画の基本方針に加えるなどして力を入れている。

また、収支バランスについても、事業活動収支差額比率は 3～6%あたりで推移しており、収入超過を維持している。

以上により、基準 5-4 を満たしていると判断した。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体での入学定員充足率は 100%を超えており、財務基盤として安定しているが、学科別に見た場合、一部の学科で 100%を下回っている。そのため、入学者数が入学定員に満たない学科の入学者数の確保に努め、更なる財務基盤の安定につなげる。更に、外部資金に関しても最大限活用できるように、補助金等の申請を活発化させる計画を今後も引き続き検討していく。

また、建物や機器の経年劣化に対応するための支出の必要性が高まっているが、資金繰りや収支状況が急激に悪化しないように、中期計画をもとにして修繕や入替更新を行う。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本学の会計処理は、「学校法人会計基準」を中心に、「学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程」、「学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程施行細則」、「学校法人鈴鹿医療科学大学固定資産及び物品管理規程」に則り行われている。

会計処理で不明な点、不確かな点がある場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター私学情報室に問い合わせして適切な処理ができるようにしている。

また、会計処理を行う職員の能力向上や最新の情報収集のために、適宜、外部機関が開催する研修会に参加している。

予算の執行に関しては、法人事務局管財課が窓口になって業務を行う。法人事務局経理課が勘定科目や執行額のチェックを行い、実務を行う課とチェックを行う課の2つに分けることで相互牽制を働かせ、担当者個人の判断のみに依らない適正な会計処理ができるようにしている。

また、単一年度の予算執行状況を確認の上、予算書に乖離が生じる場合には補正予算を編成し、次年度の収支予算と併せて評議員会に意見を求めた上で3月の理事会に諮っており、予算管理についても適切に行われている。

【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】 【資料 5-5-3】 【資料 5-5-4】 【資料 5-5-5】 【資料 5-5-6】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学における会計監査は、公認会計士による監査（私立学校振興助成法第14条第3項による）、監事による監査（私立学校法第37条第3項、学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為第7条による）及び監査室による内部監査（鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程第23条による）が行われている。

公認会計士による監査は、計算書類が適正に作成されているかどうかを中心に、見積書・請求書・納品書の証憑書類や学内の申請書類、理事会の開催状況や事業計画など財務に纏わるもの全般を監査している。

監事の監査は、法人や大学の事業の執行状況や財務状況を監査し、その結果を理事会・評議員会で報告している。

監査室では、公的研究費に関する業務の管理運営、執行等の適法性及び効率性並びに制度、規程等の妥当性に関する内部監査（業務監査）と予算執行、会計処理、財務管理等の適法性及び効率性に関する内部監査（財務監査）を実施している。

【資料 5-5-7】 【資料 5-5-8】

【資料 5-5-1】 学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 学校法人鈴鹿医療科学大学固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-4】 令和3年度SD研修会一覧（4月6日・8月5日・10月15日）

【資料 5-5-5】 第152回理事会議事録（令和4年3月30日）（補正予算）

【資料 5-5-6】 第 84 回評議員会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）（補正予算）

【資料 5-5-7】 鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程

【資料 5-5-8】 学校法人鈴鹿医療科学大学内部監査規程

【自己評価】

「会計」について、複数部署が関与することでチェック機能を強化し、不明な点があれば、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター私学情報室に問い合わせ適正な処理を行っている。

また、法律や規程に定められた公認会計士、監事、監査室による監査体制が適切に整備され、厳正な監査が実施されている。

以上により、基準 5-5 を満たしていると判断した。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現在、予算執行に関する手続きのワークフローシステムの導入を検討しているが、会計処理を適正に行うための対策を疎かにしないように注意を払う。また、法律や制度の改正に関する情報収集に努め、現在の方法や体制で充分であるのかの検証を継続して行っていく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性について、「学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為」で大学の設置運営に関する法令の遵守を表明している。また、「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」で適切なガバナンスの確保を表明しており、建学の精神や教育の理念、教育目標を達成するための組織体制の改善努力を継続して行っていることから、経営の規律と誠実性は維持されている。

使命及び目的の実現に向けて意思決定ができるよう適切な組織体制を整備し、中期計画、事業計画に基づいた継続的な努力が行われている。環境保全、人権、安全への配慮についても、規程や各委員会での活動により適切に対応している。

理事会、評議員会について、理事・監事・評議員等の構成及び役割は、幅広い分野の有識者により法人の運営に対する確かな意見や情報収集ができる構成となっており、「寄附行為」に基づく理事会運営も適正に機能している。

管理運営機関の円滑化と相互チェックについては、「大学協議会」、「大学運営協議会」という諮問機関だけでなく、「事務局会議」という事務レベルにおいても教学部門と管理部門の連携を保つための会議が設けられている。また、適時に組織の見直しが行われ、コミュニケーション不足により意思決定が停滞することがないように注力している。

また、理事会、評議員会、監事、「大学運営協議会」、「大学協議会」、事務局会議等それぞれが役割、機能を果たしていることから、適切に行われている。

財政基盤と収支については、教員や担当職員の意見を取り入れることで、現場の意見を反映した計画の立案ができている。

収入の大きな割合を占める学生生徒等納付金収入の増加だけでなく、補助金等の外部資金の獲得についても事業計画の基本方針に加えるなどして力を入れている。

また、収支バランスについても、事業活動収支差額比率は3～6%あたりで推移しており、収入超過を維持している。

会計については、複数部署が関与することでチェック機能を強化し、不明な点があれば、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター私学情報室に問い合わせ、適正な処理を行うようにしている。

また、法律や規程に定められた公認会計士、監事、監査室による監査体制が適切に整備され、厳正な監査が実施されている。

以上により、基準5「経営・管理と財務」を満たしていると判断した。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

内部質保証に関する全学的な方針として、大学学則第 1 条、第 1 条の 2 において、「教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する専門の学理と技術の教授・研究を行い、併せて科学、技術の進歩を、真に人類の福祉と健康の向上に役立たせうる有能な人材を育成することを目的とする。」とし、「目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。また、大学院学則第 1 条、第 2 条において、「鈴鹿医療科学大学建学の精神に則り、医療科学技術の分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め医療科学技術の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。」とし、「目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。

その点検、評価及び実施体制を「鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程」に定め、学長を委員長として、委員長を補佐するリエゾンオフィサー、副学長、学部長、研究科長、図書館長、ICT 教育センター長、社会連携研究センター長、学科長、法人事務局長、大学事務局長、企画広報課長等で構成された自己点検・評価委員会を設置している。

更に、自己点検・評価委員会に、自己点検・評価に関する具体的事項を検討する下部組織として、「鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会内規」に定める「活動計画検討・実行委員会」を設置している。「活動計画検討・実行委員会」では、

①定められた「基本方針」に基づき、「中期計画（6 年）」及び「活動計画（1 年）」案を重点分野毎に策定し、自己点検・評価委員会に提案する。

②自己点検・評価委員会の承認後、重点分野毎に計画を実施する。

③活動計画の結果をとりまとめ、自己点検・評価委員会に報告する。

を所管事項とし、学長を委員長とし、重点分野毎に責任者 1 人と分担者数人を置く体制としている。

なお、本学の教育研究活動等に対する社会的評価を検証し、教育研究活動等の改善と活性化に寄与することを目的に毎年「外部評価委員会」（委員：三重大学学長他学外有識者 4 人）を開催している。

【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】

【資料 6-1-1】鈴鹿医療科学大学学則第 1 条、第 1 条の 2

【資料 6-1-2】鈴鹿医療科学大学大学院学則第 1 条、第 2 条

【資料 6-1-3】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-4】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会内規

【資料 6-1-5】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価体制図

【資料 6-1-6】 鈴鹿医療科学大学基本方針 2021

【資料 6-1-7】 中期計画と第 1-1 期の活動計画

【資料 6-1-8】 外部評価委員の委嘱状

【自己評価】

内部質保証に関する全学的な方針は、大学学則に明示している。また、その点検、評価及び実施体制として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会並びに下部組織として「活動計画検討・実行委員会」を設置している。更に、「外部評価委員会」を開催し外部有識者の意見も取り入れる体制としている。

自己点検・評価委員会、「活動計画検討・実行委員会」については、規程等にて構成員、役割及び責任体制等を定め、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制も明確になっている。

以上により、基準 6-1 を満たしていると判断した。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会が中心となって、「外部評価委員会」の意見も取り入れながら、引き続き内部質保証の活動に積極的に取り組んでいくとともに、実施体制の整備・強化を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

自己点検・評価の実施については、「鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程」に定めるとおり毎年度実施している。具体的には、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」における 7 つの基本方針に基づき策定された「中期計画（6 年）」、「活動計画（1 年）」の進捗状況について、「活動計画検討・実行委員会」にて重点分野毎に自己点検と達成度の評価を行い、これを踏まえて策定した次年度の活動計画案とともに自己点検・評価委員会へ報告している。

自己点検・評価委員会では、下部組織である「活動計画検討・実行委員会」から報告された自己点検・評価結果並びに次年度の活動計画について審議し、必要に応じて指導や助言等フィードバックを行い、次年度の活動計画等に反映させている。

また、この「活動計画（1年）」に基づき当該年度の「事業計画」を策定し、理事会・評議員会の承認を経て実行に移し、「事業計画に係る達成度」を理事会、評議員会及び「大学運営協議会」に報告し、結果の共有を図っている。

更に、本学の教育研究活動等に対する社会的評価を検証し、教育研究活動等の改善と活性化に寄与することを目的に毎年「外部評価委員会」（委員：三重大学学長他学外有識者4人）を開催しているが、当該委員会で作された「中期計画（6年）」、「活動計画（1年）」の自己点検と達成度の評価に対する意見等についても担当各課にフィードバックし、実施の可否について回答を求めるなど、次年度の活動計画等に反映させていることで PDCA サイクルを機能させている。

上記手順を経た「中期計画（6年）」、「活動計画（1年）」の自己点検と達成度の評価並びに次年度の活動計画については、大学ホームページ上に公開し、学内外に周知、公表している。

【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】 【資料 6-2-4】 【資料 6-2-5】 【資料 6-2-6】
【資料 6-2-7】 【資料 6-2-8】 【資料 6-2-9】

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析 【事実の説明】

IR 推進室を学長直属の組織として設置し、専任教員 1 人、兼務教員 4 人、専任事務職員 2 人で構成している。IR 推進室会議には構成員の他に副学長（教務・教育改革担当）、大学事務局長、教務課長、企画広報課員が参加し、必要に応じて、各学科・専攻の IR 分析担当者も参加し、教学に関する情報や各調査データ収集と分析を行っている。

主な活動内容として、卒業時学修成果に係る自己評価調査、成績と学籍異動や国家試験結果などの分析や大学生活における学生意識調査の分析を行っている。分析結果は各学科・専攻や教務委員会に報告し、教育課程の改善や学生指導の指標等として活用している。

また、入学選抜の妥当性について入試種別と入学後の成績の分析を行い、各学科・専攻に報告し、入学選抜の改善に取り組んでいる。

【資料 6-2-10】 【資料 6-2-11】 【資料 6-2-12】

【資料 6-2-1】 鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-2-2】 2021 年度自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会議事録

【資料 6-2-3】 令和 3 年度外部評価委員会意見書・回答書

【資料 6-2-4】 令和 4(2022)年度事業計画

【資料 6-2-5】 第 152 回理事会議事録・第 84 回評議員会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）

【資料 6-2-6】 令和 3(2021)年度事業報告書（事業計画に係る達成度報告）

【資料 6-2-7】 第 153 回理事会議事録・第 85 回評議員会議事録（令和 4 年 5 月 30 日）

【資料 6-2-8】 運営協議会議事録（令和 4 年 6 月 7 日）（事業計画に係る達成度報告）

【資料 6-2-9】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞情報公開＞中期計画と活動計画（1年））

【資料 6-2-10】 鈴鹿医療科学大学 IR 推進室規程

【資料 6-2-11】 2021 年度 IR 推進室会議議事録

【資料 6-2-12】学修成果に係る自己評価調査及び調査結果

【自己評価】

内部質保証のための自己点検・評価について、自己点検・評価委員会の下部組織である「活動計画検討・実行委員会」において、各部署から提出されたエビデンス（規程・資料・データ・アンケート等）をすべて検証した上で点検・評価の根拠にし、更に「外部評価委員会」による外部有識者の意見も取り入れているので、透明性の高い自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書及び大学の自己点検・評価に関する活動内容等は大学ホームページにおいて公開しているので、学内共有と社会への公表ができています。

IR データの活用について、IR 推進室で各調査データの収集と分析を行い、結果に基づき、学長が全体の方針を指示する際の根拠としている。また、各学科・専攻及び各種委員会に報告し、教育等の改善に活用されていることから、収集した IR データを活用して調査・分析を行える体制を整備している。

以上により、基準 6-2 を満たしていると判断した。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価を実行し、大学ホームページで公表するという現在の PDCA サイクルを継続するとともに、今後は「IR 推進室」の活動の拡充を図り、教育研究活動に関わるデータの分析を行い、自己点検・評価を実行する際に、より客観性を高めたエビデンスに基づく自己点検・評価による課題発見と改善策の策定に反映させ、一層の体制強化を図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

大学全体としての自己点検・評価体制は、基準 6-2-①に記載したように、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」における 7 つの基本方針に基づき、「中期計画（6 年）」、「活動計画（1 年）」を策定し「活動計画検討・実行委員会」及び自己点検・評価委員会にて自己点検・評価を実施している。この「活動計画（1 年）」に基づき当該年度の「事業計画」を策定し、理事会・評議員会の承認を経て実行し、「事業計画に係る達成度」を理事会・評議員会に報告し、意見等がある場合は次年度の活動計画等に反映し、PDCA サイクルを機能させている。

3 つのポリシーを起点とした教育の内部質保証として、各学科・専攻に「教育質保証委員会」を設置している。主な活動内容は、アセスメント・ポリシーを加えた 4 つのポリシーの確認、教育内容・成績評価の確認、シラバスと授業実施状況の管理と徹底、学科の現

状把握の共有及び学修困難学生の把握と支援を行い、IR 推進室と連携しエビデンスに基づいた教育の改善も図っている。具体的には、該当年度に留年者が発生した各学科・専攻の「教育質保証委員会」が次年度の「改善目標・計画書」を「教育改革委員会」へ報告し、「教育改革委員会」では報告内容について審議し、是正が必要な内容については「教育質保証委員会」にフィードバックを行い、次年度の計画に反映している。更に、「中期計画（6年）」に係る「活動計画（1年）」において、各学科・専攻の教育の特色と魅力づくりを活動計画として策定し、自己点検・評価を行い、毎年度、学科・専攻の3つのポリシーを前提とした「アセスメント・ポリシー」に則した達成状況について、自己点検・評価を行っている。これらの自己点検・評価は自己点検・評価委員会へ報告し、意見等がある場合は次年度の「活動計画（1年）」に反映し、教育の改善・向上に努めている。

また、教職員が本学の中期計画・活動計画及び3つのポリシーに基づき自己活動を点検・評価することによって改善意識を高め、教育研究活動等の活性化を図ることを目的に、教員評価を実施している。教員は毎年、年度初めに「中期計画（6年）」及び「活動計画（1年）」と整合性のあるPDCA申告書を作成し、年度末に自己評価を行い所属長に提出し、所属長はPDCA申告書について評価を行い改善等が必要な場合は各教員にフィードバックを行っている。職員が職務に関する過去1年間の取り組み内容・成果及び今後1年間の重点取組目標について記載した調査票を作成し、調査票に基づき所属長と面談を行い、PDCAサイクルを実行する体制を確立している。

大学機関別認証評価について、今回は平成27(2015)年に受審している。この受審では指摘事項はなくすべて適合であった。

また、令和3(2021)年度設置計画履行状況調査についても、指摘事項はなかった。

【資料6-3-1】【資料6-3-2】【資料6-3-3】【資料6-3-4】【資料6-3-5】【資料6-3-6】
【資料6-3-7】【資料6-3-8】【資料6-3-9】【資料6-3-10】【資料6-3-11】

【資料6-3-1】教育質保証委員会内規

【資料6-3-2】鈴鹿医療科学大学教育改革委員会規程

【資料6-3-3】2022年度第1回教育改革委員会議事録（2021年度留年者が発生した学科・専攻に係る2022年度改善目標・計画書）

【資料6-3-4】中期計画と第1-1期の活動計画（重点分野11：各学科教育の特色）

【資料6-3-5】大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4つのポリシー）

【資料6-3-6】2020年度学科・専攻の「アセスメント・ポリシー」自己点検・評価結果

【資料6-3-7】鈴鹿医療科学大学教育職員等評価取扱基準

【資料6-3-8】教員PDCA申告書

【資料6-3-9】学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準

【資料6-3-10】平成27年度大学機関別認証評価 評価報告書

【資料6-3-11】設置計画履行状況等調査の結果（令和3年度）

【自己評価】

内部質保証の機能性について、課題発見と改善のための自立的なシステムが構築されており、自己点検・評価の結果を大学全体の質向上のために役立たせるための仕組みが確立

され、有効に機能している。

以上により、基準 6-3 を満たしていると判断した。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会が主導し、下部組織である「活動計画検討・実行委員会」が実行の中心となり、「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」に基づく「中期計画（6 年）」を実行するための「活動計画（1 年）」を策定し、実行しているが、今後は IR 機能を更に充実させることで、自己点検・評価活動との相乗効果を高めることにより、PDCA の仕組みを強固なものとしていく。このことにより、更に精緻なエビデンスに基づいた活動効果の検証が可能となり、自己点検・評価活動の質の向上を図っていく。

【基準 6 の自己評価】

大学の社会的使命・目的を達成するために自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、結果を公表することを学則上に明確に定めている。

また、本学の「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」に基づく「中期計画（6 年）」及び「活動計画（1 年）」について、PDCA サイクルを実行していることにより、課題発見と改善のための自立的なシステムが構築されており、自己点検・評価の結果を大学全体の質の向上のために役立たせるための仕組みが確立されている。

更に、教育の質保証については、各学科・専攻に設置した「教育質保証委員会」が大学全体の「教育改革委員会」を主導して、各学科・専攻の自己点検・評価を実行している。

以上により、基準 6「内部質保証」を満たしていると判断した。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育

はじめに

疾患の多様化、医療の複雑化に伴い、医療の概念も変化している。これまで医療と福祉に関わる多くの職種は、その専門性を高めて医療・ケアに当たってきたが、近年、多様なニーズに応えるために多職種の知識や技術を共有し、保健・医療・福祉が連携協働して包括的に実践することが求められるようになった。そのためには、あらゆる職種が対等な立場で患者の人生をも含めて QOL の維持・管理の在り方を検討する体制を構築する必要がある。この考え方は欧米から導入され、我が国でも医療現場において広く取り組まれている。

一方、教育現場である医療系大学においては、それらの知識や技能をどのように教育するかが課題となっていた。本学では、平成 26(2014)年度から「医療人底力教育」を開始し、各学科専攻の専門性を超えて医療人として必要な共通の知識・技能・資質の教育を入学直後の 1 年を対象に実施している。更に上位学年においても学科・専攻の枠を超えて横断的に多職種連携・チーム教育を実施している。授業は、多職種連携の必要性和重要性の理解、問題探索能力と問題解決能力及び実践力、専門職の守備範囲と他職種理解及び医療全体を俯瞰する力、対人スキル・コミュニケーション力の修得を目的とし特徴ある内容となっている。以下、本学における多職種連携・チーム医療教育について述べる。

A-1. 段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育

A-1-① 本学の多職種連携教育の構成と配置

A-1-②「底力実践Ⅰ（学科プログラム）」1 年生全学科必修科目、クォーター授業

A-1-③「多職種連携の基礎」2 年生全学科必修科目、セメスター授業

A-1-④「事例で学ぶ多職種連携」3 年生全学科選択科目、集中授業

A-1-⑤「実践で学ぶ多職種連携」4 年生全学科選択科目、集中授業

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

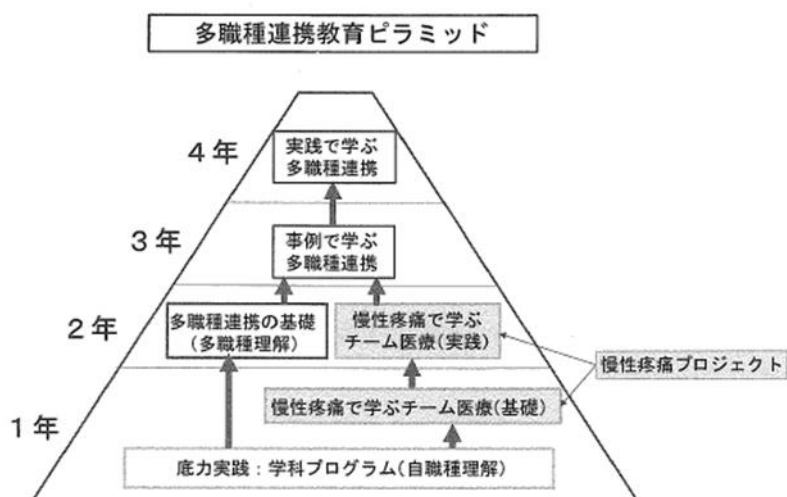
(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 本学の多職種連携教育の構成と配置

【事実の説明】

本学では多職種連携・チーム医療教育として 6 つの科目が開講されている。各科目は個別に企画されたものではなく、一定の関連性を持って配置されており段階的積み上げ教育となっている（図 1）。各科目の概要と目標は以下のとおりである。

【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】



(図1)

A-1-②「底力実践Ⅰ（学科プログラム）」1年生全学科必修科目、クォーター授業

【事実の説明】

入学直後の4月から5月にかけて行う導入教育であるが、自分の入学した学科の専門性を認識自覚して将来の自分のキャリアを見通してもらう多職種連携教育の初期ステップと位置付けられている。医療人としての自覚とモラルをしっかりと身に付け職業人として生きていく自覚を持たせ、国家試験や資格を取り将来の就職に備える心構えを作る。また、大学での日々の学習に取り組む意義を感じ取る機会としている。各学科が独自のプログラムを組んで行われており、関連医療機関の見学に始まりOB/OGや先輩達の講演、それらの方を交えた討論会、ディスカッション、発表会等が企画されている。

目標

- ① 医療機関・福祉施設等を訪問し、自職種や他職種の業務を見学して自職種の重要性について知る。
- ② 医療福祉専門職者の講演を聞き職業人として自立していく覚悟と自覚を持ち自職種の使命と守備範囲を理解する。
- ③ 上級生や卒業生の講話と交流を通して自らの将来像を描きキャリアを考える。
- ④ 入学直後の初心（志）を確認し、資格試験に向けての覚悟や学修意欲を高める。
- ⑤ 医療現場での一般的なマナーや態度を理解し、臨床実習や学外実習における振る舞いを身に付ける。
- ⑥ 学んだことや自分自身が体験・経験した内容を具体的に記述、発表することができる。

【資料 A-1-3】

A-1-③「多職種連携の基礎」 2年生全学科必修科目、セメスター授業

【事実の説明】

多職種連携はチーム医療を内包し、医療に従事する複数の職種が各専門分野における高度な知識や技術を用いて自らの専門性を発揮すると共に、各職種間の意見交換や協働により患者中心の良質な医療を提供するものである。近年、医療技術の高度化・複雑化によって単一の専門職種のみでは安全に医療を提供することが困難になったことも、多職種連携

が必要とされるようになった理由の一つと考えられる。多職種連携の際に必要なことは、チームを組む多職種に対する深い理解である。自職種に加え他職種をよく理解して初めて相互の協働作業であるチーム医療を円滑に進めることができる。この科目では、医療に関連する多くの職種について、それぞれの職種がどのような業務や責任を担い、どのような役割でチーム医療にかかわっているかを学ぶ。各分野の臨床経験が豊富な教員が、それぞれの職種の授業を担当している。この科目は、1年生の「医療人底力実践（学科別プログラム）」（自職種理解）の上に位置し、更に3年生開講の「事例で学ぶ多職種連携」、4年生開講の「実践で学ぶ多職種連携」で発展させる一連のチーム医療教育の基礎部分をなす。また、「慢性疼痛で学ぶチーム医療(基礎)」や「慢性疼痛で学ぶチーム医療(実践)」に関連する科目でもある。

目標

- ① 自職種を他職種と区別できる能力を養う。
- ② 各分野の業務内容について説明できる。
- ③ 各職種がチーム医療のなかでどのような役割を担うか把握する。
- ④ 自職種と他職種の関係を理解しチーム医療の中で協働する必要性や意義について説明できる。

【資料 A-1-4】

A-1-④「事例で学ぶ多職種連携」 3年生全学科選択科目、集中授業

【事実の説明】

模擬事例課題（入院中の患者）が設定され、異なる学科専攻の学生がチームをつくり、チームにおいて治療方針やケア方針を検討する授業である。医療人底力教育科目群の「医療人底力実践Ⅰ（学科プログラム）」や「多職種連携の基礎」、及び各学科関連科目や実習などで学んで得た知識と技術をフル活用し、解決策をまとめて提案し発表する。また、模擬患者を含めたカンファレンス（検討会議）を行い、そのチームで策定したケアプランを模擬患者に説明し理解を求めるなど、実際の医療機関等で行われる医療の実践を机上で再現し、チーム医療の実際を経験する。こうした演習（ワーク）を通して、自職種の役割を理解し各自の専門性を高め、他職種の理解を通して視界を深める。そして多職種連携（チーム医療）の意義や必要性、そのための技術を習得すると共に、多職種が連携して課題に取り組む姿勢を学ぶ。

目標

- ① 模擬事例課題に対する解決策の議論と検討の中で自職種の専門性（役割や守備範囲）について理解を深める。
- ② 模擬事例課題の中の問題の所在を整理し、多職種連携による問題解決の過程と技術を理解し身に付ける。
- ③ チームでの議論と検討で多職種連携の必要性和重要性を理解し、多職種連携に必要な基本的技術を習得する。

【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

事例で学ぶ多職種連携（令和4(2022)年3月遠隔実施）



A-1-⑤「実践で学ぶ多職種連携」4年生全学科選択科目、集中授業

【事実の説明】

この科目は、「事例で学ぶ多職種連携」、「慢性疼痛で学ぶ多職種連携（基礎・実践）」など多職種連携教育(チーム医療教育)の積み上げ教育の最終段階の総仕上げとして位置づけられている。特に3年生科目の「事例で学ぶ多職種連携」を医療・福祉の現場における臨地実習へと展開し更に深化させる科目である。多職種連携・チーム医療教育の異なる職種（異なる学科）の学生が4～5人のチームを組み、病院や老人施設、地域包括ケアセンターなど実際の医療・福祉の現場に赴き、現場医療スタッフの指導を受けながら受け持ちの患者のケアに関する検討やカンファレンスに参加するなど、現場での実践を通してチーム医療・多職種連携の実際を学ぶ。実習が終了したのちに全体の報告会を医療機関の実習担当者、全チーム参加の元で実施し、それぞれの実習内容や学びの共有を行うと共に実習先スタッフの講評をいただいている。現場での実習を通して各自の専門性を高め、多職種連携の視点を獲得しながら情報を共有し協力して課題に取り組む過程を学ぶ。多職種連携（チーム医療）の意識や必要性、連携の方法等の技術を修得する。

目標

- ① 多職種連携にかかる業務の見学や事例検討を通じて自職種の専門性について理解を深める。
- ② 実際の臨床現場における事例の問題・課題を多職種で共有し解決していく過程を理解する。
- ③ 多職種連携の必要性和重要性、意義を実際の臨床現場を通して学ぶ。
- ④ 他職種の業務を見学し、自職種以外の専門性に関する知識と理解を深める。

【資料 A-1-7】

【資料 A-1-1】 大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞多職種連携教育）

【資料 A-1-2】 学生要覧 2022（51～88 ページ（カリキュラム表））

【資料 A-1-3】 教科書「医療人の底力実践」

【資料 A-1-4】 シラバス（多職種連携の基礎）

【資料 A-1-5】シラバス（事例で学ぶ多職種連携）

【資料 A-1-6】2021 年度多職種連携教育委員会議事録

【資料 A-1-7】シラバス（実践で学ぶ多職種連携）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26(2014) 年から開始した医療人底力教育は今年度で 9 年目を迎える。この間、開講年次の変更（「多職種連携の基礎」の開講年次を 1 年次科目から 2 年次科目へ）、必修科目と選択科目の再検討（医療人の基礎知識に関する 6 科目）、テキスト改訂、4 年次の実践で学ぶ多職種連携における実習病院の拡充（8 医療施設から 19 医療施設へ拡充）を行なった。表 1 に示すように選択科目である「事例で学ぶ多職種連携」及び「実践で学ぶ多職種連携」の受講者数もわずかではあるが増加傾向にある。昨年度、一昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で対面授業からハイブリッド授業や遠隔授業への変更、臨床実習の中止を余儀なくされた。

一方で、遠隔授業の経験を生かし、模擬患者参加でのカンファレンスを含めた全面遠隔授業の実施（令和 3(2021) 年度「事例で学ぶ多職種連携」）や本学では初めての試みであったオンデマンド授業（令和 2(2020) 年度からの「多職種連携の基礎」）の実施など、多様な授業形態を取り入れた授業を実施できたことは改善点としてあげることができる。今後は、特に実習基盤が確立した 4 年生の「実践で学ぶ多職種連携」について、受講者を増大するための方策（例えば受講修了証の授与など）に関して検討を行うとともに、さらなる多職種連携・チーム医療教育の質向上を図りたいと考えている。

表 1 多職種連携教育関連科目受講者数の変化

授業年度	多職種連携の基礎（必修）	事例で学ぶ多職種連携（選択）	実践で学ぶ多職種連携（選択）
2014年度	626	—	—
2015年度	604	—	—
2016年度	547	55	—
2017年度	219 *	65	25
2018年度	233 *	38	28
2019年度	222 *	45	25
2020年度	開講学年変更のため受講者なし	60	12 **
2021年度	632	76	14 **

(人)

* 受講対象者変更

** 新型コロナウイルス感染拡大による実習中止

— 未開講

【基準 A の自己評価】

本学における多職種連携・チーム医療教育の概要について述べた。本学は医療の担い手・医療従事者・医療人の養成校である。社会や国民の求める医療人になるための専門教育以外の領域、すなわち弱者の立場に立った思いやりや社会的責任感・倫理観を持った職業人となるための資質、課題探求・問題解決能力の涵養のための教育が医療人底力教育であり、その一端を上記で述べた 6 科目が担っているといえる。これらの教育に際しては、本学教員によって執筆されたオリジナルテキスト「医療人の基礎知識」、「医療人の底力実践」（いずれも三重大学出版会）を用いた授業が行われていることも大きな特徴といえる。

以上により、本学の多職種連携・チーム医療教育は、十分な教育効果を上げていると評価している。

基準 B. 国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育

B-1. 国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育

B-1-① 当該教育の概要 慢性疼痛を多職種連携で学ぶ重要性和文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」

B-1-② 多職種連携、チーム医療の知識を深めるための講義

B-1-③ 多職種連携、チーム医療を実践するためのワークショップ

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 当該教育の概要 慢性疼痛を多職種連携で学ぶ重要性和文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」

【事実の説明】

文部科学省の「課題解決型高度医療人材養成プログラム」は、国民の社会的ニーズに応える国の施策で、平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度の 5 年間の課題は、「慢性の痛みに関する領域」であった。これは、慢性の痛みに対応できる医療者の養成を促進するための施策で、本課題の取り組みを広く社会に還元することが求められている。慢性の痛みへの対処は、身体的・心理的・社会的側面から同時進行で総合的に行うのが最近の潮流であり、多職種によるチームアプローチが求められている。9 つの医療系職種の養成を担う本大学と、医学科、看護学科を有する近隣の国立大学法人三重大学は、合同して本課題に応募・採択された。両大学の多職種の教員と教務課で構成された運営委員会を設置し、定期的に意見交換する機会を確保し、共通の正規の教育課程を新設した。委員会は、1～2 か月に 1 回ペースで、通算 50 回開催され（令和 4(2022)年 3 月現在）今後も定期開催される予定である。

初年度の委員会設置後、両大学の講義室をつなぐ遠隔会議システムを導入した。本プログラムでは、1 年生時に痛みに関しての系統講義「痛みの科学/チーム医療Ⅰ（のちに「慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎）」と改称）（15 回（1 単位）を修得したのち、翌年にワークショップ形式の集中授業「チーム医療Ⅱ」（のちに「慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践）」と改称）（1 単位）を受講する（図 1）。ペアで両単位を取得した学生には、両大学の学長名で「地域総活躍社会のための慢性疼痛医療者育成コース」修了証（図 2）が授与される。現在までに履修した学生数を表 1 に、本大学のコース修了者数を表 2 に示す。

【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

図1 講義とワークショップ(各1単位)

1年生	2年生
座学	ワークショップ
痛みの科学/ 慢性疼痛で学ぶチーム医療	慢性疼痛医療者教育プログラム ワークショップ
医・看護・薬学・リハビリテーション 鍼灸・栄養・心理・社会	チームで働くとは体験 漢方・鍼灸体験 心理体験 リハビリ体験 模擬患者家族とのロールプレイ
聴く 知る	体験する

図2 二大学共通の修了証



表1 二大学における授業履修者数

科目名	チーム医療Ⅰ [1年生後期 必修・講義]		チーム医療Ⅱ [2年生前期 選択・WS]	
	本学	三重大学	本学	三重大学
開講年度				
平成29(2017)年度	386	65	21	28
平成30(2018)年度	403	45	27	18
令和元(2019)年度	443	88	26	26
科目名(変更後)	慢性疼痛で学ぶチーム医療 (基礎) [選択・講義]		慢性疼痛で学ぶチーム医療 (実践) [選択・WS]	
令和2(2020)年度	271	49	43	17
令和3(2021)年度	260	152	99	34
計	1503	247	117	89

表2 鈴鹿医療科学大学におけるコース修了者数

年度	修了者数
平成30(2018)年度	21
令和元(2019)年度	19
令和2(2020)年度	33
令和3(2021)年度	65
合計	138

B-1-② 多職種連携、チーム医療の知識を深めるための講義

【事実の説明】

「痛みの科学／慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎）」という授業テーマは、医療職を目指す多職種の学生に対して、多職種の教員が分担し、同じ時間に同じ教室で慢性疼痛に関するテーマの講義を行うというコンセプトで行っている。平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までの3年間は、本大学の二つの講義室と三重大学講義室とを遠隔会議システムでつなぎ、実際に講義が行われている講義室から別の講義室に画像と音声をライブ送信した。両大学の学生は、自身が所属している大学講義室で受講した。図4は、本学教員（スクリーン右上）の講義と講義室（スクリーン左下）を三重大学の講義室に設置されているスクリーンで実際に受信している風景である。新型コロナウイルス感染拡大後の令和2(2020)年度以降は、「遠隔授業システム」を用いて学生個人のパソコン、スマートフォンなどを介して授業を行った。

【資料 B-1-5】

図3 各回の授業内容

系統講義の題目（順不同）		
題目はすべて「痛み」で始まり、各職種の学科で担当		
痛みの仕組み	三重	医師
痛みを自分で抑える（内因性鎮痛物質）	三重	医師
痛みのメモリー	三重	医師
痛みの診断と治療	三重	医師
痛みとともに生活する人への看護支援 1	三重	看護師
痛みとともに生活する人への看護支援 2	鈴鹿	看護師
痛みの整形外科的アプローチ（腰・肩・膝）	三重	医師
痛みの心理的側面	鈴鹿	臨床心理士
痛みに対するリハビリテーション（運動・ストレッチ・体操）	鈴鹿	理学療法士
痛みと栄養	鈴鹿	医療栄養学科
痛みを抑える薬	鈴鹿	薬剤師
痛みと鍼灸	鈴鹿	鍼灸師
痛みと交感神経	鈴鹿	医師
痛みとゲノム	三重	医師
痛みの脳内ネットワーク	三重	医師

図4 遠隔授業の風景



B-1-③ 多職種連携、チーム医療を実践するためのワークショップ

【事実の説明】

慢性疼痛医療者教育プログラムワークショップは、1年生で痛みのしくみや対策を知識・技能として学んだ学生に対して、チーム医療に必要とされる思考力・判断力・表現力・コミュニケーション力を養うことを目的に行われている。双方向のコミュニケーションを学生同士、模擬患者と学生間で体験し、慢性の痛みを持つ患者・家族に対して、チームで協力して働く力を育てることを目指している（図5）。両大学の学生が参加可能になるように、本学白子キャンパスにおいて、夏休み期間中の8月中旬の3日間連続で、朝9時から午後4時ごろまでの日程で開催している。

ワークショップ1日目は、自分の専攻以外を知るというテーマで、多職種アプローチの意義に、自ら気づくことを目的としている（図6）。また、体を動かして楽しく鍼灸、漢方薬、薬膳など東洋医学系のアプローチを体験し、ロコモ検査や腰痛体操、マインドフルネスを体験し、日常生活のなかでの痛みに対するセルフコントロールを体験する。この日は、鍼灸師、理学療法士、臨床心理士、漢方専門医等の多職種が直接学生と接するので、学生は慢性の痛みへのアプローチに多職種が関与していることを実感することになる（図7）。

図5 慢性疼痛医療者教育ワークショップ概要

ワークショップ型集中授業
 痛みのチーム医療・集中コース（選択科目 1単位）
 8月中旬の3日間 9:00～4:00
 平成28-令1 対面 鈴鹿医療科学大学白子キャンパス
 令2 ZOOM

1日目：痛みに対する生活者としてのアプローチ
2日目：チーム医療の基礎となる“チーム”体験
3日目：多職種医療チームのシミュレーション体験

図6 ワークショップ第1日 概要

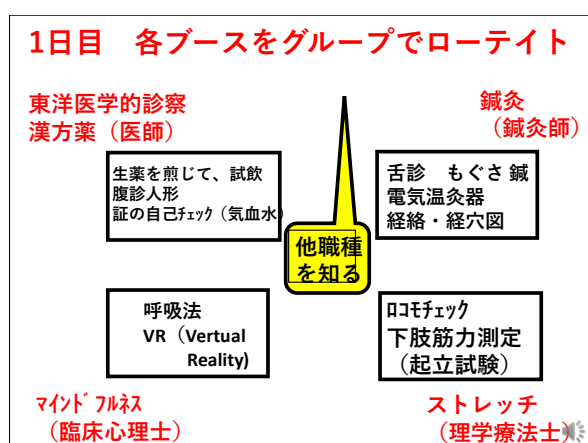


図7 左上から慢性疼痛講義後のディスカッション風景、鍼灸師による鍼灸体験、鍼灸師・スポーツトレーナーによるロコモ検査、本学教員(理学療法士)による腰痛体操



2 日目は、「チームで働く」をテーマに、チームとは何かを考え、チームで協力して働くには、具体的に何が必要で、どのようにすればよいかについて、課題解決のチーム体験を通じて気づくことを目的としている。2 日目前半は、企業や官庁での新入社員・職員研修を担当している外部講師を招聘し、正解のない問題に答えるアイデアを生むためのチームで働く人材育成に必要なことを体験する。1 日目と同様に、教員に教えられるというより

学生自らの気づきを目標としている。

課題解決のチーム体験後、2 日目の最後に、医師と看護師が患者と家族に扮した模擬患者に対して、どのような情報がなぜ必要なのかをチーム内でのコミュニケーションで話し合う（図 8）。患者のプロフィールのシートから、何を聴くかを話し合ったのち、グループ代表が患者とのコミュニケーションの中で、情報収集を行う。模擬患者との双方向のコミュニケーションのなかで、患者からの情報収集を体験する。グループ全体に対する進行・時間調整・課題提示を行うファシリテーターに加えて、各グループに付くサブファシリテーターを配置した。サブファシリテーターは、全職種が担当し、模擬患者は医師、患者家族は看護師が務めた。準備として、模擬患者の病状や経過のストーリーの大筋は、まず医師が書き、その後、多職種の教員の観点を加えて、毎年ブラッシュアップしている。

3 日目は、前日の模擬患者・家族の経過のシートが渡され、それをもとに問題点の抽出

図8 ワークショップ第2日後半 概要

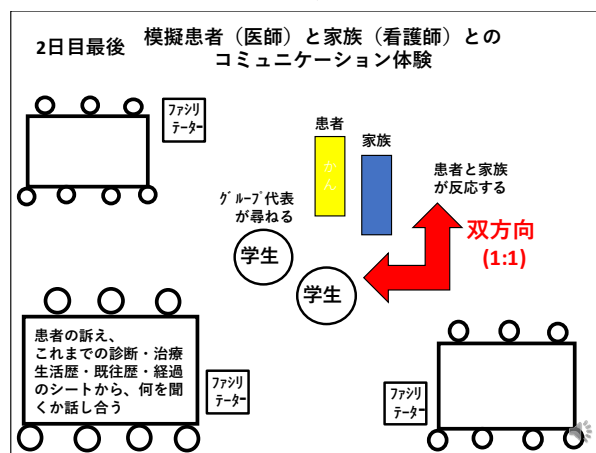


図 9 上段模擬患者とのロールプレイ、下段左から多職種のサブファシリテーター、学生が記した板書



や方策を立て、患者と家族に提案する体験を行う（図 10）。①まず、多職種学生チーム内で多方向のコミュニケーションで提案内容を決め、②次に各グループ代表学生が患者との双方向のコミュニケーションで提案する。患者の反応は、あらかじめ決められたものではなく、学生にとって想定外であったりし、実際の慢性の痛みを抱える人の特徴に溢れるものとなる。この過程を通じ、患者との双方向コミュニケーション及び、多職種学生チーム内での多方向コミュニケーションで、協力して働く体験をし、よいコミュニケーションの重要性や方法について気づくことを目的とする。

3 日間のワークショップは、最初の試行（平成 29(2017)年度 8 月）を含めて、対面で 3 回、「遠隔授業システム」で 2 回（令和 2(2020)、3(2021)年度）の計 5 回開催した。

【資料 B-1-5】

図10 ワークショップ第3日 概要

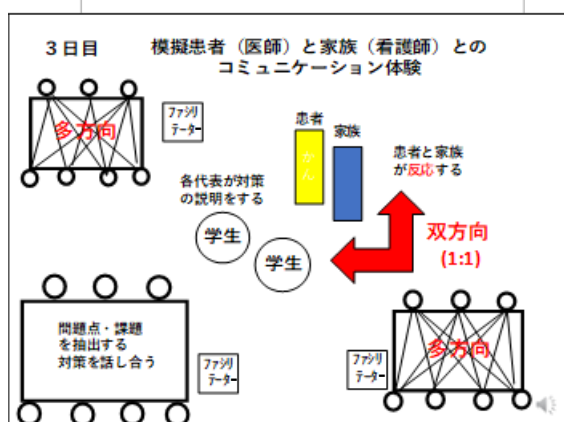
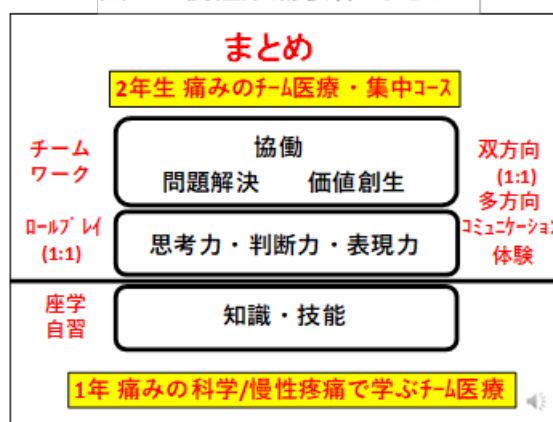


図11 慢性疼痛教育 まとめ



【資料 B-1-1】 2021 年度慢性疼痛教育委員会議事録

【資料 B-1-2】 慢性疼痛チーム医療者育成プログラム打合せ会議議事概要（令和 3 年度）

【資料 B-1-3】 大学ホームページ（ホーム＞慢性疼痛チーム医療者育成プログラム）

【資料 B-1-4】 シラバス（慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎））

【資料 B-1-5】 シラバス（慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践））

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本プログラムは、医療多職種教員の協働の上に成功したものと考えている。毎年その日のプログラムが終了した時点で学生アンケートを計 3 回行い、学生の満足度と学修到達度を評価し、翌年の内容に生かしている。年度によっては、8 月の正規ワークショップの前の 6 月か 7 月に、模擬患者と家族に関するワークについて、上級生の有志学生を対象に、予行演習を行い、本番に備えた。有志の学生というのは、学生サポーターを中心とした学生諸君である。学生サポーターとは、本プログラムを修了した両大学の学生で、「慢性疼痛学生サポーターの会」を作り、自らの本ワークショップへの参加経験から慢性の痛みやチーム医療について、自分たちで学ぶという姿勢で、勉強会を開催するようになり、ワークショップ当日のお手伝いもしてくれるようになった。このような両大学の学生サポーターの活動が今後もネットワークを維持し、将来、地域医療ネットワークを構築する土台になることを目標としている。

【基準 B の自己評価】

1 年生の「痛みの科学/慢性疼痛で学ぶチーム医療 基礎」では、座学・自習で知識と技能を仕入れ、2 年生の痛みのチーム医療・集中コース「慢性疼痛医療者教育プログラムワークショップ」では、チーム体験・ロールプレイにより、双方向及び多方向コミュニケーションで協働し、問題解決にあたる体験をした(図 11)。多くの学生にとって、これまでにない体験授業となった。

以上により、医学部を持つ他大学と共同で行うこのプログラムは、本学の学生にとってチーム医療に必要とされる思考力・判断力・表現力・コミュニケーション力を養うという目的を十分に達成しうる教育効果を上げていると評価している。

V. 特記事項

1. 附属機関における臨地実習

本学には、関連施設として、特別養護老人ホーム桜の森白子ホーム、鈴鹿医療科学大学附属こころのクリニック、鈴鹿医療科学大学附属こころの相談センター、鈴鹿医療科学大学附属鍼灸治療センター、鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院がある。令和 3(2021)年度には、全国初となる大学附属の完全独立型緩和ケア病院である鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院において、緩和ケアに関わる栄養、理学療法、作業療法、福祉、鍼灸、薬学、看護、心理などの専門家教員による最前線のチーム医療を学生が現場で学ぶ機会を設けている。その中でも、緩和ケア教育の特色として、3 年次後期にこの附属病院で緩和ケア実習を行うということである。大学と病院が連携することで、より質の高い緩和ケアを学ぶ環境を整えることができる。また、緩和ケアでは多職種協働連携は欠くことのできないものであるが、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士、公認心理師などを目指す本学複数学科の学生が実習をともにすることもある。そこでは、緩和ケアにおける多職種協働連携を模擬実践することになり、緩和ケアに対する学びは、より広がり深めることができる。

2. 鈴鹿医療科学大学 ボランティアセンター

ボランティアセンターは将来医療・福祉の専門家になる学生たちが利他の精神を持ち、地域活動に積極的に参加し、社会に役立つ大人として成長するための活動を手助けする機関である。当機関では地域から寄せられたボランティア情報を取りまとめ、発信することにより学生たちがボランティアに関心を持ち、参加する意識を高めている。ボランティア情報についてはボランティア委員（各学科教員）が商業目的のボランティアか否かの確認を行った後、発信している。

ボランティア参加希望者の集約は一年を通じておこない、令和 3(2021)年度は 1 年生、2 年生を中心に 1,600 名以上の学生たちが登録を行った。平時には 600 名以上の学生たちが各種ボランティア活動に参加し、学生達が自ら考え積極的に活動し、有意義な時間を過ごした旨の報告を受けている。ボランティア活動は学生が中心であるが、時には教職員と共に活動を行っている。令和 2(2020)年度より 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら活動を縮小せざるを得ない状況であった。しかし、令和 3(2021)年度は感染症対策を万全に行い、屋外のボランティア活動を以下のように行った。

1. 白子駅～鈴鹿医療科学大学白子キャンパス間の自転車通行車道での「自転車通行可」表示シールを道路に設置した。
2. 「桜の森病院」におけるクリスマス会に参加し、ハンドベル演奏、患者との会話等を通して貴重な時間を共有した。
3. 白子キャンパスにおける「イルミネーション点灯式」行事を学生ボランティアが中心に行った。ポスター作成、当日の司会・進行、募金集め（三重県のコロナ活動基金のための）、当日参加される地域の方々、桜の森白子ホーム施設の方々、子供たちの誘導とお世話をした。

現在は令和 3 年度の活動に加え、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施できるボランティア活動を検討している。今後も学生を中心にして教職員と共に積極的にボランティア活動、地域貢献活動を行っていく予定である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条、第 1 条の 2 に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	寄附行為第 4 条、学則第 2 条、第 2 条の 2 に定め、遵守している。	1-2
第 87 条	○	学則第 7 条に定め、遵守している。	3-1
第 88 条	○	学則第 9 条及び大学院学則第 41 条、第 42 条の 2、「再入学に関する規程」、「転学部等に関する規程」で修業年限等を定め、遵守している。	3-1
第 89 条	—	学部では早期卒業の特例を認めていないため、該当なし。 大学院では、大学院学則第 41 条、第 42 条で定め、遵守している。	3-1
第 90 条	○	学則第 10 条に定め、遵守している。	2-1
第 92 条	○	学則第 51 条、「管理職制に関する規程」、「教員選考規程」、「事務組織規程」に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 52 条及び大学院学則第 9 条、「教授会規程」、「大学院研究科委員会規程」で定め、開催し、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 36 条及び大学院学則第 41 条、第 42 条、第 42 条の 2、「大学院学位規程」で学位授与について定め、遵守している。	3-1
第 105 条	—	本学では特別の課程を置いていないため、該当なし。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 に定め、ホームページ等で公表している。	6-2
第 113 条	○	ホームページ等で情報公開を行っている。	3-2
第 114 条	○	学則第 51 条及び「事務組織規程」に定め、遵守している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条に定め、遵守している。	2-1
第 132 条	○	学則第 15 条に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	一 修業年限、学年、学期及び休業日については、学則第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条に定め、遵守している。 二 部科及び課程の組織については、学則第 2 条に定め、遵守している。 三 教育課程及び授業日時数については、学則第 4 条、第 7 章に定め、遵守している。 四 学習の評価及び課程修了の認定については、学則第 9 章に定	3-1 3-2

鈴鹿医療科学大学

		め、遵守している。 五 収容定員及び職員組織については、学則第2条、第13章に定め、遵守している。 六 入学、退学、転学、休学及び卒業については、学則第6章、第8章に定め、遵守している。 七 授業料、入学料その他の費用徴収については、学則第12章及び「学費等納入規程」に定め、遵守している。 八 賞罰については、学則第10章に定め、遵守している。 九 寄宿舍については、学則第16章及び「学生寮規程」に定め、遵守している。	
第24条	—	指導要録法令対象外。該当なし。	3-2
第26条 第5項	○	学則第38条及び「学生懲戒規程」に定め、遵守している。	4-1
第28条	○	学校に関係のある法令や学則については、各種規程で定めている。 その他表簿は、人事・厚生課、教務課、健康管理センター、入学課、経理課、管財課等、各担当部署で管理を行っており、適切に保管している。	3-2
第143条	○	学則第52条及び「教授会規程」に定め、遵守している。	4-1
第146条	○	学則第26条の2項に定めている。	3-1
第147条	—	早期卒業制度を取り入れていないため、該当なし。	3-1
第148条	—	特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していないため、該当なし。	3-1
第149条	—	早期卒業制度を取り入れていないため、該当なし。	3-1
第150条	○	学則第10条に定め、遵守している。	2-1
第151条	—	飛び入学制度はないため、該当なし。	2-1
第152条	—	飛び入学制度はないため、該当なし。	2-1
第153条	—	飛び入学制度はないため、該当なし。	2-1
第154条	—	飛び入学制度はないため、該当なし。	2-1
第161条	○	学則第15条に定め、遵守している。	2-1
第162条	—	外国教育課程在学者の転学を受け入れていないため、該当なし。	2-1
第163条	○	学則第4条で学年の始期及び終期を定め、遵守している。	3-2
第163条の2	○	必要に応じて証明書発行を行っている。	3-1
第164条	—	特別の課程を置いていないため、該当なし。	3-1
第165条の2	○	大学全体、学科・専攻、大学院の課程毎にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	学則第1条の2及び、「自己点検・評価委員会規程」に定め、遵守	6-2

鈴鹿医療科学大学

		している。	
第 172 条の 2	○	ホームページ等で情報公開を行っている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 36 条に定め、遵守している。	3-1
第 178 条	○	学則第 15 条に定め、遵守している。	2-1
第 186 条	○	学則第 15 条に定め、遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と認識し、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則第 2 条の 2 に学科別に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程を定め、公正且つ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会を教員・職員で組織し運営している。また、ガバナンス・コードで教職協働を明記している。	2-2
第 3 条	○	学則第 2 条に定め、大学設置基準に則り適正に組織されている。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に定め、遵守している。	1-2
第 5 条	—	課程を設置していないため、該当なし。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織を設置していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は、教育研究上の目的を達成するため、大学設置基準が求める組織的な連携体制、特定の範囲に偏らない年齢構成等の要件を満たすよう、適切に教員を配置している。また、教員組織については、ホームページ上で公表している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要科目を専任の教授または准教授、主要科目以外を専任の教授、准教授、講師または助教が担当し、遵守している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	教育課程編成を検討する事項の場合は、すべての実務家教員（年間 6 単位以上の授業科目を担当する非常勤講師及び他学科の教員含む）が参画することを鈴鹿医療科学大学学科会議規程に定め、遵守している。	3-2
第 11 条	○	専任教員をリメディアル教育担当として配置している。	3-2 4-2

鈴鹿医療科学大学

第 12 条	○	就業規則第 2 条で専任と定め、また、第 5 条で理事長が職務の執行に支障がないと認めた場合は許可しており、遵守している。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は大学設置基準の要件を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	大学設置基準に定める人格が高潔で、学識が優れ、且つ、大学運営に関し識見を有すると認められる者を学長選考規程により選任している。	4-1
第 14 条	○	教員選考規程第 4 条に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考規程第 5 条に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条	○	大学設置基準に定める講師の資格に則り、適切に運用している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員選考規程第 6 条の 2 に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員選考規程第 8 条に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 2 条 3 に定め、学生募集要項等に明記している。	2-1
第 19 条	○	大学、学科、専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って学則別表 I に授業科目を設定し、ホームページに掲載し、遵守している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成について学則第 17 条、第 18 条に定め遵守している。	3-2
第 21 条	○	各授業科目の単位数について、学則別表 I で定め遵守している。	3-1
第 22 条	○	一年間の授業日数について学則第 21 条で定め遵守している。	3-2
第 23 条	○	単位の計算方法について、学則第 20 条に定め、「履修要項」に記載している。「学年暦」を作成し、前後期 15 週を確保している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適正な学生数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 20 条の 2 で定め、遵守している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法について、学則第 7 章で定め、1 年間の授業計画及び成績評価については、シラバスの各授業科目に明示し、シラバスについてはポータルサイト及びホームページで公開し遵守している。	3-1
第 25 条の 3	○	「FD 推進委員会規程」で定め、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を実施し遵守している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	本学では昼夜開講制を設けていないため、該当なし。	3-2
第 27 条	○	単位認定について、学則第 22 条及び「履修要項」に記載し遵守し	3-1

鈴鹿医療科学大学

		ている。	
第 27 条の 2	○	履修単位数の上限について、「履修要項」に定め遵守している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	○	他大学、専門職大学または短期大学において履修した授業科目について、学則第 26 条で定め遵守している。	3-1
第 29 条	○	学則第 25 条に定め遵守している。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の認定について、学則第 26 条で定め遵守している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修は認めていないため、該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 41 条、「科目等履修生に関する内規」で定め遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件について、学則第 27 条、第 35 条で定め遵守している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制を取り入れていないため、該当なし。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境、適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ、設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館には閲覧室、レファレンスルーム、整理室、書庫等を備えている。	2-5
第 39 条	○	薬学部を設ける大学に必要な施設として薬草園を有している。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を確保している。	2-5
第 40 条	○	機器・器具・標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	千代崎・白子両キャンパスに必要な施設・設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	中期計画の重点分野の 1 つに「財務基盤の充実」を掲げ、経営体制の充実・強化、財政基盤の充実、補助金等の外部資金の獲得を基本方針とし、諸施策を実行し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	建学の精神のもと医療・福祉の総合大学として、大学、学部及び学科の名称はふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 51 条、「事務組織規程」に定め、遵守している。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務局各課の使命に定め、大学事務局学生課及び白子学生・就職課が適切に行っている。また、厚生補導のための組織として学生相談室、健康管理センターを設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	事務局各課の使命に定め、就職キャリア支援課及び白子学生・就職課が適切に行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	中期計画の重点分野の一つに「教職員の育成と人材の確保」を掲げ、FD/SD 研修会、SD 研修会の定期的な開催や各種外部研修会の	4-3

鈴鹿医療科学大学

		参加により、事務職員全体の専門的知識や業務遂行能力の向上を図っている。	
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連係課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 57 条	—	外国に学部等を設置していないため、該当なし。	1-2
第 58 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学ではないため、該当なし。	2-5
第 60 条	○	完成年度を迎えていない学部等は、本条文を遵守している。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位授与の要件について、学則第 9 章、大学院学則第 10 章で定め遵守している。	3-1
第 10 条	○	学則第 36 条、大学院学則第 5 条で、学位授与における適切な専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 13 条	○	学則第 9 章、大学院学則第 10 章で定めており、改定があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	ガバナンス・コード第 1 章 1-2(3)私立大学の社会的責任等に明記し、学校法人の責務を果たすよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法に基づき、理事、監事、評議員、職員等に特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条第 2 項に定め、遵守している。	5-1

鈴鹿医療科学大学

第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	私立学校法に基づき、学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条、第 10 条に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1(1)理事会の役割の⑥、2-2(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化の⑤、2-3(1)監事の責務（役割・職務範囲）についての①に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1(1)理事会の役割の⑥、2-2(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化の⑤、2-3(1)監事の責務（役割・職務範囲）についての①に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	ガバナンス・コード第 2 章 2-1(1)理事会の役割の⑦に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 48 条、第 49 条並びにガバナンス・コード第 2 章 2-1(1)理事会の役割の⑥、2-2(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化の⑤、2-3(1)監事の責務（役割・職務範囲）についての①に明記し、遵守している。 また、役員賠償責任保険契約については、令和 4 年 3 月 30 日理事会にて決議されており、適正に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 44 条に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条に定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条、「役員の報酬等に関する規程」に定め公表し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 40 条に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条及び第 17 条に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 16 条に定め、遵守している。（修士課程）	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 17 条に定め、遵守している。（博士後期課程）	2-1
第 157 条	—	飛び級入学制度はないため、該当なし。	2-1
第 158 条	—	飛び級入学制度はないため、該当なし。	2-1
第 159 条	—	飛び級入学制度はないため、該当なし。	2-1
第 160 条	—	飛び級入学制度はないため、該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 1 条、第 2 条に定め、大学院設置基準を最低基準と認識し、その水準と向上に努め、遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 4 条、第 4 条 2 及び第 4 条 3 に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 7 章及び「大学院入学者選抜規程」、「大学院再入学に関する規程」を定め、公正且つ妥当な方法により、適切な体制を整えて選抜している。	2-1
第 1 条の 4	○	各種委員会を教員・職員で組織し運営している。また、ガバナンス・コードで教職協働を明記している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に定め、遵守している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 4 条及び大学院学則 13 条に定め、遵守している。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 4 条 2 及び第 4 条 3、第 14 条及び第 14 条の 2 に定め、遵守している。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 5 条、第 5 条 3、第 6 条に定め、遵守している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に定め、遵守している。	1-2
第 7 条	○	研究科と学部との適切な連携があり、研究科の組織は目的にふさわしいものである。	1-2

鈴鹿医療科学大学

第 7 条の 2	—	二以上の大学が協力して教育研究を編成していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織は設置していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 6 条及び第 7 条に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院学則第 6 条及び第 7 条に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 5 条 3 に定め、遵守している。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 8 章に定め、遵守している。 研究科、課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って大学院学則別表 I に授業科目を設定し、ホームページに掲載している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 26 条、第 27 条に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 6 条に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 26 条の 2 に定め、遵守している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 25 条に定め、遵守している。 授業の方法について、大学院学則第 8 章で定め、1 年間の授業計画及び成績評価については、シラバスの各授業科目に明示し、シラバスについてはポータルサイト及びホームページで公開し遵守している。また、ホームページにて、学位審査基準を公表しており、適切な学位審査を行っている。	3-1
第 14 条の 3	○	各研究科に FD 推進委員会を設置し、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図っている。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 6 章、第 8 章、第 10 章、第 12 章に定め、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 41 条に定め、厳守している。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 42 条及び第 42 条の 2 に定め、厳守している。	3-1
第 19 条	○	研究科に必要な、講義室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科に必要な、機器、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科に必要な図書、データベースを備えている。	2-5
第 22 条	○	学部、研究所の施設及び設備を共用できる。	2-5

鈴鹿医療科学大学

第 22 条の 2	○	キャンパスごとに施設、設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上に必要な経費を確保している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称は、教育研究上の目的に相応しいものである。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う大学院を設置していないため、該当なし。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う大学院を設置していないため、該当なし。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う大学院を設置していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う大学院を設置していないため、該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う大学院を設置していないため、該当なし。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う大学院を設置していないため、該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を設置していないため、該当なし。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科の教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科の教育課程を設置していないため、該当なし。	4-2
第 42 条	○	大学院課及びその他適当な事務組織を有している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	「研究員規程」に定め、博士課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けている。	2-3
第 42 条の 3	○	ホームページにて、経済的負担の軽減のための措置等に関する情報を掲載し、周知している。	2-4
第 43 条	○	知識、能力、資質向上を目的に、大学院セミナーを定期的開催している。また、中期計画の重点分野の一つに「教職員の育成と人材の確保」を掲げ、FD/SD 研修会、SD 研修会の定期的な開催や各種外部研修会の参加により、事務職員全体の専門的知識や業務遂行能力の向上を図っている。	4-3
第 45 条	—	外国に研究科を設けていないため、該当なし。	1-2
第 46 条	—	完成年度を迎えていない研究科は無いため、該当なし。	2-5

			4-2
--	--	--	-----

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1

鈴鹿医療科学大学

			3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	学位授与の要件について、大学院学則第 41 条に定めている。	3-1
第 4 条	○	学位授与の要件について、大学院学則第 42 条及び第 42 条の 2 に定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院学位規程第 4 条に定めている。	3-1
第 12 条	○	大学院学位規程第 8 条 3 に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2

鈴鹿医療科学大学

第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内：CAMPUS GUIDE 2023 大学院案内：鈴鹿医療科学大学大学院 2023	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	鈴鹿医療科学大学学則、鈴鹿医療科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度学生募集要項	
	2022 年度総合型選抜学生募集要項	
	2022 年度編入・転入学者選抜試験要項 2022 年度大学院学生募集要項	

鈴鹿医療科学大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	学生要覧 2022、大学院学生要覧 2022	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 4(2022)年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 3(2021)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人鈴鹿医療科学大学規程一覧	
	鈴鹿医療科学大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人鈴鹿医療科学大学役員名簿	
	学校法人鈴鹿医療科学大学評議員名簿	
	令和 3 年度理事会出席状況	
	令和 3 年度評議員会出席状況	
	令和 3 年度理事会議事録（第 149 回～152 回） 令和 3 年度評議員会議事録（第 82 回～84 回）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類及び監査報告書（平成 29 年度～令和 3 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要項 学生要覧 2022 P47～117、大学院学生要覧 2022 P19～25	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大学全体としての 4 つのポリシー、学科・専攻 3 つのポリシー	
	学生要覧 2022 P14～44、 医療科学研究科、薬学研究科 3 つのポリシー	
	大学院学生要覧 2022 P13～16	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	鈴鹿医療科学大学学則第 1 条、第 2 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	鈴鹿医療科学大学大学院学則第 1 条、第 5 条 2 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞大学概要＞理事長挨拶）	
【資料 1-1-5】	鈴鹿医療科学大学組織図	
【資料 1-1-6】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2015	
【資料 1-1-7】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2021	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	鈴鹿医療科学大学学則第 1 章	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	鈴鹿医療科学大学大学院学則第 1 章	【資料 F-3】と同じ

鈴鹿医療科学大学

【資料 1-2-4】	鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード	
【資料 1-2-5】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2021	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-6】	中期計画と第 1-1 期の活動計画	
【資料 1-2-7】	第 148 回理事会議事録・第 81 回評議員会議事録（令和 3 年 3 月 30 日）（中期計画）	
【資料 1-2-8】	運営協議会議事録（令和 3 年 3 月 2 日）（基本方針 2021、中期計画）	
【資料 1-2-9】	2021 年第 1 回大学協議会議事録（基本方針 2021、中期計画）	
【資料 1-2-10】	大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-11】	大学院案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-12】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞大学概要＞建学の精神・教育の理念）	
【資料 1-2-13】	SUMS News No.118	
【資料 1-2-14】	学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-15】	大学院学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-16】	「建学の精神」、「教育の理念」、「教育目標」掲示写真	
【資料 1-2-17】	令和 4 年度入学式式次第	
【資料 1-2-18】	学修成果に係る自己評価調査及び調査結果	
【資料 1-2-19】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2015	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-20】	令和 4(2022)年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-21】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）	
【資料 1-2-22】	鈴鹿医療科学大学教育研究組織図	
【資料 1-2-23】	鈴鹿医療科学大学教授会規程	
【資料 1-2-24】	鈴鹿医療科学大学大学院研究科委員会規程	
【資料 1-2-25】	鈴鹿医療科学大学協議会規程	
【資料 1-2-26】	鈴鹿医療科学大学学科会議規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生要覧 2022・大学院学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-2】	2022 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2022 年度大学院学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）	
【資料 2-1-5】	2022 年度入試ガイド	
【資料 2-1-6】	大学ホームページ（ホーム＞入試情報＞入学までに身に付けてほしい教科・科目）	
【資料 2-1-7】	2022 年度総合型選抜学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	2022 年度編入・転入学者選抜試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	データ編【共通基礎データ様式 2】過去 5 年間の入学者、定員充足率の内訳	データ編【共通基礎データ様式 2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	鈴鹿医療科学大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	2021 年度基礎教養教育部会議事録	
【資料 2-2-3】	鈴鹿医療科学大学医療人底力教育センター規程	
【資料 2-2-4】	2021 年度医療人底力教育センター運営委員会議事録	
【資料 2-2-5】	2021 年度医療人底力実践 I・II・III 担当教職員一覧	
【資料 2-2-6】	教科書「医療人の底力実践」	

鈴鹿医療科学大学

【資料 2-2-7】	クラスリーダー会議議事録（2021 年度）	
【資料 2-2-8】	2021 年度多職種連携教育委員会議事録	
【資料 2-2-9】	2021 年度慢性疼痛教育委員会議事録	
【資料 2-2-10】	慢性疼痛チーム医療者育成プログラム打合せ会議議事概要（令和 3 年度）	
【資料 2-2-11】	2022 年度委員会・ワーキンググループ一覧	
【資料 2-2-12】	鈴鹿医療科学大学障がい学生修学支援規程	
【資料 2-2-13】	鈴鹿医療科学大学障がい学生支援委員会規程	
【資料 2-2-14】	第 1 回障がい学生支援委員会事項書（令和 4 年 5 月 18 日）	
【資料 2-2-15】	シラバス（オフィスアワー）例示	
【資料 2-2-16】	鈴鹿医療科学大学大学院ティーチング・アシスタントに関する内規	
【資料 2-2-17】	鈴鹿医療科学大学学則第 8 章	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-18】	学生要覧 2022（104 ページ（7）学修指導について（8）退学勧告について）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-19】	2021 年度 IR 推進室会議議事録	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	データ編【表 2-4】就職相談室等の状況	データ編【表 2-4】と同じ
【資料 2-3-2】	鈴鹿医療科学大学就職支援システム	
【資料 2-3-3】	就職活動ガイドブック	
【資料 2-3-4】	求人用パンフレット及び求人申込書	
【資料 2-3-5】	データ編【表 2-5】就職の状況（過去 3 年間）	データ編【表 2-5】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	2021 年度学生指導委員会議事録	
【資料 2-4-2】	通学指導（あいさつ運動）当番表（コロナ前）	
【資料 2-4-3】	見回り当番表（コロナ禍）	
【資料 2-4-4】	鈴鹿医療科学大学構内交通規制に関する内規	
【資料 2-4-5】	新入生へのメッセージ	
【資料 2-4-6】	成年年齢引き下げに伴う消費者教育講義資料	
【資料 2-4-7】	交通安全講習会	
【資料 2-4-8】	鈴鹿医療科学大学麻薬・危険ドラッグ防止委員会規程	
【資料 2-4-9】	学生教育研究災害傷害保険	
【資料 2-4-10】	スポーツ安全保険	
【資料 2-4-11】	健康診断・UPI	
【資料 2-4-12】	健康管理センター利用状況資料	
【資料 2-4-13】	学生相談室のご案内（パンフレット）	
【資料 2-4-14】	学生相談室利用状況資料	
【資料 2-4-15】	鈴鹿医療科学大学奨学制度規程	
【資料 2-4-16】	奨学制度状況を示す資料	
【資料 2-4-17】	新型コロナウイルス感染症の影響による鈴鹿医療科学大学独自の学生支援について（2021 年度）	
【資料 2-4-18】	鈴鹿医療科学大学課外活動共用施設使用規程	
【資料 2-4-19】	学生課外活動支援状況資料	
【資料 2-4-20】	鈴鹿医療科学大学ボランティアセンター規程	
【資料 2-4-21】	鈴鹿医療科学大学学友会規約	
【資料 2-4-22】	鈴鹿医療科学大学謝恩会規約	
【資料 2-4-23】	キャンパスマップ	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-4-24】	SUMS ポイント制度規程	

鈴鹿医療科学大学

2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	データ編【共通基礎データ様式 1】施設・設備等	データ編【共通基礎データ様式 1】と同じ
【資料 2-5-2】	2021 年度施設定期点検一覧表	
【資料 2-5-3】	施設整備改修工事一覧表	
【資料 2-5-4】	施設耐震資料	
【資料 2-5-5】	教育研究用機器備品管理台帳	
【資料 2-5-6】	図書館利用状況	
【資料 2-5-7】	図書館希望リクエスト資料	
【資料 2-5-8】	2021 年度教室配当表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	学生意識調査	
【資料 2-6-3】	2021 年度教育改革委員会・FD 推進委員会合同会議議事録	
【資料 2-6-4】	学生との意見交換会	
【資料 2-6-5】	学生総会アンケート	
【資料 2-6-6】	健康管理センター利用状況資料	【資料 2-4-12】と同じ
【資料 2-6-7】	UPI 調査	
【資料 2-6-8】	クラブ・サークル一覧	
【資料 2-6-9】	2021 年度教育支援の会「オンライン保護者懇談会」の開催案内	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞大学概要＞建学の精神・教育の理念＞教育目標）	
【資料 3-1-2】	学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	大学院学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）	
【資料 3-1-5】	鈴鹿医療科学大学学則第 2 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	鈴鹿医療科学大学大学院学則第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-7】	鈴鹿医療科学大学学則第 20 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	2022 年度春・前・夏期定期試験について	
【資料 3-1-9】	シラバス（成績評価基準）例示（評価方法参照）	
【資料 3-1-10】	鈴鹿医療科学大学学則第 25 条、第 26 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	鈴鹿医療科学大学大学院学則第 10 章	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	鈴鹿医療科学大学大学院学位規程	
【資料 3-1-13】	学位の論文審査および最終試験に関する内規	
【資料 3-1-14】	大学ホームページ（ホーム＞学部・大学院＞大学院＞医療科学研究科 医療科学専攻＞医療科学研究科 論文審査基準） 大学ホームページ（ホーム＞学部・大学院＞大学院＞薬学研究科 医療薬学専攻＞修了要件・学位授与までの過程＞鈴鹿医療科学大学大学院薬学研究科学位（博士）の論文審査および最終試験に関する内規）	
【資料 3-1-15】	大学院新入生ガイダンス資料	
【資料 3-1-16】	鈴鹿医療科学大学学則第 20 条、第 21 条、第 24 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-17】	シラバス（GPA 値活用条件）例示（注意事項参照）	
【資料 3-1-18】	鈴鹿医療科学大学学則第 35 条	【資料 F-3】と同じ

鈴鹿医療科学大学

【資料 3-1-19】	2021 年度臨時第 2 回大学協議会議事録（卒業判定、研究科修了判定）	
【資料 3-1-20】	教育質保証委員会内規	
【資料 3-1-21】	2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書について）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	大学院学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）	
【資料 3-2-4】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞カリキュラム・シラバス＞カリキュラムマップ）	
【資料 3-2-5】	シラバス（ディプロマ・ポリシーとの関連性）例示	
【資料 3-2-6】	シラバス（ナンバリング）例示	
【資料 3-2-7】	教育質保証委員会内規	【資料 3-1-20】と同じ
【資料 3-2-8】	シラバスチェックシート	
【資料 3-2-9】	大学ポータルサイト（SUMS-PO）学生カルテ	
【資料 3-2-10】	大学院の体系的教育課程	
【資料 3-2-11】	教科書「医療人の底力実践」	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 3-2-12】	基礎分野カリキュラム表	
【資料 3-2-13】	FD ハンドブック 2022（トコトンできるまで教育 2 ページ）	
【資料 3-2-14】	2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書について）	【資料 3-1-21】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	大学院学生要覧 2022	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-3】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）	
【資料 3-3-4】	ループリック例示	
【資料 3-3-5】	学科・専攻ごとの GPA 分布図	
【資料 3-3-6】	学生意識調査及び調査結果	
【資料 3-3-7】	学修成果に係る自己評価調査及び調査結果	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 3-3-8】	鈴鹿医療科学大学 IR 推進室規程	
【資料 3-3-9】	2021 年度 IR 推進室会議議事録	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 3-3-10】	2021 年度教務委員会議事録（第 1 回、第 3 回）	
【資料 3-3-11】	過去 3 年間の国家試験及び認定試験の受験結果	
【資料 3-3-12】	令和 4 年 3 月卒業予定者進路集計表	
【資料 3-3-13】	2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書について）	【資料 3-1-21】と同じ
【資料 3-3-14】	2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書	
【資料 3-3-15】	鈴鹿医療科学大学 FD 推進委員会規程	
【資料 3-3-16】	2021 年度 FD 推進委員会議事録	
【資料 3-3-17】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞情報公開＞授業評価アンケート結果）	
【資料 3-3-18】	シラバス（授業評価結果等の活用・改善案等）例示	
【資料 3-3-19】	リフレクションシート	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

鈴鹿医療科学大学

4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	鈴鹿医療科学大学教学マネジメント体制図	
【資料 4-1-2】	学校法人鈴鹿医療科学大学理事会業務委任規程	
【資料 4-1-3】	鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 4-1-4】	第 147 回理事会議事録（令和 2 年 12 月 11 日）（副学長任命）	
【資料 4-1-5】	令和 3 年度学長・副学長ミーティング議事録	
【資料 4-1-6】	鈴鹿医療科学大学学則第 53 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-7】	鈴鹿医療科学大学協議会規程	【資料 1-2-25】と同じ
【資料 4-1-8】	鈴鹿医療科学大学新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策マニュアル	
【資料 4-1-9】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-10】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会内規	
【資料 4-1-11】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2021	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 4-1-12】	中期計画と第 1-1 期の活動計画	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 4-1-13】	第 2-3 期の活動計画の達成状況	
【資料 4-1-14】	令和 3 年度外部評価委員会意見書・回答書	
【資料 4-1-15】	鈴鹿医療科学大学 IR 推進室規程	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 4-1-16】	鈴鹿医療科学大学学則第 52 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-17】	鈴鹿医療科学大学教授会規程	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 4-1-18】	鈴鹿医療科学大学大学院研究科委員会規程	【資料 1-2-24】と同じ
【資料 4-1-19】	鈴鹿医療科学大学大学院学則第 9 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-20】	鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-21】	2021 年大学協議会議事録（各種委員会報告）	
【資料 4-1-22】	学校法人鈴鹿医療科学大学事務組織規程	
【資料 4-1-23】	事務局各課の使命	
【資料 4-1-24】	令和 3 年度事務局会議開催実績	
【資料 4-1-25】	学校法人鈴鹿医療科学大学就業規則	
【資料 4-1-26】	学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	データ編【共通基礎データ様式 1】教員組織	データ編【共通基礎データ様式 1】と同じ
【資料 4-2-2】	鈴鹿医療科学大学教員選考規程	
【資料 4-2-3】	教員採用の手順に関する取決め	
【資料 4-2-4】	教員昇任の手順に関する取決め	
【資料 4-2-5】	2021 年度教授会議事録（昇任・採用）	
【資料 4-2-6】	学校法人鈴鹿医療科学大学運営協議会規程	
【資料 4-2-7】	大学運営協議会議事録（令和 3 年 12 月 7 日）（昇任・採用）	
【資料 4-2-8】	第 151 回理事会議事録（令和 3 年 12 月 10 日）（昇任・採用）	【資料 F-10】と同じ
【資料 4-2-9】	大学院医療科学研究科兼任教員選考基準	
【資料 4-2-10】	大学院薬学研究科兼任教員選考基準	
【資料 4-2-11】	2021 年度医療科学研究科委員会議事録（兼任教員資格審査）	
【資料 4-2-12】	鈴鹿医療科学大学 FD 推進委員会規程	【資料 3-3-15】と同じ
【資料 4-2-13】	第 1-2 期の活動計画（重点分野 3）	
【資料 4-2-14】	2021 年度 FD 推進委員会議事録	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 4-2-15】	2021 年度 FD・SD 講演会	
【資料 4-2-16】	FD ハンドブック 2022	
【資料 4-2-17】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞情報公開＞授業評価アンケート結果）	

鈴鹿医療科学大学

【資料 4-2-18】	鈴鹿医療科学大学教学マネジメント体制図	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-2-19】	2021 年度 LMS 研究部会議事録	
【資料 4-2-20】	2021 年度 LMS 研究会	
【資料 4-2-21】	2021 年度教育改革委員会・FD 推進委員会合同会議議事録	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-22】	2021 年度教育研究会	
【資料 4-2-23】	鈴鹿医療科学大学紀要（第 28 号（2021）授業評価高得点賞受賞者の教育取り組み）	
【資料 4-2-24】	2021 年度看護学科 FD 講演会	
【資料 4-2-25】	大学コンソーシアム京都主催 第 27 回 FD フォーラム報告書	
【資料 4-2-26】	大学院セミナー一覧	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	第 1-2 期の活動計画（重点分野 5）	
【資料 4-3-2】	令和 3 年度 SD 研修会一覧	
【資料 4-3-3】	運営協議会議事録（令和 4 年 2 月 1 日）（医療人底力担当職員の配置）	
【資料 4-3-4】	2021 年度医療人底力実践Ⅱ 体験プログラム	
【資料 4-3-5】	学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準	【資料 4-1-26】と同じ
【資料 4-3-6】	学校法人鈴鹿医療科学大学教職員給与規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	みえライフイノベーション特区地域活性化方針	
【資料 4-4-2】	鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター規程	
【資料 4-4-3】	鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター運営委員会内規	
【資料 4-4-4】	大学ホームページ（ホーム＞研究・社会連携＞組織・体制＞社会連携研究センターについて）	
【資料 4-4-5】	鈴鹿市福祉ロボット推進事業に関する協定書	
【資料 4-4-6】	第 17 回鈴鹿病態薬学研究会	
【資料 4-4-7】	三重県農業研究所との共同研究に係る協定書	
【資料 4-4-8】	鈴鹿工業高等専門学校との学術研究交流協定書	
【資料 4-4-9】	大学ホームページ（ホーム＞研究・社会連携＞研究者を探す）	
【資料 4-4-10】	2021 年度第 1 回医療科学研究科教員全体会議議事録	
【資料 4-4-11】	医療科学研究科・薬学研究科共通機器管理リスト	
【資料 4-4-12】	研究環境に関する満足度調査結果	
【資料 4-4-13】	鈴鹿医療科学大学教学マネジメント体制図	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-4-14】	鈴鹿医療科学大学臨床研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-15】	鈴鹿医療科学大学臨床研究取扱手順書	
【資料 4-4-16】	鈴鹿医療科学大学ヒトゲノム研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-17】	鈴鹿医療科学大学ヒトゲノム研究取扱手順書	
【資料 4-4-18】	鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程	
【資料 4-4-19】	鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 4-4-20】	鈴鹿医療科学大学微生物取扱安全管理委員会規程	
【資料 4-4-21】	鈴鹿医療科学大学微生物取扱安全管理規程	
【資料 4-4-22】	鈴鹿医療科学大学動物実験倫理委員会規程	
【資料 4-4-23】	鈴鹿医療科学大学動物実験指針	
【資料 4-4-24】	令和 3 年度第 1 回動物実験施設運営委員会議事録	
【資料 4-4-25】	令和 3 年度実験動物感謝式実施記録	
【資料 4-4-26】	鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程	
【資料 4-4-27】	令和 3 年度公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-28】	令和 3 年度不正防止実施計画	

鈴鹿医療科学大学

【資料 4-4-29】	令和 3 年度公的研究費の運営・管理・使用にあたっての誓約書	
【資料 4-4-30】	令和 4 年度教員研究費比例配分資料	
【資料 4-4-31】	学校法人鈴鹿医療科学大学 SUMS 学科横断的共同研究助成・選考要領	
【資料 4-4-32】	学校法人鈴鹿医療科学大学 2022 年度 SUMS 共同研究費助成課題・公募要領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	大学ホームページ（ホーム＞情報公開）	
【資料 5-1-3】	鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-1-4】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2015	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 5-1-5】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2021	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 5-1-6】	中期計画と第 1-1 期の活動計画	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-7】	鈴鹿医療科学大学協議会規程	【資料 1-2-25】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人鈴鹿医療科学大学運営協議会規程	【資料 4-2-6】と同じ
【資料 5-1-9】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 5-1-10】	経費削減推進委員会議事録（令和 3 年度）	
【資料 5-1-11】	工場・事業場における省エネ法定期報告（2021 年度提出分（2020 年度実績））	
【資料 5-1-12】	学校法人鈴鹿医療科学大学公益通報者保護規程	
【資料 5-1-13】	学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護の保護に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護方針	
【資料 5-1-15】	学校法人鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-16】	鈴鹿医療科学大学ハラスメント防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-17】	令和 3 年度 SD 研修会一覧	【資料 4-3-2】と同じ
【資料 5-1-18】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞人権・安全への取り組み）	
【資料 5-1-19】	2022 年度防災・危機管理対策委員会組織図	
【資料 5-1-20】	防災・危機管理対策委員会議事録（令和 3 年度）	
【資料 5-1-21】	消防計画作成（変更）届出書	
【資料 5-1-22】	消防訓練計画書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	第 152 回理事会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）・第 85 回評議員会議事録（令和 4 年 5 月 30 日）	第 152 回理事会議事録は【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	令和 3 年度理事会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	議決書ひな型	
【資料 5-2-5】	学校法人鈴鹿医療科学大学役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-6】	令和 4(2022)年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-2-7】	大学運営協議会議事録（令和 4 年 3 月 1 日）	
【資料 5-2-8】	第 84 回評議員会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-9】	第 152 回・153 回理事会議事録（令和 4 年 3 月 30 日・令和 4 年 5 月 30 日）	第 152 回理事会議事録は【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-10】	学校法人鈴鹿医療科学大学理事会業務委任規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-2-11】	令和 3(2021)年度事業報告書（責任限定契約・役員賠償責任保険契約の状況）	【資料 F-7】と同じ

鈴鹿医療科学大学

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人鈴鹿医療科学大学運営協議会規程	【資料 4-2-6】と同じ
【資料 5-3-3】	鈴鹿医療科学大学協議会規程	【資料 1-2-25】と同じ
【資料 5-3-4】	鈴鹿医療科学大学学科会議規程	【資料 1-2-26】と同じ
【資料 5-3-5】	理事長ミーティング日程表（令和 3 年度下半期）	
【資料 5-3-6】	令和 3 年度事務局会議開催実績	【資料 4-1-24】と同じ
【資料 5-3-7】	第 7 回 2021 年度教育改善提案公募要領	
【資料 5-3-8】	2021 年度教育改革委員会議事録	
【資料 5-3-9】	学校法人鈴鹿医療科学大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人鈴鹿医療科学大学評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-11】	第 152 回理事会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）・第 85 回評議員会議事録（令和 4 年 5 月 30 日）	第 152 回理事会議事録は【資料 F-10】と同じ 第 85 回評議員会議事録は【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-12】	令和 3 年度評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-13】	学校法人鈴鹿医療科学大学役員名簿（監事）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-14】	令和 3 年度理事会出席状況・令和 3 年度評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-15】	令和 3 年度理事会議事録（第 149 回～152 回） 令和 3 年度評議員会議事録（第 82 回～84 回）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-16】	令和 3(2021)年度学校法人実態調査（監事の職務執行状況）	
【資料 5-3-17】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-18】	令和 3 年度学校法人監事研修会	
【資料 5-3-19】	学校法人鈴鹿医療科学大学内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中期財務計画	
【資料 5-4-2】	中期計画と第 1-1 期の活動計画（重点分野 1・9）	
【資料 5-4-3】	外部資金への申請状況	
【資料 5-4-4】	計算書類（平成 29 年度～令和 3 年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	経費削減推進委員会議事録（令和 3 年度）	【資料 5-1-10】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人鈴鹿医療科学大学固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	令和 3 年度 SD 研修会一覧（4 月 6 日・8 月 5 日・10 月 15 日）	【資料 4-3-2】と同じ
【資料 5-5-5】	第 152 回理事会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）（補正予算）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-6】	第 84 回評議員会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）（補正予算）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-7】	鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程	【資料 4-4-26】と同じ
【資料 5-5-8】	学校法人鈴鹿医療科学大学内部監査規程	【資料 5-3-19】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	鈴鹿医療科学大学学則第 1 条、第 1 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	鈴鹿医療科学大学大学院学則第 1 条、第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-1-4】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会内規	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 6-1-5】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価体制図	

鈴鹿医療科学大学

【資料 6-1-6】	鈴鹿医療科学大学基本方針 2021	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 6-1-7】	中期計画と第 1-1 期の活動計画	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 6-1-8】	外部評価委員の委嘱状	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	鈴鹿医療科学大学自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-2-2】	2021 年度自己点検・評価委員会 活動計画検討・実行委員会議事録	
【資料 6-2-3】	令和 3 年度外部評価委員会意見書・回答書	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 6-2-4】	令和 4(2022)年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-2-5】	第 152 回理事会議事録・第 84 回評議員会議事録（令和 4 年 3 月 30 日）	【資料 F-10】と同じ
【資料 6-2-6】	令和 3(2021)年度事業報告書（事業計画に係る達成度報告）	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-2-7】	第 153 回理事会議事録・第 85 回評議員会議事録（令和 4 年 5 月 30 日）	第 153 回理事会議事録は【資料 5-2-9】と同じ 第 85 回評議員会議事録は【資料 5-2-2】と同じ
【資料 6-2-8】	運営協議会議事録（令和 4 年 6 月 7 日）（事業計画に係る達成度報告）	
【資料 6-2-9】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞情報公開＞中期計画と活動計画（1 年））	
【資料 6-2-10】	鈴鹿医療科学大学 IR 推進室規程	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 6-2-11】	2021 年度 IR 推進室会議議事録	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 6-2-12】	学修成果に係る自己評価調査及び調査結果	【資料 1-2-18】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	教育質保証委員会内規	【資料 3-1-20】と同じ
【資料 6-3-2】	鈴鹿医療科学大学教育改革委員会規程	
【資料 6-3-3】	2022 年度第 1 回教育改革委員会議事録（2021 年度留年者が発生した学科・専攻に係る 2022 年度改善目標・計画書）	【資料 3-1-21】と同じ
【資料 6-3-4】	中期計画と第 1-1 期の活動計画（重点分野 11：各学科教育の特色）	
【資料 6-3-5】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞4 つのポリシー）	
【資料 6-3-6】	2020 年度学科・専攻の「アセスメント・ポリシー」自己点検・評価結果	
【資料 6-3-7】	鈴鹿医療科学大学教育職員等評価取扱基準	
【資料 6-3-8】	教員 PDCA 申告書	
【資料 6-3-9】	学校法人鈴鹿医療科学大学職員人事考課取扱基準	【資料 4-1-26】と同じ
【資料 6-3-10】	平成 27 年度大学機関別認証評価 評価報告書	
【資料 6-3-11】	設置計画履行状況等調査の結果（令和 3 年度）	

基準 A. 段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育		
【資料 A-1-1】	大学ホームページ（ホーム＞大学案内＞教育関係＞多職種連携教育）	
【資料 A-1-2】	学生要覧 2022（51～88 ページ（カリキュラム表））	【資料 F-5】と同じ
【資料 A-1-3】	教科書「医療人の底力実践」	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 A-1-4】	シラバス（多職種連携の基礎）	
【資料 A-1-5】	シラバス（事例で学ぶ多職種連携）	
【資料 A-1-6】	2021 年度多職種連携教育委員会議事録	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 A-1-7】	シラバス（実践で学ぶ多職種連携）	

基準 B. 国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育		
【資料 B-1-1】	2021 年度慢性疼痛教育委員会議事録	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 B-1-2】	慢性疼痛チーム医療者育成プログラム打合せ会議議事概要（令和 3 年度）	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 B-1-3】	大学ホームページ（ホーム＞慢性疼痛チーム医療者育成プログラム）	
【資料 B-1-4】	シラバス（慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎））	
【資料 B-1-5】	シラバス（慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践））	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。